

令和3年第5回西会津町議会定例会会議録

第1. 招 集

1. 招集日 令和3年9月3日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 令和3年9月3日
2. 閉 会 令和3年9月10日
3. 会 期 8日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1番 荒海正人	5番 猪俣常三	9番 多賀剛
2番 上野恵美子	6番 三留正義	10番 青木照夫
3番 小林雅弘	7番 小柴敬	11番 清野佐一
4番 秦貞継	8番 伊藤一男	12番 武藤道廣

2. 不応招議員

なし

令和3年第5回西会津町議会定例会会議録

議事日程一覧

令和3年9月3日（金）……5～9頁

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 経済常任委員会陳情継続審査報告
- 日程第5 所管事務調査実施報告
- 日程第6 例月出納検査報告
- 日程第7 付議事件名報告
- 日程第8 提案理由の説明

令和3年9月6日（月）……11～81頁

- 日程第1 一般質問（小林雅弘、上野恵美子、荒海正人、秦貞継、猪俣常三、小柴敬）

令和3年9月7日（火）……83～123頁

- 日程第1 一般質問（多賀剛、青木照夫）
- 日程第2 議案第1号 西会津町税条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第2号 西会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第3号 西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第4号 令和2年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第5号 令和2年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第6号 令和2年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第7号 令和2年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第8号 令和2年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第9号 令和2年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第10号 令和2年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

令和3年9月9日（木）……125～174頁

- 日程第1 議案第4号 令和2年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第2	議案第5号	令和2年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第3	議案第6号	令和2年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第4	議案第7号	令和2年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第5	議案第8号	令和2年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第6	議案第9号	令和2年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第7	議案第10号	令和2年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
日程第8	議案第11号	令和2年度西会津町下水道事業会計決算の認定について
日程第9	議案第12号	令和3年度西会津町一般会計補正予算（第3次）
日程第10	議案第13号	令和3年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）
日程第11	議案第14号	令和3年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第1次）
日程第12	議案第15号	令和3年度西会津町水道事業会計補正予算（第1次）
日程第13	議案第16号	令和3年度西会津町下水道事業会計補正予算（第1次）

令和3年9月10日（金）……175～187頁

日程第1	議案第17号	西会津町過疎地域持続的発展計画の策定について
日程第2	議案第18号	財産の取得について（町民バス）
日程第3	議案第19号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第4	議案第20号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第5	報告第1号	委任専決処分事項
日程第6	意見書案第1号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
日程第7	意見書案第2号	豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書
日程第8		常任委員会の管外行政調査実施申出について
日程第9		議員派遣について
日程第10		広報広聴常任委員会の継続審査申出について
日程第11		議会運営委員会の継続審査申出について
日程第12		議会活性化特別委員会の継続審査申出について

令和3年第5回西会津町議会定例会会議録

令和3年9月3日（金）

開 会 10時00分
散 会 11時18分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	11番	清野佐一
4番	秦貞継	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	大 竹 享	会計管理者兼出納室長	成 田 信 幸
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	伊 藤 善 文	学校教育課長	玉 木 周 司
町民税務課長	渡 部 峰 明	生涯学習課長	五十嵐 博 文
福祉介護課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	佐 藤 泰
健康増進課長	小 瀧 武 彦	農業委員会長	江 川 新 壽
商工観光課長	岩 渕 東 吾	農業委員会事務局長	矢 部 喜代栄
農林振興課長	矢 部 喜代栄		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

令和3年第5回議会定例会議事日程（第1号）

令和3年9月3日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告

日程第4 経常任委員会陳情継続審査報告

日程第5 所管事務調査実施報告

日程第6 例月出納検査報告

日程第7 付議事件名報告

日程第8 提案理由の説明

散 会

(全員協議会)

(広報広聴常任委員会 広報分科会)

○議長 おはようございます。

ただいまから令和3年第5回西会津町議会定例会を開会します。(10時00分)

開会にあたり一言あいさつを申し上げます。

議員各位には、公私誠にご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、条例の一部改正をはじめ、令和2年度決算の認定、補正予算、計画の策定など、重要な議案であります。円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望いたします。

なお、テレビ等で報道されておりますように、会津管内でも新型コロナウイルスへの感染が連日確認をされており、議場内での感染防止対策を行ってまいります。

町民の皆さまにおかれましても感染防止の観点から、ケーブルテレビでご覧いただくなど、議場における傍聴の自粛にご協力いただければ幸いです。

各位におかれましては、新型コロナウイルス感染防止にご配慮願いますとともに、円滑な議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会のあいさつといたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告いたさせます。

事務局長、長谷川浩一君。

○議会事務局長 本定例会に、町長より別紙配付のとおり20件の議案及び1件の報告が提出され、受理しました。

次に、本定例会の一般質問の通告は、8議員からであり、質問者及び質問の要旨は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、例月出納検査、定期監査及び財政援助団体の監査結果については、監査委員から報告があり、その写しを配付してございます。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定による令和2年度事業分西会津町の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価の結果については、教育長から報告があり、その写しを配付してございます。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育長、監査委員、農業委員会会長に出席を求めました。

なお、本定例会に、地方自治法第121条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育長からは学校教育課長、生涯学習課長を、農業委員会会長からは農業委員会事務局長をそれぞれ出席させる旨の通知があり受理いたしました。以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、5番、猪俣常三君、6番、三留正義君を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月10日までの8日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、会期は本日から9月10日までの8日間に決定しました。

日程第3、議長諸報告を行います。

6月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

日程第4、経済常任委員会陳情継続審査報告を行います。

総務常任委員会委員長、小柴敬君。

○総務常任委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって、経済常任委員会の陳情継続審査報告を終わります。

日程第5、所管事務調査実施報告を行います。常任委員会委員長の報告を求めます。

報告は総務常任委員会、経済常任委員会の順で行ってください。

総務常任委員会委員長、秦貞継君。

○総務常任委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 次に、経済常任委員会委員長、小柴敬君。

○経済常任委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

まず、はじめに総務常任委員会について質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 次に、経済常任委員会についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって、所管事務調査実施報告を終わります。

日程第6、例月出納検査報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員、佐藤泰君。

○監査委員 (例月出納検査結果報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって、例月出納検査報告を終わります。

日程第7、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配付の議会定例会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第 8、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。(11時18分)

令和3年第5回西会津町議会定例会会議録

令和3年9月6日（月）

開 議 10時00分
延 会 17時15分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	11番	清野佐一
4番	秦貞継	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	大 竹 享	教 育 長	江 添 信 城
総 務 課 長	新 田 新 也	学校教育課長	玉 木 周 司
企画情報課長	伊 藤 善 文	生涯学習課長	五十嵐 博 文
町民税務課長	渡 部 峰 明	代表監査委員	佐 藤 泰
福祉介護課長	渡 部 栄 二	農業委員会長	江 川 新 壽
健康増進課長	小 瀧 武 彦	農業委員会事務局長	矢 部 喜代栄
商工観光課長	岩 渕 東 吾		
農林振興課長	矢 部 喜代栄		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

令和3年第5回議会定例会議事日程（第4号）

令和3年9月6日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 小林 雅弘 | 2. 上野恵美子 | 3. 荒海 正人 |
| 4. 秦 貞継 | 5. 猪俣 常三 | 6. 小柴 敬 |
| 7. 多賀 剛 | 8. 青木 照夫 | |

○議長 おはようございます。

令和3年第5回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。

町長より会計管理者兼出納室長が本日欠席する旨の通知があり、受理いたしましたのでご報告いたします。

日程第1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。なお、質問は通告に沿って簡潔明瞭に行い、他の議員への答弁で納得した質問は取りやめるなど、能率的議会運営にご協力ください。質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。

3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 皆さん、おはようございます。3番、小林雅弘でございます。これから通告に従って、一般質問をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてお尋ねいたします。

第1に、2021年8月17日付けの福島民報新聞に、新型コロナウイルス感染症について、政府が重傷者らに入院治療を制限する方針に転じたことへの賛否について、県内59市町村長にアンケートを実施した結果が載っていました。設問は、新型コロナの重傷者と中等症者を原則入院とし、入院患者以外は自宅療養を基本とする。この政府方針への賛否はというもので、西会津町は反対との回答でした。その回答の内容について詳しい説明を求めます。

第2に、ワクチン接種についてです。ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症対策におきまして、ワクチンの接種は感染の拡大や感染者の重症化の回避などで大きな意味を持っていると承知しています。町民にとって、今、最も知りたい情報の一つではないでしょうか。そこで伺います。

質問の一つ目、65歳以上の高齢者への接種は7月末をもって概ね終了し、91.3パーセントの皆さんが接種を終えられたとのこと、喜びと安心の聲が私の耳にも届いています。そこで、現在の接種対象者である12歳以上、64歳以下の接種状況はどのくらいか。また、完了の見通しをお示しください。なお、質問通告では64歳未満と書きましたが、それは誤りでございまして、64歳以下に訂正させていただきます。

質問の2、6月議会でき私の優先接種についての質問に、町はこども園や学校関係者などへの優先接種につきましては、高齢者向け接種時にキャンセル等で発生する余剰ワクチンを活用すると回答していますが、こども園や学校関係者への接種は完了しているのでしょうか。ちなみに、政府は8月25日、基本的対処方針を改定し、学校再開に伴う感染拡大を防ぐ対策として、教職員への優先的なワクチン接種が進むよう配慮を依頼するとしています。

それでは質問の3番目でございます。6月議会でも伺いましたが、その後、当町でのワクチン接種での重篤な副反応は起きているのでしょうか。

質問の4番目、こういった緊急かつ長期間の取り組みの場合、往々にして感染症対策や

ワクチン接種に関わる職員の皆さんの労働条件が悪化しがちであると思います。そこでお伺いします。

7、8月の感染症対策及びワクチン接種に係る職員の時間外労働は、月平均でそれぞれ何時間でしょうか。また、過労死ラインを超えている職員はいらっしゃるのでしょうか。過労死ラインというのは月80時間でございます。

質問の五つ目、今までワクチン接種を進めてきて、明らかになった課題等があればお示しいただきたいと思います。ワクチン接種については以上でございます。

次に、有害鳥獣被害対策について伺います。本町の有害鳥獣被害対策は、一つ、電気柵設置への支援。二つ、狩猟免許取得の推進。三つ、ICTを活用しての効果的かつ安全に配慮した捕獲。四つ、集落周辺の環境整備。五つ、未利用果樹木と里山林の伐採整備など、総合的に進められ、大変素晴らしいと評価しています。

また、先日、わな免許取得者を対象に行われたくくりわなの設置についての講習会は、極めて実践的、具体的で、とても参考になった次第でございます。私などは早速新品のくくりわなを土の中に埋めておき、金属の臭いを取るようにしたものでございます。さらにこの内容、方策を深め、広げるために、3点お伺いします。

第1に、町長の公約にあります解体処理施設の整備促進について、具体的な計画、内容についてお伺いいたします。

第2に、同じく町長の公約にジビエ肉の制限解除に向けた取り組みを促進とありますが、どのように進めようと考えているのかお伺いいたします。

第3に、協力してくださっている猟友会の皆さんが少なくなっている。また、高齢化などの問題を抱える今、狩猟免許取得のさらなる推進を図るため、猟銃等物品購入の際に補助を出す考えはないでしょうか。

以上、お伺いいたします。分かりやすい回答を求めます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 3番、小林議員の有害鳥獣被害対策についてのご質問にお答えをいたします。

町では、有害鳥獣対策を町の最重点施策の一つに位置付けまして、電気柵設置補助などの被害防除、猟友会と連携した有害捕獲、集落周りの間伐などの環境整備を対策の3本柱とし、各種事業を総合的に実施しているところであります。

まず1点目の解体処理施設の整備についてであります。近年イノシシやツキノワグマなどの大型鳥獣の捕獲数が増加しておりまして、猟友会員の皆さんからは捕獲後の処理に苦慮しているため解体処理施設の整備が必要との声が多く寄せられております。現在町では、町の遊休施設等を活用して解体処理施設を整備できないかを検討しており、具体的な整備内容については、実際に作業に従事する猟友会の皆さんの意見もお聞きしながら計画してまいる考えでありますので、ご理解願います。

2点目のジビエ肉の出荷制限解除に向けた取り組みの促進については、現在のところ福島県全域でイノシシ、ツキノワグマの出荷制限がかけられており、出荷制限を解除するためには、県が出荷・検査方針を作成して、原子力災害対策本部長である内閣総理大臣に解除を申請する必要があります。

解除を申請するためには、食肉処理施設で全頭検査体制が整うことが条件となりますが、

福島県内ではジビエの食肉処理施設がなく、解除に向けた計画・方針もありませんので、まずは県と食肉処理施設整備と解除に向けた計画づくりを協議していきたいと考えております。

3点目の猟銃等物品購入の際に補助する考えはないかとお質しにつきましては、本町においては、有害鳥獣対策協議会が銃猟免許取得や銃砲所持許可に係る経費の一部を助成しておりますが、猟銃購入時の補助については、現在行っておりません。今後、近隣市町村の動向も見ながら検討していきたいと考えております。

今後も地域の皆さんの協力を得ながら、猟友会員の皆さんと連携し、有害鳥獣の被害対策に全力で取り組んでまいりますので、ご理解願いたいと思います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 3番、小林雅弘議員のご質問のうち新型コロナウイルス感染症対策についてのご質問にお答えいたします。

1点目の新型コロナウイルス患者の入院制限についてのアンケート回答内容についてのご質問ですが、政府は医療機関の病床使用率がひっ迫していることを受け、新型コロナウイルス患者の重症度を示す「軽症」「中等症Ⅰ」「中等症Ⅱ」「重症」の4分類のうち、重症化リスクが高い「中等症Ⅰ」「中等症Ⅱ」及び「重症」を入院対象とし、無症状や軽症患者などの「軽症」については、自宅療養を基本とする方針が示されたところであります。

しかし、全国では軽症であっても自宅療養中に症状が急変し重症化や死亡する事例も発生しており、また、本町のような医療資源の少ない地域においては、自宅療養中に症状が急変した場合、救急対応可能な2次医療機関まで搬送時間を要することや、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯での対応の遅れによる重症化、さらには家庭内感染など自宅療養には様々なリスクがあると考えます。

このようなことから、患者の入院や自宅療養等の調整を行う県において、軽症であっても入院または宿泊療養施設を活用できるように調整していただき、感染しても安心して療養できる体制の構築を望むことから、政府方針に反対としたところであります。

2点目のワクチン接種についてのご質問のうち、12歳以上64歳以下の接種状況ですが、7月1日現在の12歳以上64歳までの住民基本台帳人口2,762人のうち、8月28日現在1回目の接種完了者が1,484人で53.7パーセント、2回目の接種完了者が772人で28.0パーセントとなっております。

また、計画では希望する方への集団接種は10月9日に完了する見通しであります。

次に、こども園や学校関係者への接種についてですが、これまで端数調整やキャンセルなどにより発生したワクチンを活用して、こども園の保育士やこども園給食調理員、放課後児童クラブ職員、小・中学校教職員、スクールバス運転手、学校給食調理員、図書館職員などへ優先接種を進めてまいりました。その接種状況ですが、9月6日現在、町の集団接種での接種希望者62名のうち61名の方へ2回目の接種を完了したところであり、残る1名についても今後完了する予定であります。

次に、ワクチン接種での重篤な副反応の発生についてですが、現在まで重篤な副反応の発生は報告されておりません。

次に、感染症対策及びワクチン接種に関係する職員の7、8月の月平均時間外勤務時間についてであります。感染症対策関係職員の7月の平均は3.5時間、8月の時間外勤務はありませんでした。また、ワクチン接種関係職員の7月の平均は53.5時間、8月の平均は39時間であり、80時間を超える時間外勤務はありませんでした。

次に、これまでワクチン接種を進めてきて明らかになった課題等についてであります。高齢者の方への接種開始時においては、国からワクチン配分量や配分時期が示されなかったため、全体の接種スケジュールを周知することができず、接種を希望される方には大変ご心配をおかけいたしました。その後ワクチンも希望量が定期的に配分され、また町民の皆様のご理解とご協力をいただき、これまで大きな混乱もなく概ね順調に進められているものと考えております。

今後もワクチン接種を希望する方が安心して接種できるように、万全の体制で対応してまいりますのでご理解願います。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 私の質問の順序と違う順序なのですが、私の質問どおりの順番でやらせていただいてよろしいでしょうか。

まず、ワクチン接種でございます。先ほど申しましたように、非常に2回目の接種が済んだ方々、本当に明るくなっています。安心しています。そういう意味では、この町、とても丁寧な接種の状況でございます。大変素晴らしいというふうに考えております。

ただ一つ、ちょっとお尋ねしたいのですが、まず新聞への回答の中で、県において軽症であっても入院または宿泊療養施設を活用できるように調整していただき、感染しても安心して療養できる体制の構築を臨むことから、今、こういう判断に至ったということでございますが、もしといたしますか、このコロナ、予想外の広がりを見せておりましたが、最近少し福島県の3桁から2桁になったということで、まだ安心はできませんけれども、私などは冷静にいられるのかなというふうには思っております。

しかし、また感染拡大が広がるということも想定しておかなければならないというふうに考えております。そのときに、町が入院できる、できない、この態度表明をするときは、やはり町民の皆さんに非常にアピール力が強いと思います。つまり、不安も持たれると思います。

ですから、やはり町としてどういうふうな方策を取っていくのか、この基本的な考え、これがなければいけないと思います。やはり県任せではなく、あるいは県にお願いするだけではなく、町としてどのように方策を取っていくのか、そういう考え方があるのかないのか、まずそれをお尋ねしたいというふうに思います。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 それでは再質問にお答えをいたします。

まず、コロナの感染で陽性が確認された方の入院、宿泊療養施設、自宅、その判断につきましては、感染症法、法律に基づいて都道府県がその判断をするということになっているということが前提であります。その中で、今回、国では感染が急増している地域では、中等症Ⅰ、Ⅱ、重症を入院とし、それ以外の軽症については自宅療養と方針をお示ししましたが、その後この対策については、全国一律ではなくそれぞれの都道府県で判断をして

もいいということが示されました。

福島県の場合どうなのかということですが、その判断をする福島県におきまして、これまで感染が確認された患者の方については、できる限り入院という基本的な方針を出しております。今回、国が方針を示した際にも、中等以上は速やかに入院、軽症であっても心配な場合は医師の判断で早期に入院してもらうこれまでの措置を継続するということが、県としても基本的には原則入院と、福島県の場合ですが、という方針を出しておりますので、町の方が、町民の方がそういった感染確認された場合であっても、現在の県の方針であれば、基本的に入院として対応していただけるものというふうに考えております。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 その件につきましては承知しているのですが、やはり私は県の方針というのは、全く素晴らしいものだと思っておりますが、それが現実的にどう生かされるかというところで一抹の不安を持っております。それでお尋ねしたわけです。

この町というのは入院設備を持っている医療機関がないと思いますが、その西会津町の場合、じゃあ会津全域が非常にコロナが広がった場合、どのように対応するのか、これは町としては、やはり考え方を持っていなければいけないのじゃないでしょうか。それとも、やはり県の方針どおり指示待ちという、指示待ちというのは失礼ですね、方針を待って、またそれに従うということだけでよろしいのでしょうかというふうに思います。お答えしていただければ。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 それではお答えをいたします。

今後感染が拡大して、そういった病床の使用率も高くなってきた場合の対応というご質問かと思いますが、先ほど申し上げましたとおり、原則的には都道府県がその入院の調整を行うということは大前提であります。現在も福島県においては、入院を基本として考えているということ、先ほど申し上げましたが、当然、会津地域の病床使用率が高くなれば、県全体としての調整、これについてはやはり県がそれぞれの県北、県中、県南、いわき、相双、そういった地域の病床使用率などを勘案して、県が調整をするということになってございますので、一つの市町村が特定の医療機関に入院をかけあうということも当然できないので、現在は県の方針に基づいて入院、あるいは自宅療養の調整はされていくものというふうに考えております。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 分かりました。ただ、私といたしましては、やはりこの医療が逼迫した場合のことも、町としても想定して、方針とまではいかないけれども、考えておく必要があるのではないかとという意味で質問をさせていただきました。今後の町の対応、注視してまいりたいと思います。

それでは次の質問に移らせていただきます。まず解体処理施設の整備なのですが、これは前にお答えしていただいた内容かと思っております。今、町としましては、例えば穴を掘る、ユンボですね、それを用意していただいたりして、非常に猟友会の皆さん、楽になったということで喜んでいらっしゃいます。しかし、私はやはり早急な解体処理施設、あるいは食肉を前提としない解体施設、これがやはり必要ではないかという意味で質問をさせてい

ただいているのですが、今年の4月に制限がございますよね、放射線量の関係で野生鳥獣に関する制限があるのですが、その制限が解除される道筋が示されたという話がありますけれども、ご承知でしょうか。ちょっと聞きたいと思います。

○議長 農林振興課長、矢部喜代栄君。

○農林振興課長 小林議員の再質問にお答えいたします。

野生鳥獣のジビエ利用についてでございますが、福島県の場合、原子力事故による放射線量汚染で、全県的に出荷制限がかけられている状況でございます。これは福島県だけではなく、全10県にかけられているもので、福島県ではそれに加えて相双地域、県北地域で摂取制限ということで、かけられている状況でございます。4月以降、検査体制が整って、全頭検査する体制が整った処理場については、他県では解除になった実績がございますが、福島県では、今のところ解除するような見通しは立ってございません。

今後、県と協議いたしまして、解除については都道府県知事が原子力対策本部長である総理大臣に申請することになっておりますので、県とその辺りは今後協議してまいりたいというふうに考えております。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 そうすると、出荷制限につきまして、具体的な解除の道筋はまだできていないということでしょうか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 今のところ、将来的にいつ解除になるかというような見通しは立ってございません。国としても安全性がしっかり確保された後に、県ごとに解除する方針を持っております。ただ、先ほども申し上げましたように、他県では一部の市町村で解除されたという実績もございますので、今後しっかりモニタリング検査なりをして、安全性が実証された際には、解除できないかということについては、今後、町として県と協議して、国に対してそういった説明で解除に向けて働きかけを行っていききたいというふうに考えております。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 じゃあ町としても解除に向けた働きかけを行っていくということでしょうか。

ちなみに令和2年度、あるいはその前3年間、過去3年間にわたってのモニタリング検査ですと、去年ですか、令和2年度に会津地域では1件、イノシシで100ベクレルを超える、イノシシが出ているということなのですが、その前も含めまして、会津では過去3年間出ていないのですか。この会津から出たというのはどこなのですか。お分かりになれば。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 過去3年間について基準値を超えた個体があったかということですが、手元に資料がございませんので、後ほど調べて回答します。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 今答弁がありましたように、他県では市町村単位、単位まではいかないのですけれども、積極的に解除に向けた働きかけをしている。そして認められた例もあるということですので、ぜひ西会津でも、このイノシシ、特にイノシシなのですが、ニホンジカ

とイノシシですね、ぜひ解除に向けた働きかけを強めていただきたいと、そのためにも、やはり検査をする。検査のやり方というのは、獲ったイノシシの肉を1キロ取りましてミンチにして、機械に入れて測るわけなのですけれども、私、仕事でやってきたんですが、そんなにコストがかかるものではございません。確かここに簡易検査機器があったかと思いますが、どうでしょう。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 放射能の測定機器ですが、町で所有してございます。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 ということは、やはり資料として生かすためにも、全頭検査に踏み切る必要があるのではないかというふうに思います。

次のジビエの問題、ジビエの問題につきましても、これでまちおこしという発想が、実は2年前に、私、前副町長としておりまして、なかなか可能性があるのではないかというふうに、もちろん非公式の場なので正確に意思表示をされたかどうか分からないのですが、やはりそういうふうにまちおこしにジビエ肉として利用していくということが、やはり捕獲圧力を増していく、そういうような、やはり私思っておりますので、この件につきましても、やはり解体する、そのためにも処理施設が必要かなというふうには思っております。

もう一つは、最近、ちょっと待ってください。

○議長 質問は完結に。

○小林雅弘 鳥獣被害防止特措法の一部を改正する法律の概要、これ概要なのですが、3月の、今年の3年6月16日に公布されたもので、その内容の中に、この野生鳥獣、特にイノシシ、それからシカ肉ですね、それについては、利用方法として愛玩動物用飼料、ペットフードですね。それから、革を利用するというような記載がございます。これは間違いないですよ。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 今の件については、確認させていただきたいと思います。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 そういう方針が出されているというところで、この町にも、まちおこしの一環、まちおこしとして、今、革を利用していきたいという方が活動しております。やはりそこをバックアップする、そのためにも革を剥げるような処理施設がやっぱり必要ではないかと。この制限、出荷制限、それから肉の利用に向けて、そしてもう一つが、この革の利用、これにやはり生かしていく。そして人材もこの町にはいるわけでございますので、それを生かしていくためにも、やはりきちっと衛生的に処理できるような処理施設が必要だと思いますので、ぜひ早急にご検討いただきたい。

例えば、これは確かなあれではないのですが、出荷制限を解除するためには、3年間検査が最低必要だということでもありますので、ぜひ早期な、早い時期の処理施設の建設をお願いしたいというふうに思います。

次に、狩猟免許取得のさらなる推進。

○議長 小林議員、あのいろいろお話されるのはいいですが、それが質問に結びつくようなお話で、完結にお願いします。

○小林雅弘　これは全て解体処理施設、必要ではないかというところの意味で聞いておりますので、続けていきたいと思えます。

それから狩猟免許の取得、この件につきまして、物品購入に、やはり答弁の中でも補助が出ていないということがございます。この町の猟友会の方々に、銃の免許を持っている方で、そのほとんどが他地区と違って、西会津町の鳥獣被害対策実施隊に参加していると、そういう認識を持っていますが、どうなのでしょう。

○議長　農林振興課長。

○農林振興課長　お答えいたします。

町内に在住されている銃猟免許をお持ちの方については、町が把握できる範囲では、全ての方が実施隊へ入って活動していただいていると認識しております。

○議長　3番、小林雅弘君。

○小林雅弘　私もそういう認識であります。そして、この銃の免許なのですが、あるいは銃を所持するまでに手続き等にかかる金額、かなり大きいのです。それお分かりだったら教えていただきたいのですが、手続きでかかる金額。

○議長　農林振興課長。

○農林振興課長　正確には申し上げられませんが、10万円前後かかるのではないかと考えられます。

○議長　3番、小林雅弘君。

○小林雅弘　そうなのです。本当にお金かかるのですよ。これからの、やはり止め刺し等で銃の所持、これがどうしても、やはり私は必要だと思います。猟友会の皆さんの健康被害、健康被害といいますか、怪我をしないようにするためには、やはり止め刺しは基本的には銃で行うのがいいかと思いますが、そうすると、手続きだけで10万円を超えると。例えば、坂下町は補助があるのですが、やはり免許の経費の全額を補助しているところもございます。それから、かなり多くのところが銃の所持に対しての補助が出ておりますが、なかなか物品に対する補助というのは2、3の町村しかございません。喜多方市もその中の一つでございまして、この間、行って話を伺ったら、去年ですね、3人の方がその申請を出されたということで、それほどやはり広がってはいないようなことでございます。

このほかに、例えば、免許を取るための経費が10万円以上。銃を実際に買うとなると新品で30万、最高で200万以上。それから中古で買った場合は、最低で10万からだそう。これ若松の銃砲店に行って聞いてきたのですが、それから、そのほかガンロッカーで5万、装弾ロッカー、これ弾を入れるロッカーで、別にやらなければいけないのです。これで3万。ということは、やはり銃を所持するというには本当に多額のお金がかかるということで、今後の、やはりこの町の有害鳥獣被害対策にとっては、やはりこれに対する補助、考えていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長　農林振興課長。

○農林振興課長　銃の購入に対する補助ということでございますが、議員おっしゃったとおり、喜多方市では上限5万円で補助する制度があるそうでございます。町といたしましても近隣の状況もよく見ながら、個人の資産形成にもあたりますので、そういったことも勘案しながら検討していきたいというふうに考えます。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 やはり今後のこの町の有害鳥獣駆除に関わっていただく方を増やすためにも、この猟銃に関する、物品購入に関する補助、ぜひ前向きにご検討いただきたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 2番、上野でございます。私は2件の一般質問を通告しております。

一つ目は、町民の足の確保についてであります。高齢化が進む本町にとって、町民バスは町民の足として重要な交通手段であります。現在、少子高齢化を背景に本格的な人口減少社会に向かう中で、活力ある住民生活の維持向上のために、地域公共交通のあり方が問われております。また、バスの利用が困難な方々の足の確保には支援が必要であります。そこでお聞きいたします。

- 1、町民バスの令和2年度の利用実績と運行経費及び財源は。
- 2、定時定路線バスとデマンドバスの併用運行による効果と課題は。
- 3、町民バスの利便性向上と利用者拡充に向けた取り組みは。
- 4、高齢者等、交通弱者に対する移動支援サービスの取り組みは。

二つ目は、6次産業化についてであります。6次産業化は1次産業としての農林漁業の青果物を2次産業として加工し、3次産業として流通、販売までを統合的に行い、産業の連携、融合を図るものです。それにより一層の所得の向上、雇用の創出、農産物等の生産拡大などが見込まれ、地域の活性化につながります。町の総合計画には農産物加工品の開発と販路拡大の支援による6次産業化の推進に取り組むことが掲げられております。そこでお聞きいたします。

- 1、6次産業化のこれまでの取り組みと推進に向けた取り組みは。
- 2、山村活性化対策事業の委託先、委託内容、販路は。

以上でございます。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 2番、上野恵美子議員の町民の足の確保についてのご質問のうち、町民バスについてお答えいたします。

町では、以前よりデマンドバス及び、まちなか循環線、野沢坂下線の定時定路線を運行してきており、平成30年10月からは極入徳沢線、高目線、黒沢線の定時定路線運行を開始するなど、移動需要に応じ、また評価検証を重ねながら運行してまいりました。

ご質問の町民バスの令和2年度の利用実績と運行経費及び財源についてであります。まず、利用実績につきましては、町民バス全体の利用者数は29,840人であり、コロナ禍の影響を大きく受け利用者が減少し、さらに人口減少と西会津高校生の減少により、前年度と比較し1,827人の減、さらに前々年度と比較しますと8,659人の減となったところであります。

次に、運行経費につきましては、町民バス運行业務委託料や車両維持費等にかかる費用としまして、歳出合計は9,374万9千円であります。これに対する財源につきましては、バス使用料285万8千円、県生活交通対策事業費補助金1,535万9千円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金28万6千円、特別地方交付税6,145万2千円の合計

7,995万5千円となり、歳入から歳出を差し引きし、不足する1,379万4千円は一般財源となります。

次に、定時定路線バスとデマンドバスの併用運行による効果と課題についてお答えいたします。

現在、町の主要な路線に、予約のいらない定時定路線として極入徳沢線、黒沢線、高目線を運行するとともに、この路線から離れた地域住民の足の確保のため、予約が必要なデマンドバスを併用運行しております。この効果としましては、定時定路線は予約がいらないため、高齢者等から好評をいただいているところであります。また、比較的、利用者の少ない時間帯並びに区域においてデマンドバスを併用運行することで、利用者の要望に応じた利便性の高い運行をしており、昨年実施しましたアンケート調査の結果におきましても、現行のきめ細かな運行が、多くの町民の皆さまから高い評価をいただいていることから、町民の足として利便性の向上につながっているものと認識しております。

課題としましては、コロナ禍による利用者の減少や、乗車率が低い状況にあることから、コロナ禍収束後にさらなる運行効率の向上に向けた検討が必要であると考えているところでありますのでご理解願います。

次に、町民バスの利便性の向上と利用者拡充に向けた取り組みについてのご質問につきましては、本年11月を目途に、より効率的で自由度の高い経路で運行することができるAIオンデマンドバスを導入いたします。これにより、これまでの電話予約のほかに、スマホアプリ等による予約や、より希望場所に近い仮想バス停留所での乗降などが可能となりますことから、町民のみならず町外者も利用しやすい環境が整うため、利便性の向上ばかりでなく、利用者の拡充にもつながるものと期待しているところでありますのでご理解願います。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 2番、上野恵美子議員の町民の足の確保についてのご質問のうち、高齢者、交通弱者に対する移動支援サービスへの取り組みについてお答えいたします。

現在、町で行っている日常的な移動支援サービスはありませんが、移動は、単純な場所の移動にとどまらず、社会参加を促進し、交流を通じて日々の生活を豊かにするための基盤として重要な要素であり、高齢化が進む本町にとって、移動手段の確保は優先すべき地域課題の一つと認識しております。

このため、町が社会福祉協議会に委託して生活支援について話し合いを行う、ささえ愛支援会議において、地域包括支援センター、民生児童委員、地区サロン、老人クラブ、見守り組織、ボランティア、シルバー人材センターの代表者、交通事業者などに参画いただき移動支援について検討をしてみました。

そのなかで、現状においては家族や親戚、地域の助け合いにより支援が行われているものの、近い将来、こうした支援が立ち行かなくなることが想定されることから、現在行われている助け合いの関係性を壊さないよう配慮したうえで、地域の様々な資源を組み合わせながら、地域の実情に合った支援が必要との意見をまとめたところであります。

このことを踏まえ、第8期介護保険事業計画・第9期高齢者福祉計画において、介護タクシーや福祉タクシーを含む移送・移動支援サービスについて検討することとしており、

今年度は、具体的なニーズを把握するためのアンケート調査を実施して検討を進めてまいりますので、ご理解願います。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 2番、上野恵美子議員の6次産業化についてのご質問にお答えします。

町では、農林産物の生産から製造・加工、その後の販売までを一体的に進める、いわゆる6次産業化については、地域資源を活用し新たな付加価値を生み出すことにより農家所得の向上や雇用の拡大につながる取り組みとして、積極的に推進しております。具体的には農林産物等加工研修会の開催や農林産物加工研修所こゆりちゃんキッチンの開設により、加工・販売に係る人材育成を図ってまいりました。

さらに、自ら加工所を開設し加工・販売に取り組む皆さんには生産加工に必要な機器や施設の整備にかかる経費を補助する農林産物加工施設整備補助金を創設し、支援してまいりました。

その結果、町内で10カ所ほどの加工所が立ち上がり、それぞれ精力的に農林産物の加工に取り組んでいただいているところです。

今後も新たに加工に取り組む方への支援や、各加工所の活動支援、さらに高い技術を習得するための研修機関の斡旋など、品質及び付加価値の向上を目指す取り組みへ支援を行ってまいりたいと考えております。

次に山村活性化対策事業についてのご質問にお答えします。

山村活性化対策事業につきましては、国の交付金を活用し、農林産物等の消費の拡大や域外への販売促進、付加価値の向上等を通じた地域経済の活性化を図るもので、町としては主要作物である米に関連した商品開発などを計画に盛り込み採択を受けたところであります。事業期間は令和5年度までの3年間を予定しており、今年度にかかる経費につきましては、6月議会定例会において予算をご議決いただいているところであります。

ご質問の事業の委託先、委託内容、販路についてであります。まず、雪室貯蔵米につきましては、本町の良食味米を雪室貯蔵施設で保管することで品質・食味の低下を抑えられるという特徴を生かし、付加価値を付けて販売するためのコンセプトやネーミング、パッケージデザインなどを検討する業務を委託する内容となっております。委託先は町内の事業者を想定しており、今後契約事務を進めてまいります。

次に、米粉を使ったパンやピザ等ありますが、町内産米の消費拡大の観点から米粉を使ったパンやピザへの加工の可能性を調査するもので、道の駅や町内飲食店での販売を想定し、委託先については町振興公社を中心に町内飲食店や菓子店、加工所などに業務を委託する予定で、協議を進めているところであります。

そのほかに、コシヒカリアイスや米ぬか化粧品につきましては、商品開発、パッケージデザインなどを行い、油みそについては、米関連商品として既存の加工品の磨き上げを行うもので、米レトルト商品、西会津ミネラル水、地ビールについては、商品化に向けての可能性調査を実施することとしており、これらの委託先は一般社団法人B O O Tであります。

なお、以上の品目の販路については、商品開発を進める中でターゲットを絞り込んでいきたいと考えております。

山村活性化対策事業を進めるにあたっては、各年度において検証を行い、町の活性化につながるよう関係各課及び関係団体と連携を図りながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは再質問させていただきます。まず町民の足の確保についてからお聞きします。

町民バスの利用者数について、町民バス全体の利用者数が2万9,840人、令和2年度実績という説明がありましたが、その中で、定時定路線バスとデマンドバスは何人だったのか。そしてまた、町内循環線は何人だったのか、お答えください。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 再質問にお答えをいたします。

まずデマンドバス、令和2年度の利用実績につきましては、1万4,470人。定時定路線につきましては、6,263人。まちなか循環線でございますが、6,011人となっております。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それで、定時定路線バスとデマンドバス合わせてほしい2万人減少しているということで、町内循環線においては、3年間で1千人減少しているということですが、特に定時定路線とデマンドバスの併用運行については、当初、利用者増を見込んでいたようすけれども、3年間で率として17パーセント減少しているということでは、先ほどコロナの影響が大きいという答弁いただきましたけれども、それだけなのか、ほかのどのような課題があったのか、その辺は分析されたのかお聞きします。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 利用者数の減少、3年間ということではよろしいでしょうか。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 3年間では、そのデマンドと定時定路線では4千人ほどの減少。そして町内循環線でも1千人ほどの減少。特に定時定路線、デマンドバスが、当初併用運行することによって利用者増を見込んでいたと思われませんが、町の総合計画の中では令和4年度までに2万6千人にすると、こういうふうに掲げられておりました。

しかし、率で17パーセント、3年間をとっても見ても減少しているということは、もうちょっと細かい分析はされたのか、見込んでいたにも関わらず減少してしまったところでは、その課題に対してもうちょっと詳しい分析はされたのかということをお聞きします。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

先ほど令和元年度と比較しますと、かなりの利用者が減ということでお話をさせていただきました。それはやはり、急激な減少というのはコロナの影響が一番大きかったのかなということで捉えてございます。実際には、定時定路線の集計で申しますと、元年度から823人ということで、定時定路線はさほどに減少がなかったということでもあります。やはりデマンドバスの減少が大きかったかなということでございますけれども、ただ、この減少につきましては、大幅な減、令和元年度と比較しますと大きな減だったというのは、コ

コロナ禍の影響で、あと、定時定路線の中にも坂下線が入っていますので、坂下線につきましては西高生の減というようなことが影響あったのかなということでございます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 どのような目的でバスを利用される方が多いと把握されているのかお聞きします。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 町民バスの利用の目的ということでございますが、デマンドにつきましては、通院が最も多く、次に買い物、行事で利用するという結果になってございます。路線バスについては、通院、その次に、やはり買い物で利用するということが町民バスを利用されているようでございます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 そういう方々の利用が多いということで理解しました。これからA Iデマンドバス等、利用者の利便性を図っていくということですが、しかし私、もう一つの要因としては、バスに乗れる元気な方々が少なくなっているのではないかとことを考えますが、その辺、どのようにお考えでしょうか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 利用者減の原因につきましては、確かに先ほどご答弁申し上げましたように、人口減少という部分もあろうかと思えます。あと、先ほどデマンドバスを買い物や行事で利用するということがございますので、やはりコロナ禍でイベント等が、やっぱり中止になったというようなことも減につながっているのではないかなということでございます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 コロナの影響が大きいとは思いますが、今までのような買い物とか、あと受診とかという交通手段だけの活用だけでは、やはり人口減、そして元気な方が減っていくという中では、やはり利用者の数が減るだけでなく、バスの可能性も減ってしまうのではないかと私は思っていますが、この辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

バスの可能性というのは、今後のバスの存続という意味ではなく、活用。

お答えをいたします。

町民バスにつきましては、町民の方が利用しやすい足の確保という部分では、今後さらに充実させていかなければいけないかなということも考えてございます。

今後、利用が拡大するように、利便性の向上であるとか、利用しやすい環境づくりというようなことで検討はしていかななくてはいけないということも考えてございます。当然、昨今のコロナの影響もございまして、今後、評価検証していく上では、ちょっとコロナの収束を見据えてということも考えてございます。今後もさらに利便性の向上を追求していく上で、先ほどご答弁申し上げましたが、A I オンデマンドバスの導入もその一環として考えているものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子　　そこで事業費について、運行経費と財源についてお聞きしていきますが、事業費が約9,300万円、そのうち国から6,000万円が交付されておりますが、この6,000万円という大きなお金が国から来ています。国はどのように考えているかというときに、平成26年度に、改正地域公共交通活性化再生法というのを施行しています。これは本格的な人口減少に向かっていく中で、地域の公共交通のあり方、方向性を示しているものです。その内容は、地方公共団体が中心になり、まちづくりなど関連施策と連携し、地域全体を見渡した面的な公共交通を再構築するというものです。

つまり、少子高齢化の中で自治体を中心になって、その自治体に合ったバスの活用、有効な活用を推進しているということであると思えますけれども、この国の方向性を受けて、愛知県の武豊町では、バスのコミュニティの場、または社会参加の機会の創出の場として活用されています。具体的には、地域で行われているイベントなどにバスに乗って来てもらったり、バスに乗って町内の名所を回って、ときには親子で写生会をしたり、また継続的な利用につなげるためにポイントカードを発行しているという、これは町とバス会社と、そして町民の協働によって進められているものです。

本町においても高齢化が進む中で、やはり町の実情に合ったバスの活用、そういうのも、武豊町ではコミュニティの場、また社会参加の場という活用をされていますが、本町においてもそのような活用を検討していくときにきているのではないかと思います。考えをお聞きいたします。

○議長　　町民税務課長。

○町民税務課長　　お答えをいたします。

まず町民バスの第1の目的といいますのは、町民の方が町内で生活する上で足の確保ということが第1だと考えてございます。当然、買い物、生活する上での生活物資の買い物であるとか、通院、通学、通院ということがまず第1と考えてございます。

今後、利用者の拡充という部分では、ただいまご質問のありました部分でも必要かと思えます。ただ、イベント等、なかなかコロナ禍の中で開催もできていないという状況もございまして、今後そういった部分も含めて検討はしていきたいと、まいりたいと考えてございます。

○議長　　2番、上野恵美子君。

○上野恵美子　　この武豊町の取り組みで注目するところが、町民の方々がバス運行に積極的に参加しているというところです。運行経費の中で一般財源から1,400万円が充当されているということでしたが、この金額についてはどのように評価しているのかお聞きします。

○議長　　町民税務課長。

○町民税務課長　　まず町民バスの運行の、これまでしてきた部分につきましてちょっとご説明をさせていただきます。まず平成26年より前に、道路運送法によりまして定められる町公共交通会議というもので町民バスを運行してございます。その中で、町民の方にも、関係者の意思もそこでお聞きして反映させているという部分もございまして、その中で、今後会議の中で合意できる部分があれば、そういう内容で今後町民バスを運行するということが可能でございますので、その辺については今後検討させていただきたいと思えます。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 町の交付税、補助金等々、差し引いた不足する1,300万の金額についての町の考え方でございますが、民間事業者がかつては撤退し、町民の方の足がなくなるといようなことで町民バスを運行させてきてございます。そういった中で、当然町民バスは必要な、生活する上での足、通勤、通学、通院ということで必要な部分でございますので、1,380万ほどで全町のカバーをして町民バスを運行できるということについては、決して高い金額ではないと認識してございます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 収支を公費で補てんするという根本的な考え方は、高齢の方、また交通弱者といわれる方々に100円でバスを利用していただけるように、町民みんなで支えていこうという、その共助の考え方が根底にあるのかと思います。

ならば、バスの利用者さんの満足度はどうなのか、そして町民の方々はどのように感じているのか、あまり人が乗っていないバスが走っているなんていう声、多く聞きますけれども、それは残念だとか、寂しいという、そんな思いをこめての声だと思しますので、そういう声をしっかり受け止めて、利用される方、そして町民の方と一緒に運行的についても考えていくことが必要だと思います。これまでもそうされてきたと思うんですけども、その辺の町の姿勢をお聞きしたいと思います。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 町民の方のご意見としましては、本当にいろんなご意見がございまして。利用しやすいであるとか、あと、すぐ近くから乗れるとか、いいご意見もあれば、ただいまの上野議員がおっしゃいましたように、ちょっと無駄の部分なんかもご意見として若干ございまして。いろんなご意見がありますので、今後こういった町民のご意見、アンケートを定期的に取りのご意見をいただきながら、よりよいバス運行に努めていきたいというふうに考えてございまして、ご理解いただきたいと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 このような方がいます。道の駅に自分がつくった野菜を出荷したいけれども、足がないために持っていけないと、高齢の一人暮らしの方ですが、そこで会津若松のみなとバスですが、ここは住民の移動だけじゃなくて、野菜の出荷も運ぶ取り組みをしています。これは国土交通省の規制緩和によって導入された貨客混載によって、バスで荷物も運ぶことができるようになったということで、住民の声に応えた一つの取り組みです。

やはり、この町民の方々の声を反映させた運行が、持続可能な地域交通になると思います。集落によっては有志でそういう出荷物を運んでいるところもありますが、一方で支援を求めている方々もおられるということでは、町としての貨客混載という取り組みについてはどのように考えるのかお聞きします。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 ご質問にお答えします。

ただいま上野議員がおっしゃいましたことにつきましては、もう条例を改正しまして、町民の方だけじゃなくて荷物も運べるような体制は、すでに取りつけてございます。ただ運転手が載せたり、運転手が下ろして施設まで運ぶというように、その路線、またはデマンド

バス運行の中で、それはできませんけれども、その辺については、今後需要があった場合には対応できる体制は、今のところつくってございます。ただこれを運用の段階でどのようにもっていくかというのは、例えば農林産物であれば、担当課と連携しながら、その辺は進めていきたいなということで考えてございます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 実際に今、その支援を求めている方々がおられますので、迅速な対応をお願いしたいと思います。

次に、バスを利用できる人は比較的元気な方で、バスにも限界があるということで理解しました。バスを利用できない方々、介護タクシー、福祉タクシーの検討という話ありましたので、ここは検討して、ほかの方法もないかとか、検討して進めていただきたいと思います。

次に、6次産業化についてお聞きします。現在までの取り組みを、いろいろ支援されてきたということで理解しました。そこで、今後の町の6次化の方向性、最終的な目標をどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 6次化の目標と、最終目標ということでございますが、6次化については、先ほど答弁で申し上げましたように、町内農林産物の付加価値向上、それから販売の促進に向けて、非常に重要な施策かなというふうに考えております。

今現在、活動していらっしゃる加工事業者の方、こちらの支援を進めるとともに、また新たに取り組むをしたいといった方々にも、これから積極的に取り組んでいただけるよう研修ですとか、また施設整備の補助ですとか、こういうものを継続してやることによって、さらに進めていきたいと思います。

最終的ということですが、やはり道の駅なり、そちらでヒット商品といえますか、皆さんに価値を認めていただいて、売れる商品づくりに、町としても支援してまいりたいというふうに考えております。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 これからも支援を続けるということでしたが、私は6次化を町の産業として育てていくという、そういうところが大切なのではないかと考えています。6次化においては、町内産物を利用して町内の方々が加工し、そして販路を町内だけではなくて町外にも広げていくということによって、所得が増えて、生業になって雇用を生んでいく、町の経済の活性化にもつながるということ、そこを目標にして、持続可能な産業に育てていくというのが町の姿勢なのではないかと思いますが、もう一回お考えをお聞きします。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えいたします。

町内での消費だけではなくて、町外にもいろいろな流通のルートを通じて広げていけるよう支援、積極的に支援をしてまいりたいというふうに思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 そこで、現在は生業になるまで、まだ成長していないのが現状だと思いますが、その課題をどのように捉えているかお聞きします。

- 議長 農林振興課長。
- 農林振興課長 町内の加工所については、皆さん精力的に取り組んでいただいております。しかし、やはり生産量ですとか、生産性の面でまだまだ課題があるかと思えます。その辺をどう高めていくかは、今後、加工所の皆さんとともに考え、また実行に移していきたいと思えます。
- 議長 2番、上野恵美子君。
- 上野恵美子 6次化は1次産業と2次産業と3次産業の融合、連携ということですが、まずその1次産業と2次産業の生産と加工の部分、ここが十分に連携が図れていて、農産物の規格外品などが加工品として有効的に利用されているのか、その辺の取り組みの現状、取り組みはどうなんでしょうか。
- 議長 農林振興課長。
- 農林振興課長 第1次産業の皆さん、農林業の生産者の皆さんと加工所の皆さんの連携ということですが、生産者が生産する中で出た規格外品などを加工して、付加価値を付けて売っていきこうと、そうした考え方のもとやっている加工所の皆さん、多くいらっしゃいます。ミネラル野菜普及会などと連携して取り組んでいるということですが、これからもいろんな面で、例えば健康づくりをキーワードに、農林業の方、加工の方、それから食生活改善推進の方、連携して取り組むなど、他業種、異分野、連携して取り組むように、そういうマッチングについては町が積極的に取り組んでいきたいというふうに思います。
- 議長 2番、上野恵美子君。
- 上野恵美子 そこで今、農業公社設立の検討が始まっていますが、農業と加工は一体でありますので、小規模農家さんも含めて生産から加工、販売、そういうサイクルの大切づくりを、その農業公社設立の検討の中でも同時に進めていく必要があるのではないかと思います。お考えをお聞きます。
- 議長 農林振興課長。
- 農林振興課長 農業公社の中で加工についても検討してはというようなことですが、今年度より農業公社につきましても、その設立の可能性について調査検討を開始しております。他の事例を見ましても、加工品の製造、販売、そういったことも取り組んでいる他の事例もございますので、そういったものも参考にしながら、今後どんな業務がこの町の農業公社、可能性があるのか、そういったところを広く検討してまいりたいと思えます。
- 議長 2番、上野恵美子君。
- 上野恵美子 6次化も含めた農業振興について積極的に進めていただきたいと思います。次に、2次産業の加工についてですが、先ほど答弁にありました研修や勉強会などは、これからも継続して積極的に進めていくということによろしいでしょうか。
- 議長 農林振興課長。
- 農林振興課長 加工の皆さんへの研修の機会の提供ということでございますが、昨年度まで、町でも食の学校ということで加工研修会を開催してきた経過もございます。今後も県の研修会、それから専門機関の研修会、それらも含めて情報の提供なり、そういう機会の提供を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは販路についてお聞きします。まず販路の確保についてですが、現在、最大の販路は道の駅よりっせということで、ここは西会津町の道の駅ですから、西会津町の魅力を発信する場で、西会津の製品のPRする場所です。やはり多くの方々に西会津町の製品の魅力を知っていただくためには、出荷者としっかり連携を取っていくということが必要だと思いますが、その辺のお考えをお聞きいたします。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 上野議員おっしゃられたとおり、加工品の最大の販路と申しますのは道の駅ということになります。道の駅でどのように販売していくか、そういった例えば商品のレイアウトですとか、そういったことについては運営する振興公社と十分連携してやっていると聞いておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 町で頑張っている方々を少しでも応援するように進めていただきたいと思います。そこで販路拡大ですが、まだ個人で開拓している現状があるようです。なかなか個人では困難なところがありますので、答弁にありましたように、町の様々なつながりの中で販路拡大をお願いしたいと思います。

次に、山村活性化対策事業についてですが、この事業の基本的な考え方としては、町の農産物を活用して、町の商店だったり、町の加工事業を営んでいる方々を軸にして取り組むことが、町の産業振興の本来あるべき姿なのではないかと思いますが、そのようなコンセプトで進められていくのかお聞きします。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 山村活性化対策事業についてのご質問にお答えいたします。

この事業については、国の補助事業でございまして、地域資源を活用して、それに付加価値を付け販売することによって、地域の活性化、雇用の創出、こういったものを目指す取り組みでございます。

西会津町といたしましては、主要作物である米に注目いたしまして、これについていろいろ方面から付加価値を検討して、将来的に何かヒット商品と呼ばれるものをつくり出していきたいということで、それによって地域活性化につなげていきたいというふうな思いで取り組んでございます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 この事業、3年間の補助事業ということですが、委託先、委託内容は、年度ごとに検討していくのかお聞きします。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 この商品開発の委託先ではありますが、基本的には年度ごとに委託ということに考えておりますが、継続性もありますので、その辺は十分に検討して対応していきたいと思っております。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 町には高度な加工技術を持って、知識を持って頑張っている方々が多くいらっしゃいます。その方々に、1年目はピザとお菓子とパンですか、ちょっと限定的だっ

たのかなと思いますが、やはり町のそのような方々に、この事業、もっと参加できる機会を上げていくということが町の姿勢ではないかと思います。もう一回ちょっと考えをお聞きしたいと思います。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 答弁でも申し上げましたが、この事業については、町振興公社中心に町内飲食店、それから加工所の皆さん、そういった方と協議しながら進めてございます。広く可能性を、門戸を閉じないで広く検討していきたいと思っておりますので、2年目以降はさらに米に関連する商品、これについて何か別な形のものはないか、そういったことも含めて検討してまいりたいと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 将来的には6次化が農業とともに町の主要な産業となるように、町の継続的な支援をお願いしたいと思います。最後にお考えをお聞きいたします。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えいたします。

今まで町では6次産業化の推進ということで、まず取り組みたいといった方に研修の機会の提供、それから機械設備の整備補助、そういったものを提供しまして、10加工所ほどの加工所が立ち上がりました。今後も継続して、今やっている皆さんへの支援、それから新たにやりたいと考えていらっしゃる方への支援、これについて積極的に進めていきたいというふうに考えます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 6次化に対する町の考え、お聞きしました。引き続き継続的に支援をお願いしたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長 1番、荒海議員にお尋ねしますが、時間はありますけど、質問項目が多い中で、この時間で質問だけ、だいたいできる予定でしょうか。できれば午前中に質問だけはお願いたしたいと思います。大丈夫ですか。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 皆さん、こんにちは。1番、荒海です。通告に基づきまして質問させていただきます。本日は持続可能な農業を実現するための戦略についてお尋ねいたします。

町の農業を取り巻く環境は、ただいま看過できない状態が続いていると考えています。国勢調査のデータでは、平成27年度までの10年間で全体の農家数の約3割が減少し、販売農家における高齢化率は58パーセントになっているという数値が出ています。また、農業者所得の平均が121万円となっているなど、持続可能な農業を構築していく上で極めて厳しい状況にあると考えています。

その中におきまして、今年に入り農業公社設立の検討会が開催され、また協働のまちづくり会議では具体的なアイデアが提案されるなど、町民発信による、また当事者に寄り添ったような形での農業改革の狼煙も上がりはじめていると見ています。

先日は、先ほど申し上げました協働にのまちづくり会議で提案のありました農業者向けの経営研修会が開催されるなど、町としての行動も少しずつ見えてきたと期待しています。

ただ、とわいえ、まだまだ現状を克服するだけの動きにはなっていない中で、今後の農業におけるビジョン、特に将来を見据えた持続可能なビジョン、そして具体的な戦略づくりが必要になると考えています。

以上のことを踏まえ質問させていただきます。

まず1点目、持続可能な農業に対しての町の認識についてお尋ねいたします。西会津町で農業を行う意義について、どのように認識されていますでしょうか。また、町内の農業者を対象とした意識調査や実態調査はどのように行われているのでしょうか。また、今後の農業戦略を考えるにあたり、農業者所得や農業従事者数など、具体的な数値目標を打ち出す必要があると考えますが、町の見解をお尋ねします。また、各課をまたぐような戦略を考えるあたり、各課間での意思疎通や戦略会議など、どのように行っているのでしょうかお尋ねいたします。

次に2点目、人材不足解消への取り組みについてお尋ねいたします。農業における担い手の育成について、町の認識はどのようにお持ちになっているのかお尋ねいたします。また、担い手育成を実現するために専門的知見を持つ人材の配置や、分野横断的な伴走チームを結成されてはいかがかと考えていますが、町の見解をお尋ねいたします。また、慢性的な人材不足を解消する一つのアイデアとして、公的な派遣業務等を行う制度でもある特定地域づくり事業協同組合の導入について、町の見解をお尋ねいたします。

次に3点目、産地化に向けた規模拡大への取り組みについてお尋ねいたします。農作業における効率化、省力化を目的としたスマート農業の取り組みについて、これまでの実績と、そこで収集されたデータやノウハウを今後どのように共有されていくのかお尋ねいたします。

次に4点目、ブランド化についてお尋ねします。ブランド化を目指すにあたり、市場のマーケティング調査や研究開発等の重要性について、どのように認識していますでしょうか。また、ストーリー性ある農産品、製品づくりについて町の認識はどのように考えていますか。また、高価格で取り引きされるルート開発について、どのように取り組んでおられますか。また、SNS等の活用による情報発信やオンラインによる交流の場の創造について、どのように取り組んでいますか、お尋ねいたします。

なお、加工業者との連携等につきましては、先ほどの同僚議員の質問で理解しましたので、質問を取り下げさせていただきます。

最後に農業公社設立についてお尋ねします。現在、農業公社設立の可能性について調査検討されていますが、その内容についてお尋ねいたします。

以上5点についてお尋ねいたします。

○議長 暫時休議にします。(11時48分)

○議長 再開します。(13時00分)

午前中に1番、荒海正人君の質問はされておりますので、町側より答弁をお願いいたします。

町長、薄友喜君。

○町長 1番、荒海議員の持続可能な農業を実現するための戦略についてのご質問のうち、西会津町で農業を行う意義、担い手の育成、農業公社設立についてのご質問にお答えをい

たします。

本町においては、農業者の高齢化や担い手の不足、耕作放棄地の拡大、米価の下落、鳥獣被害の拡大など、農業を取り巻く環境が一層厳しさを増す中にありまして、将来にわたって農業を基幹産業として、いかに維持、発展させていくのが課題となっております。

町といたしましては、引き続き米、ミネラル野菜、菌床きのこを振興し、若い世代が希望と誇りをもって取り組める、また、将来に向けて持続し発展できる農業を目指し、各種施策を実行してまいります。

お質しの本町で農業を行う意義についてであります。農業は町の基幹産業であり、所得や食糧といった生きる糧を得ることのほか、農地と農村環境を守り、災害を防止し、水を蓄え、景観を保全するといった農業や農地が持つ多面的機能を維持するという大きな意義があると考えます。また、町の経済活性化を支える大きな柱でもあります。

次に、農業における担い手の育成についてであります。農業従事者の高齢化が進む中、将来にわたって町の農業や農地を守るためには、担い手の育成が非常に重要な取り組みであると認識しております。近年の本町における新規就農者は、町の基幹作物である水稲に限らず、施設園芸や菌床きのこ栽培への新規参入者も多く、町では随時相談を受け付けているほか、国の農業次世代人材投資事業や町の新規就農者あんしんサポート事業などにより積極的に支援を行っております。

最後に、農業公社設立についてのご質問にお答えをいたします。農業公社設立の可能性についてどのように調査・検討されているのか、とのお質しですが、本町の農林業においては、稲作を中心に、ミネラル野菜などの園芸作物栽培、菌床きのこ栽培などに取り組みされており、一定の生産実績を上げているところであります。さらに農家所得の向上を目指し、規模拡大や新たな事業、施策を導入し、農業が名実ともに町の基幹産業として発展させなければなりません。しかしながら、農業者の高齢化や担い手の不足、耕作放棄地の拡大、米価の下落、鳥獣被害の拡大など、本町の農業を取り巻く環境は依然厳しく、課題が山積しております。

そこで町では、総合的な課題解決に向けた手段の一つとして農業公社のような組織体の活用が考えられることから、今年度より農業公社設立の可能性や必要性などについて、調査・検討を進めることといたしました。まず、この調査・検討にあたって、農林業に関わる公共的機関の関係者や町内の生産者の方々による検討会を去る6月に立ち上げ、これまで町農業の課題の洗い出しや先行事例の研究、グループ討議による農業公社の役割に関する意見交換など、2回の会議を開催したところであります。

町としましては今後も検討会を開催し、関係者の率直な意見をお聞きしながら、本町の状況にあった将来に持続可能な農業を確立するために農業公社設立の可能性について、広くかつ慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 農林振興課長

○農林振興課長 1番、荒海正人議員の持続可能な農業を実現するための戦略についてのご質問にお答えいたします。

1点目の持続可能な農業に対する町の認識についてのお質しのうち、町内の農業者を対

象とした意識調査や実態調査についてであります。町では様々な機会を捉え、町農業の実態や状況の把握に努めているところであります。

例を申し上げます、町農業再生協議会では毎年農業者の皆さんに営農計画書の作成をお願いし、水田一筆ごとに耕作面積や作付品目を提出いただいております。詳細に営農の実態を把握しております。また、認定農業者連絡会やにしあいづ健康ミネラル野菜普及会などの関係団体での話し合いやアンケート調査などにおいて、随時現状把握に努めているところであります。

次に、農業所得や従事者数など具体的な目標数値を打ち出す必要性であります。町が農業分野における施策を進める際に、取り組みの成果や効果を検証するためにあらかじめ数値目標を設定することは重要な作業と認識しております。町の第4次総合計画の前期基本計画においては、農業分野の数値目標として認定農業者数や園芸作物出荷額などを掲げており、後期基本計画策定の際にはその達成度を測り、取り組みの成果を検証し、次期計画に反映することにしております。

次に、各課間での意思疎通や戦略会議などについてであります。町ではこれまで各課をまたぐ事業を進める際は、随時会議を開催し、事業が滞りなく効果的に進捗するよう情報の共有と連携を図っているところであります。

一例を申し上げます、今年度から取り組んでおります山村活性化対策事業においては、西会津産米のブランド化に向けた商品開発などにおいて、関係各課による打合せを密に行い、必要に応じ関係事業者にも参加をいただきながら進めているところであります。今後も各課をまたぐ事業に関しては情報の共有を図るとともに、関係課等が連携しながら、事業の推進に努めてまいります。

2点目の人材不足解消に向けた取り組みについてのご質問のうち、担い手の育成に専門的知見を持つ人材の配置や分野横断的な伴走チームの結成についてであります。将来の町農業を担う若い農業経営者が安定した経営へと移行できるよう栽培技術や経営面で専門的な支援を行うことは大変重要な取り組みであると考えます。新規就農者については、随時相談に応じ、必要に応じて専門機関や研修先農家などにつないでおり、特に農業次世代人材投資資金を活用する就農者については、それぞれに、農地確保や経営資金、栽培技術など分野ごとの専門家によるサポートチームを編成し支援を行っております。

次に、特定地域づくり事業協同組合の導入についてであります。特定地域づくり事業協同組合は令和2年度に国において創設された制度であり、一つの事業者では年間を通じた仕事がないことなどにより安定的な雇用確保や一定の給与水準を確保できない場合、そうした課題を持つ複数の事業者が協同組合を組織し、組合で人材を雇用して事業者に派遣するしくみであります。組合の運営には国の交付金や特別交付税による支援が受けられることから、今後農業以外の分野も含め、この制度の活用については幅広い視点から検討してまいりたいと考えております。

3点目の産地化に向けた規模拡大への取り組みについてのご質問のうち、作業の効率化・省力化を目的としたスマート農業導入の実績についてであります。町としましても、今後持続可能な農業の推進において、生産者が効果的に情報通信技術を導入していくことは必要不可欠な取り組みと考えております。

町では、これまで国や県の補助事業を活用し、生産者に対しICT搭載の農業用機械導入の支援を進めているところでありますが、昨年は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しスマート農業等導入支援事業として、コロナ収束後を見据えた生産活動への支援を8経営体に対し行っております。さらに、施設園芸において、自動灌水と施肥作業を同時に行う養液土耕栽培システム導入の支援をキュウリ栽培を行う二つの経営体に対し行ったところであります。

次に、収集したデータやノウハウの共有はどのように行っていくのか、とのお質しであります。今年度は今ほど申しあげました養液土耕栽培システム導入のほ場にICTを活用した栽培支援事業ということで、温度湿度や日照などを測定し自動でタブレット端末等に送信するシステムを町が主体で導入いたします。これは、本町で最も生産高の多い園芸品目であるキュウリについて、収量と品質の向上を目指すもので、町栽培専門員と県喜多方農業普及所、農協、生産者の四者で測定データを共有し、栽培技術の改善につなげていこうとするものです。当面、養液土耕栽培システム導入の生産者をモデルに検証を進めますが、検証結果は将来的に町内のキュウリの生産者において共有し、活用してまいります。

4点目のブランド化についてのご質問のうち、マーケティングや研究開発等についてどのように認識しているか、とのお質しであります。農産物を消費者に届ける過程においてマーケティングや研究開発は重要な取り組みであると考えます。町は、生産や販売の主体にはなり得ませんが、そうした取り組みの支援を積極的に進めたいと考えており、生産者と販売者、もしくは販売者と消費者をつなぐ役割を果たすなど、できる支援を進めてまいりたいと考えます。

次に、ストーリー性のある農産物づくりについてであります。これまで進めてきたミネラル栽培推進の取り組みはその象徴的なものであると考えます。町は20年来、健康をキーワードにミネラルバランスのとれた健康な土づくりに取り組み、健康な土壌でできた野菜を食べて健康になるという考え方を基本に据え、ミネラル栽培の推進に取り組んでまいりました。このように、町で生産される農作物の特色や生産者の思いなどへアプローチし、ストーリー性を付加価値として発信することは、ブランド化に向けては有効な取り組みと考えますので、今後は米や菌床きのこにおいてもどのようなストーリーを描けるのか、検討を進めたいと考えております。

次に、高価格で取引ができるルート開発は、どのように取り組んでいるか、とのご質問であります。町では、農協や卸売事業者、小売り事業者と連携して首都圏や関西圏などへ西会津産農産物の販売について推進してきたところでありますが、必ずしも高価格での取引には至っておりません。やはり、多くの消費者に求められる農産物となるためには、一定以上の品質や生産量の確保も重要であり、品質の向上と生産量の拡大も同時に進める必要があることから、生産から消費者に届くまでの過程において、総合的な支援に取り組んでまいります。

最後に、SNS等の活用による情報発信やオンラインによる交流の場の創造についてのご質問であります。町の公式フェイスブックによる情報発信以外は生産者や販売事業者が個々に取り組んでいる状況であります。今後町としてどのような取り組みが効果的であるのかを検討していきたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 1 番、荒海正人君。

○荒海正人 再質問させていただきます。まず町長に答弁いただいた西会津町で農業を行う意義について質問させていただきますけれども、この西会津で農業をやる意義というのは、まさに西会津の農業のあり方に直結するものだと思っています。また、農業政策の全ての根幹がここの意義というところに集約されるんじゃないかなと思っています。なので、先ほど町長がご答弁いただいた内容はすごく大事で、すごく重いものだというふうに認識していただきたいというふうにも思います。

ですので、先ほどのお言葉について少し深掘りしていきたいんですけども、先ほどの町長のお話を簡単にまとめると、地域との関わりの中で営んでいく農業というのが西会津の農業スタイルだというふうに受け取りました。ということは、単に農業を産業の部分だけということでは捉えれば、そのシナリオでは、例えば極端な話、西会津で生産工場、植物工場みたいなものをつくって、利益と生産性を最大化させて、それを少し進めていこうという政策もあるわけですが、ただ西会津の場合はそうではないということです。

であるならば、西会津のスタイルとしては、やはり地元の今まで培われてきた農業というものを尊重し、そしてそれをベースにしながら、そのやり方であったり、伝え方だったり、あとはいろんな関係をつくりながら農業を、その部分を未来につながるような形にしていくというのが、先ほど申した地域との関わりで営む農業だというふうに思うんですけども、町長にもう一度お話いただきたいのが、今申した地域との関わりで営まれていく農業について、もう少しお話いただきたいと思います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまの質問にお答えをいたします。

まず、農業は西会津町の基幹産業であるということをご認識していただきたいというふうに思います。町はこれまで昭和 40 年代からですか、土地改良事業を導入しまして、町の農地の約 100 パーセントぐらいの基盤整備を実施してきました。それは将来にしっかり農業を持続させようということで、当時の農業から、いわゆる大型機械を導入、そして省力化を図られて、新しい農業、いわゆる複合経営を目指して、儲かる農業といえますかね、それを目指してこの土地改良事業整備をしっかりとやってきた経緯があるわけで、今日の姿があるわけですね。

今、これまで農家の皆さんには、その町の考え方に基づいて、非常に頑張っていたいで今日の姿になっているわけでありまして、これまでの農業、いろいろ猫の目行政と言われました。非常に生産調整、あるいは米価の下落、あるいは高齢化や後継者不足といった非常にいろんな変遷の中で、西会津町の農業をしっかりと守ってきていただいたわけでありまして、このことについては、非常に感謝といいますか、申し上げないといけないなというふうに思っております。

しかしまた一方で、最近非常に若い人たちが、この農業に参入していただいて、新たな農業のスタイルを皆さんが模索して、実際にそれを実践していただいているということでありまして、この頑張っている皆さん、これから西会津町の将来につながる農業をしっかりと町は支援をしていかなければいけないなど、それがこの町の元気につながる、あるいは経済活動にもつながる非常に大きな意義が私はあると思っています。

また一方、農業というのは、先ほども申し上げましたように非常に多面的な機能を有しているわけでありまして。これは自分が農業をするだけではなくて、その地域、あるいは日本、全世界、ここまで農業の機能といいますか、災害の防止だとか、環境の保全だとか、いろんな多面的なそういう役割を担っているわけでありましてから、これはやっぱり一個人の農業だけではなく、地域、あるいは町あげてしっかりこの農業を守っていくということは、私はやっぱりこれは大きな意義があると、そんなふうには思っております。

○議長　　1番、荒海正人君。

○荒海正人　ありがとうございます。今ほどご答弁いただいたとおり、農業一つだけとっても基幹産業としての一面であったり、多面的な機能ということで、地域の景観だったり、環境保全、あと教育だったりというのも、ここの農業の分野には入ってくるんだろうというふうに思っています。いろんな面があるということは、行政として農業を考えるにあたって、おそらくいろんな分野とつながってくる部分が往々にしてあると考えています。

先ほど各課間での意思疎通や戦略会議など、どのように行っていますかということ伺いました。山村活性化対策事業の例をあげていただいて、6月議会でも私もお題としてあげさせていただきましたけれども、先ほど課長、答弁いただいたとおり、やはりそれぞれの課との連携がいかに強く結びつくかということが、先ほど町長おっしゃった、その多面的機能をいかに盛り上げていくかということにつながると思っていますので、先ほどご答弁いただきましたが、それ、各課間の連携をより強めていただきたいというふうにはお願いしたいと思っております。

併せて、これは町長、あるいは副町長にお願いしたいことでもあるんですけども、えとして行政の性質上、各課間を連携させるという場合、ときとして悪い縦割りという意味で、その壁を突破できない場合があるというふうに思います。そのときは、町長、副町長がその横のつながりのマネジメントをしっかりとさせていただくことが重要だと思いますけれども、その辺り、今後の方向性というか、今後の全体を統括する横のマネジメントについて、今後の展望についてお示しいただければと思います。

事務方とのトップということで副町長にお願いします。

○議長　　副町長、大竹享君。

○副町長　それでは荒海議員のご質問にお答えしたいと思います。

いわゆる各課間の連携ということで、そういう調整というか、当然、今回の例の中でも山村活性化対策事業も農林課だけでなく、商工観光課、企画情報課、さらには町民税務課、または外部団体として振興公社等、かなりの事業体、事業課が関わっているわけですので、これをやっぱり横の連絡を密にさせるということに対しては、私自身、事務の総括として当然そこに入って、それぞれがやりやすいような事務を円滑に進められるような形態をつくっていききたいということで、先ほども説明があったように、何度か会議を開いて、当然いろいろな課題や方向性、そういったものを出しながら、どうしたらこの事業が円滑に進んでいくかというのは、今協議してきたところでもありますので、これについては今後もそういった各課横断的なものに対しては、町長の指示のもとに私自身もそういった各課を集めまして、円滑に進めるような作業を進めていきたいというふうに考えております。

○議長　　1番、荒海正人君。

○荒海正人　ぜひお願いしたいというふうに思います。今の段階でも会議を開かれているということですが、それぞれの相乗効果が結果として、目標としているものを上回っていったりという部分も出てくると思いますので、その会議の内容も、ただ今、何をやっているのかという定点観測に過ぎず、より高い目標を目指していただきたいと思いますというふうに思います。

次に、具体的な数値目標を打ち出すべきではないかということに対してご答弁いただきましたので、再質問させていただきます。農林課長に質問しますが、先ほど目標として総合計画の話も出てきました。私も一般質問するとき、毎回総合計画をもってきているわけですが、農林業のものに関しては、49 ページに数値目標が出ていますと、五つ目標があるんですね、認定農業者の数を増やすであったり、人・農地プランの作成数を多くするだったり、このプランに位置付けられた担い手への集積率、面積の集積率をあげますと、うんぬんといことで五つの目標が掲げられているんですが、率直に、単刀直入にお伺いしますが、農林課長にお伺いしますが、この総合計画の五つの目標を達成すれば、テーマとして扱わせてもらっている持続可能な農業、持続可能な農業が、この五つの目標を達成すれば持続可能な農業も達成されると思いますか。

○議長　農林振興課長。

○農林振興課長　総合計画に掲げております数値目標でございますが、この農林業の分野における象徴的な、シンボリックな数値目標ということで掲げてございます。ですので、いろんな取り組みを進めることによって、この数値目標が上向く、それから達成される、そうすればある程度施策の効果は発揮されたというような評価になるかと思っております。

ただし、これだけでいろいろな細かい事業の評価ですとか、そういったことはこれだけでは難しいと思っております。今後、具体的に計画します戦略、そちらの中では、またその戦略ごとに細かな目標、例えばですけど、担い手確保に関わる戦略であれば、新規収納者数の数ですとか、そういったことで、それぞれの戦略ごとにまた目標を設定して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長　1 番、荒海正人君。

○荒海正人　ありがとうございます。私もそう思います。やはりここに上がってくる、総合計画に書かれているものは、あくまで象徴的な数字であって、これを補完するべきものであったり、あとは持続可能な農業に直結する項目であったり、数値というのは、ほかにも多くあると思うんですね。なので、その洗い出しであったり、具体的に計画に載せるだったりというのはお願いしたいというふうに思います。

併せて思うんですが、今デジタル戦略の文脈でも、オープンデータ化とか今後進められていくというふうに話を伺っています。オープンデータ化を進めていくと、いろんな統計データの集積であったり、その統計からいろんな分析ができてくるということがあります。ですので、企画情報課でデジタル戦略の文脈のもとでやられていますけれども、農林振興課の問題意識としても、やはりそういう統計だったり、データ推移というのを注視していただいて、今後の目標数値、ここの目標数値が今後の事業の遂行力にもつながってくると思うんですが、その部分にも注視していただいて、そこを積極的に取り組んでいただきたいと思いますというふうに思うんですが、ご見解はいかがですか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えいたします。

議員おっしゃいましたとおり、この戦略、これから進めるべき戦略に関わるデータ収集というのは、非常に重要な要素ではないかなというふうに考えます。これらしっかり捉えて、目標となる数値目標をしっかりと設定して、それに向けて戦略的に各種施策に取り組んでいきたいというふうに考えます。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 ぜひよろしく申し上げます。今も策定されている計画などもありますので、ぜひその都度、解像度の高い目標数値というのを出していただければというふうに思います。

あともう一つ思うのが、今の話は目標のカテゴリー、目標の項目についてお話しましたが、目標数値のレベルの高さというのもすごく大事になってくるポイントだと思っていて、冒頭の質問でも申し上げましたけれども、今、農業者数だけを取ってみても、併せて耕作面積も同じだと思うんですけども、平成27年度まで10年間で3割減少しているということで、その推移がどんどんどんどん下がってきているわけですよ。下がってきている中で、持続可能な農業を目指すにあたっては、少なくとも現状維持、あるいはそれよりも改善されたところを目標にしなければ持続可能な農業といえないと思うんですけど、大丈夫ですか。そのためには、現状が下がってきている中で、どこかのタイミングでV字回復を目指すような、V字回復をする転換点をつくらなければいけないんですよ、分かります、転換点を伸ばさない、逆転させなきゃいけないわけであって、そこの逆転するときの目標数値って、かなり高い目標数値、あるいは今までよりも高いような目標数値になってくるはずなんですけども、そこの高い目標数値を逆算して、目標数値を設定するにあたって、そこの持続可能な農業というものを逆算して捉えなければいけないというふうに思うんです。そこにあたっては高い目標が必要なんですけど、それを打ち出すって結構勇気があることだし、行政としてやっぱり失敗してはならない目標を出すわけなので、かなりの覚悟がいると思うんですよ。

それを乗り越えるためには、やはりかなりの危機感であったり、あるいはそこの目標に何としてもいかなければいけないという使命感であったりというのが結構重要になってくると思うんですけども、これも課長に単刀直入に伺いますが、今の農業の現状においての危機感であったり、あとは持続可能な農業を成し遂げるんだという使命感というのはいかにしてお持ちですか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 この農業に対する使命感だとか、認識ということではありますが、先ほど来、申し上げていますように、現状をしっかりと状況を捉えて、適切な目標を定めて、それに向けてできる戦略を、達成するための戦略を策定して取り組んでいきたいというふうに考えております。

認識ということですが、先ほど町長の答弁でもありましたように、非常に農業を取り巻く状況というのは厳しくなっております。先ほど来、議員もおっしゃっていましたが、農業者の減少、それに伴う担い手の不足、またそれに伴う耕作放棄地の増大、これら

目に見えて顕著になっております。これらをどういうふうに解決していくのか、こういうところについてはしっかりと現状の認識を持って取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 私の思いとしては、できることをコツコツやるという当たり前の話ですけれども、やはり今の危機的な状況からすると、やはりできることからやるは大事だと思うんですけれども、できることだけでやるのは結構難しいと、大変だと思うんですよ。だから、どうしたらできるのかという、未来から逆算した思考をぜひ取り入れていただいて、立ち足はかかる壁をぜひ乗り越えていただきたいなというふうに思います。

話を改めて、農業者の意識調査、実態調査ということで、答弁の中では、現状の何をつくっているのか、どのくらいつくっているのかといった実態調査をされているということでありましたけれども、農業者お一人お一人に関しても、先ほど町長から述べていただいた、その農業やる意義というの、これ結構重要だなと思っているんですよ。というの、やはり農業という事業は天候にも左右されますし、あとこれから農業で稼いでいこうという人たちの、今コロナ禍で流通であったり、飲食関係の落ち込みというのは激しくなっていくと、ただその社会の状況が浮き沈みあっても、でも西会津で農業をやっていくという意志というのを磨き上げるかというの、結構大事だと思っています。

なので、ぜひ教育の部分では、結構私も関わったりしてやってるんですけども、農業者に対しての伴走として、そのメンタリングというのか、なぜ農業をやっているのかであったり、将来どこに向かって今農業をやっているのかということも含めて調査していただければなと思うんですけども、ご見解をお願いします。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 これは新規就農者についてでございますが、相談においでいただいた皆さんには、これからどんな農業をやりたいのか、何をつくりたいのかから、どんな暮らしを目指しているのか、そういったことを詳細に聞いて、そういった意向を尊重しながら、町は必要があれば専門家にもまざっていただいて、伴走する体制を取っております。農業者それぞれに農業をやる意義というものは、暮らしの糧にするというのがありますけれども、それ以外にも様々な思いを持たれているのかなというふうに思います。それらの思いを聞きながら、寄り添ってその意向を尊重して、これからも支援に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 今ご答弁いただいた、寄り添っていただいているということで、これは特に稼ごうと思っている方たち、特にそうだと思いますけれども、さっきの専門的な人材を配置するだったり、伴走チームをつくるだったり、あとは農業経営者の育成のところもにたぶんつながってくると思うんですけども、今町がサポートされているというのは、特に新規就農者の部分、新規就農者である一定の質のものを生産する、ある程度一定の経営のところまで乗せるというのが、たぶん今の支援制度、サポート体制の一番の目標だと思うんですね。だから、そういった農家をたくさんつくというのがたぶん目的であって、これからは、より高い目標だったというの、出てくるはずだと思うんですよ。

例えば、僕は1千万円稼ぐんだと、俺は1億稼ぐんだという、それぞれの目標が出てくるはずだと思うんですね。というときには、やはり個別最適化したサポート体制というのはすごく大事になってくると思うんです。

なので、今やっているものが量的な、数を増やす量的な体制であれば、これからはもっと伸ばしていくという質的なサポート体制というものも必要になってくるかと思うんですけれども、その質的なサポート体制、今後どのように思われていますか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えします。

町に認定農業者といわれる方が60形態近くございます。これの方が、いわゆる担い手の皆さんかなというふうに考えておりますが、この皆さんにさらに経営拡大していただいて、経営の安定化、それを目指していただくために、5年に1度、経営改善計画、出していただいて、それに対して評価なり、今後のアドバイスなりを加えているといった取り組みはしてございます。この認定農業者の皆さんに対しては、いろんな面で、資金的な面、それから栽培技術的な面、これらについては新規就農者同様に専門機関と連携して、意向に沿った支援というのを今後も引き続き行っていきたいというふうに考えております。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 今の部分でもう少しちょっと突っ込んでお聞きしたいのは、今サポートされていると、伸びるところもサポートしているということだったんですけど、具体的な話でいうと、例えば全国のいろんな農業事例を見ると、大規模な農業がたくさん出てきておりますけど、例えば1億円目指すであったり、あとは農業だけじゃなくて、先ほど6次化産業の話も出ましたけれども、多角的に事業を展開したいという場合も対応していけるような体制って、今できてますか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えします。

農業と申しましても、農業には加工であったり、それを販売するまで、それから農家民泊なども農業に含まれます。そういった多角的にやられる皆さんについては、それに沿った支援ということになるかと思えます。

また、異業種との連携、農商工連携であったり、そういった部分についても、そちらの商工関係の皆さんと連携して、例えば経営の改善であったり、そういったものについては、そういう指導を受けられるような、そんな体制につないでいく取り組みは、今後も続けてまいりたいと思えます。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 今後の農業経営のあり方も、おそらく様々に多様化していくということですので、その対応の部分も、ぜひご検討いただければと思います。

次に、スマート農業についてご答弁いただいたものに再質問させていただきます。今年、今年度からスマート農業の部分も、コロナ関連予算も踏まえて、町でも取り組んでいるものですが、今後そのノウハウを蓄積していったら、できれば人材が、先ほど言ったとおり人材が減少している中で、それをカバーできるような技術として期待したいというふうに思っているわけですが、今現段階で、そのスマート農業を導入した農家さんが、

どれだけの生産性の向上につながったかという分析というのは出されていたりしますか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 スマート農業、導入された生産者の皆さんの成果というか、そのデータは取っているかということですが、国、県の補助事業でありますと、やはりやった後の事業評価というのが必ず出てまいりますので、それについては生産実績なりを追っていくというような取り組みはしてございます。

ただ、去年、町で行いましたコロナ対策のスマート農業導入支援ですとか、そういったものについては、例えば何か成果報告を求めるとか、そういったことは今のところしておりません。ただし、それぞれの生産者に対して、財政的な支援、それから生産性の向上には寄与しているというようなことでありますので、今後はそういったことも導入の成果、そういったこともデータとして蓄積しながら、またさらに導入の支援について進めてまいりたいというふうに考えます。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 ぜひ、やはり技術が革新されて、様々な新しいものが出てきておりますので、ぜひそういったものを分析しながら、できればその経営指導等もリンクさせながら、これだけの生産力が上がるから、じゃあ1人雇うよりもスマート農業の設備を整えたほうがいいよねといったようなところまでもっていくのが理想だと思いますので、ぜひその分析であったりデータの収集、ノウハウの蓄積といったものも今後進めていただきたいというふうに思います。

次に、ブランド化についてお伺いします。市場のマーケティング調査であったり、研究開発への重要性についてご答弁いただきました。この部分は、農業関係ではあるものの、農業関係の補助金であったり、農業関係の銀行からの借入れに該当しない場合が大きいのです。ですので、やはり行政として応援する、後押しする大きなポイントでもあるかなと思うんです。行政としてもやるべきものだと思いますけれども、やはり当事者の農家の人たちが、自分でやっていこうという場合は、こういった県や国からの補助金がない、銀行の補助がないようなポイントも、応援するポイントとして、補助金だったり支援やサポートをするポイントとしてあるかと思うんですけれども、今後支援されていってもいいかなというふうに思うんですけれども、町の見解をお願いします。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 町の事業の中で、それぞれの生産者がブランド化なりに取り組むといった際の補助ということでございますが、今現状の制度の中では、そういったものはございません。町で、先ほど答弁で申しました山村活性化対策事業、これによって町が開発したものを皆さんに広めて、町全体で共有していくというような取り組みは進めますが、今後、事業者に対する補助などについては検討していきたいというふうに考えます。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 まだここまで至っていない農家さんのほうが多いと思うんですよ。思うんですけれども、やはり今後、農業経営をしっかりとやっていく中で、やはり自分で売り込みに行くであったり、商品開発をたくさんするという場面が多くなってくると思います。ですので、それに向けた先んじた対策というものもお願いしたいなということで、これも要望

としてお願いしたいと思います。

あと、ストーリー性についてです。ストーリー性について、課長、テロワールって言葉ご存知ですよ、テロワールという言葉。もともとフランス語で土地という意味で、ワインだったりでその産地でできたワインは高くつくよということでテロワールという言葉が使われていたりするんですけども、これ農業においても、農産品においてのその土地の性質というのは、かなり大きく反映しているところが大きいんだと思っているんですよ。

先ほど答弁の中では、ミネラル野菜に今まで取り組んできて、土づくりから続けてきたということでありましたけれども、もっと前の段階で、そもそもの西会津の風土だったり、土地というものの価値というものもリンクしていったほうが、かなり大きな付加価値につながるんじゃないかなというふうに思うんですけども、この土地の価値について、課長の認識でよろしいので、どのように思われていますか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 土地についての認識ということですが、思い浮かびますのは、やはり米でいえば、やはり西会津という土地柄で生産される米については、非常に良食味米であるということだと思います。それは水なのか、それとも土壌なのか、生産のこだわりなのか、そういったところは、まだまだ分析が足りない部分はありますが、そういった西会津の環境が育てるものだというふうに認識しております。そういったことも含めて、ストーリー化ということだと考えますので、それらをストーリーに落とし込んで商品開発していくようなことも、今後検討したいというふうに思います。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 そのこのストーリー性をいかに尖らせていくかというのが、このブランド化には一番大事なところで、今おっしゃられた水であったり、あとはおいしい空気のもとで育つとか、人であったり、様々今までいろんなところで言われてきているわけですけども、それをより鋭利にしていくことが何よりも大事だと思います。

西会津の場合は、縄文土器が出る地域でもあるので、縄文時代からつながってくる風土があるわけですよ。ということは、西会津の場合、ストーリーを考えた上で、それがもうすでにヒストリーまで結構伸びていくものになっていくわけですよ。そういった意味合いで、個人的には、前回、山村活性化対策事業のところでもお伝えさせていただきましたが、日本の田舎、西会津とか、そういった今あるブランディングのやり方にもつながっていくところがあるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひそのストーリー性を表現する言葉の鋭利さ、言葉の明快さというものも、ぜひ求めていただきたいと思いますというふうに思います。

最後の質問とさせていただきます。このブランディング、ブランド化を行っていくにあたって、やはり細かいチャレンジであったり、あとは失敗を許容するということは何よりも大事になってくると思うんですね。これは組織の話にもなりますので、これも最後、副町長に質問して終わりたいと思うんですけども、その政策的にチャレンジする、政策的というか、政策的にもやっているんですけども、日頃の中でのそのチャレンジに対しての柔軟性であったり、ちょっとした失敗、ミスを許容する許容性みたいなものって今後必要だと思いますが、全体のマネジメントの中でどのように、最後、お考えになっているの

かお示しいただいて終わりたいと思います。

○議長 副町長、大竹享君。

○副町長 そういう職員がチャレンジすることに対して、どういうふう組織として柔軟的に対応していくのかというようなご質問かと思うんですけども、当然、職員には町長もかねがね言っているんですけども、事業については前向きに創造性をもって、前例を踏襲しないで事業にあたってくれというようなお話をしているところですので、当然それを受けて、職員はいろいろ自分のアイデアなり、創造性をもって仕事に取り組んでいると。そういった、今、組織風土のもとで、今、西会津町はいろいろ事業にあっていますので、そういった考え方のもとに職員にも仕事にあたっていただきたいというふうに考えております。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 今の副町長のお言葉にあったとおり、創造的なチャレンジ、そして失敗をも恐れない精神で乗り越えていただきたいというふうに思います。

時間もきましたので、これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 午前中、3番、小林雅弘君の質問のうちで、まだ答弁されていない部分がありました。農林振興課長より答弁したいという話でございますので、ご答弁をお願いします。

農林振興課長。

○農林振興課長 午前中の小林議員のご質問の中で、答弁を保留していた部分ございました。それについてお答えしたいと思います。

まず、鳥獣被害防止特別措置法の部分でございます。この改正の中では、捕獲等をした鳥獣の適正な処理、有効利用のための措置の拡充ということでなされていて、その中に愛玩動物用飼料、いわゆるペットフード、それから皮革、革ですね。こちらについて利用方法として有効活用を図るようということで明記されていますので、ご報告したいと思います。

それから、放射線のモニタリングの件でございます。過去3年間に野生動物のモニタリングについては、会津地域の結果でございますが、過去3年間、平成30年から現在までの数字でございますが、全部で83検体検査に出されておりまして、そのうち1件、基準値を超える検体があったということで公表されております。捕獲されたのは会津坂下町でございます。

以上です。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 皆さん、こんにちは。本日は通告に従い、順次質問してまいります。質問事項は1点、町長が目指す今後のまちづくりについてであります。

薄町政の2期目が始まり、町民も今後の町の方向性について関心が高いと思われまます。少子高齢化や人口減少といった様々な課題が山積している中、薄町長が目指す今後のまちづくりや、それを目指す上での考えを伺います。

一つ目として、薄町政の1期目を振り返り、反省や課題をどのように捉えているか。

二つ目として、町長が目指そうすとのまちづくりにおいて、どのような点が重要と考え

るか。

三つ目として、将来、西会津町はどのような町になってほしいと思っているのか。

以上であります。明快な答弁を求めます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 4番、秦貞継議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1期目を振り返っての反省や課題というご質問でございますけれども、私は、町長就任以来、「活気ある西会津を取り戻す」との強い決意のもと、町民の皆さまとの公約の実現のため、様々な施策に取り組んでまいりました。

特に「町長は、外交が仕事」という考えのもと、まちづくりのために力を貸してくれる方々のもとへ訪問し、多くのネットワークづくりに取り組むとともに、西会津応援大使制度を創設し、これまで8人の大使を委嘱してまいりました。

また、子育て世代への支援策としての保育料の無償化をはじめ、これからの時代を子どもたちが力強く生き抜くための教育改革への着手。このために、埼玉県戸田市より江添教育長をお迎えして、取り組みを進めてまいりました。

さらに、活気あるまちなか再生と若者の移住・定住を促進するため、地域おこし協力隊制度を積極的に活用した隊員の配置や若者向け定住促進住宅を整備したほか、独自のまちづくりを推進するため自主財源の確保策として力を入れた、ふるさと納税1億円突破の目標も、この期間に実現することができました。

このほかにも、定時定路線バスの運行による公共交通機関の利便性の向上や、なつかしカーショアの復活開催による交流人口・関係人口の拡大、奥川地区への小規模多機能型居宅介護施設の整備などにも取り組みました。

しかしながら、ご承知のように、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、1期目の任期途中からは、その対応を最優先に取り組んでまいりました。新型コロナウイルス感染症対策につきましては、町民の皆さまの生命と暮らしを守ること。このことを最優先課題として、あらゆる分野において町としてできることに全力を注いでまいりました。町民の皆さまをはじめ、議会の皆さまのご理解とご協力に対して、衷心より感謝と御礼を申し上げる次第であります。

反省という面では、今日に至るまで、目標に掲げたいいくつかの事業ができなかったことや、コロナ禍の影響により町の活性化や町外との交流促進が思うようにできなかった点があげられますが、課題としては、人口減少と少子高齢化対策につきます。今後もこの町の最大の課題に対し、着実な前進を感じられるよう各種施策を強力に推進してまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、私が目指すまちづくりについて、重要と考える点ではありますが、それは、選挙戦を通じても訴えてまいりました「実行力で安定した町政」の実現であります。まちづくりは、町民の皆さまと同じ方向性を共有し、それぞれが、それぞれの役割を果たしながらともに高め合い、助け合いながら進めていくことが理想と考えております。

この実現には、町民の皆さまが願うまちづくりに向けて、基本的な方向を定め、強い信念をもって確実に施策を実行し、さらに、継続性のある安定した町政を進めることが必要だと思っております。

また、まちづくりを推進するには、強い実行力にあわせて、きちんとしたルールづくりや、財政負担の検討、将来負担のシミュレーションなど、長期的かつ安定的な視点を持って判断し、実行する必要があります。何事も、基礎が重要でありますので、しっかりとした土台のもとで、まちづくりを推進していく考えであります。

一方で、まちづくりの主役は町民の皆さまであります。この町に暮らす老若男女すべての町民一人一人に目を向け、寄り添い、その存在を大切にするとともに、様々な場面において個性が発揮され、町民の皆さまがいきいきと活躍できる社会創りを進めます。

あわせて、町の課題に対峙し、これからの町を支える「ひとづくり」にも取り組んでいかなければなりません。自分たちの課題をしっかりと受け止め、将来の西会津を担う人材育成を、町民の皆さまのご協力をいただきながら進めてまいります。

最後に、将来の西会津町についてであります。目まぐるしく変貌する現代社会において、人口減少と少子高齢化に歯止めをかけるのは、とても困難な状況だと受け止めています。

しかし、町の将来像。それは、西会津町総合計画（第4次）で定めた「笑顔つながり 夢ふくらむまち ～ずーっと、西会津～」であります。策定当時から少し時間は経過しましたが、基本的な将来像に変更はありません。この町の未来が、健康で豊かな町民の暮らし、若者や女性が輝いて活躍できる環境、交流人口・関係人口の拡大によって、賑やかな町内商店街、活気ある商工業、また、特産の農林産物、伝統工芸や伝承されている自治区行事など、多くの魅力にあふれ、何かが起こりそうな、また起こる、ワクワクする町であって欲しいと思っております。

そのためにも、現在進行中のデジタル戦略を推進し、デジタル技術を活用することで、これまで解決できなかった課題に対し、新たな対応策を構築し、町民サービスの向上につなげてまいります。

また、国際的な取り組みとなっているSDGs・持続可能な17の開発目標に則ったまちづくりを推進し、地球温暖化対策、脱炭素社会等への対応にも取り組むサステナブルなまちづくりを進めてまいります。

新型コロナウイルス感染症の流行により、社会情勢は一変し、従来の価値観から新しい価値観へと変わっている分野もあります。例えば、テレワーク、サテライトオフィス、ワーケーション。これらは働き方改革と相伴って、地方での新たな可能性を生み出しています。本町においても、これらの可能性を上げられるよう、連携協定等を締結している自治体、各種団体、企業の皆さまのご協力を得ながら、交流人口・関係人口の拡大や、新たな経済活動の展開により、賑やかなまちづくりを進めていきたいと思っております。

町民の皆さまをはじめ、議員各位のご協力、ご支援を賜りながら、今後4年間で、私が目指すまちづくりを全身全霊で進め、将来の西会津につなげてまいりたいと思っておりますので、特段のご理解をいただきたいと思います。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 それでは、順次再質問していきたいと思っております。今いろいろ町長から今後の町の方向性、課題、いろいろ説明いただきました。様々な課題がありまして、ご答弁いただきましたが、その中でも詳細に関しては、今後一般質問や議会の中で聞いていきたいと思

いますが、今回の一般質問では、中でも町民とともに歩むという町政の方向性について、順次お聞きしたいと思います。

というのは、私は従来の考え、自分の考えなんですけれども、やっぱりどんな町の役場もそうですし、町もそうですけど、どんな組織においても、やっぱりそれを動かす人の力というのは、私、一番大事だと思っているんです。ちょっと調べてきたんですけれども、戦国武将の武田信玄は、人は城、人は石垣、人は堀。あと経営の神様といわれる松下幸之助さん、企業は人なりと言っています。やっぱりそういった考えを踏まえて順次質問していきたいと思いますが、まずは町長、就任おめでとうございます。これから4年間頑張ってください。率直に、今2期目のスタートを切った今、町長のお気持ちみたいなものをまず先に、今の感想というんですかね、お聞きしたいと思います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまお祝いと激励の言葉をいただきまして、ありがとうございます。今の気持ちということでございますけれども、非常に今回の選挙戦、大変厳しい結果でありました。そのことをしっかり真摯に受け止めて、町民の皆さんが、2期目はもっとしっかりやれよという、そういう町民の皆さんの意思といいますか、激励の、叱咤激励の言葉だと、そんなふうに捉えておりまして、今後4年間、これまで以上に、さらに全身全霊で町政を執行してまいりたいと思っておりますので、よろしくご審議を賜りたいと思います。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 実に謙虚な、その心を4年間忘れずに頑張っていたいただきたいと思います。

先ほど課題について、これまで4年間、1期目の課題についてお伺いしましたが、なかなかコロナでやりたいことができなかつたというのが大きなところだと思いますけれども、ほかに町長の感じる反省点のようなものというのはなかつたんですか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 反省と課題というようなことでございますけれども、大きく二つくらいかなというふうに思っております。

一つは、これは町長は外部の人材ばかり登用するというような町民の皆さんの、多くの皆さんの声がありました。外部の人材の登用でございますけれども、まちづくりをする上で、昔は他所者、若者、馬鹿者といわれた時代がありましたけれども、私は町長になったばかりすぐのときに、ある方から言われたのは、町長がどれだけそのまちづくりに覚悟をもって本気になってやるかということと、もう一つは、それを応援する応援団がどれだけいるかということで、まちづくりは決まるよ。こう言われました。その応援団というのは、これは町外だけじゃなくて、町内の皆さんも含むわけでございますけれども、ただ私は、やっぱりその町外の人に求めたというのは、やはりいち早く国の情報、いろんな先端情報、これをやっぱりいち早く求めることによって、その時代を先取りするということか、いわゆる改革するためにはどうしてもやっぱり外部の力が必要だというような判断に立ちました。

外部の力というのは、私は何から何までじゃなくて、今何かを変えようとするときに、その意識を変える、あるいは新しい風をそこに吹き込むという意味でございます。全てのことが外部の人にどうのこうのというような考えは持っておりません。その人たちが永久的にまちづくりに影響を及ぼすような、そういう外部の力じゃなくて、あとはその先、

外部の力を借りた先には、やっぱり町民の皆さんの、やはり力を借りないと、私は本当のまちづくりはできないと。今私は、ちょうどその過渡期にあるんだと、いろんな方たちの力を借りて、これから新しい町、あるいは望む町をつくるためには、やはり町民の皆さんの力を借りるといいますか、町民の皆さんもやっぱり、この自分が住んでいる町を自分ごととして何をすればいいのか、どう自分がそこに関わったらいいのかというようなところも、これからやっぱり皆さんの意識もそこに一緒になっていただいて、これからは町民の皆さんと、そして行政が力を合わせて新しいまちづくりを進めるということだと思っております。

ただ、外部の力というのは、私は必要だと思っています。それはどうしても専門分野、例えば今進めているデジタル戦略だとか、あるいは町民の健康づくりの指導者だとか、そういう分野は、私はやっぱりある程度これは力を借りないといけないのかなというふうに思っております。

ただ、これまでの外部の人材について、いろいろアドバイザーとか何かという立場でお願いをしてまいりましたけれども、ここの考え方については、しっかり町の考え方、それから町が望んでいる方向性と、そういうものをしっかり理解した上で、そういう役割を果たしていただけるような、やっぱり町民の皆さんの自由な意見や自由な発想があって、はじめていろんな新しい考えが出てくるわけでありますから、それをアドバイザーが全てそこで物事を言うてしまうというようなことではなくて、やはりあくまでもアドバイザーはアドバイザーとしての意見を最終的に言っていただくような、そういう形のやり方にしないといけないなというような反省を今もっております。

それから、これも外部の人材ということになるわけでありますけれども、地域おこし協力隊、このことについても、非常に多くの皆さんから批判がありました。この協力隊の制度というのは、いわゆる地方から都会にどんどんどんどん人が、人口が流れたと。今、東京、いわゆる都会が人口過密になっている、地方はますます過疎化に拍車がかかるというようなことで、いわゆる都会の人たちの人の流れを地方に移すといえますか、流れを変えるといえますか、そんなことで、たぶん平成 21 年度にこの制度ができて、西会津町は 25 年度からこの制度を導入して、いわゆる積極的な導入といえますか、この制度を活用してきたわけでありますけれども、あれから 7 年経ちましたので、これまでの協力隊のあり方でいいのかどうか、ずっとそのことについては私も皆さんの意見を踏まえて、いろいろ反省をしてきました。この制度のいいところはどんどん活用しないといけませんけど、本当にその部署、いわゆる町が望んでいる課題、その課題の解決のために必要などころには、いわゆる導入をしていきたいと思っておりますけれども。

ただ、その導入の際に、一番やっぱりこれから考えないといけないのは、協力隊の皆さんが、その地域、その自治区といえますか、やっぱり地域の皆さんと友好的、良好な関係を築いてもらいたいと。自治区に入れば自治区のいろんな生活環境、あるいは自治区の行事、イベント、あるいは人足とか、いろんなことがあるわけでありますから、できるだけやっぱりそういう自治区の皆さんと融合したといえますかね、いい関係をつくっていただく、そういうことがこれまでちょっと足りなかったのかなと、そんな思いをもっております。これから新たな、いわゆる協力隊はしっかり、本当にしっかりした目的を持って

らうということと、それから地域の皆さんといい関係、良好な関係を築いてくれる人、築いてもらわないといけないわけですから、そのことをしっかりこれから制度を導入する場合には、そこをしっかりと考えながら募集、あるいは来ていただいた人には、しっかりそのことを申し上げていきたいなというふうに思っております。

そして、これまで協力隊の皆さんは1カ所におりましたけれども、今年の4月から分散して、それぞれの分野で活動していただいておりますけれども、しっかり3年間で結果を出していただく、その結果も、やっぱり町民の皆さんに分かるような報告といたしますか、今自分たちが何をして、どんなことを町民の皆さんにお願いしないといけないのかというようなことをしっかり情報公開といたしますか、情報提供といたしますか、そして町民の皆さんの理解をいただけるような、そういう協力隊の皆さんにしていきたいなと、そんなことを思っております。

大きくはその2点かな、まだまだ小さい反省点はたくさんありますけれども、今思っていたところはその二つくらいかなと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 私も同じ見解です。いろんなお話を聞いて、やっぱり町長が今おっしゃったような反省点、町民からの指摘ですよ。それに関して私もやっぱり同じような認識なんです。今お二つ、地域おこし協力隊のあり方についてと、外部の人材ばかりというところに関してですけれども、これ共通して言えることは、やっぱり町民からの理解というところだと思っております。そこがなく、結局、やっぱり私もおっしゃるとおりだと思います。

専門分野に関しては、専門性を持った人たちの知識、見解というのは確かに必要だと思います。ですけれども、その情報を得て、この町をどうすべきか、こういうふうに盛り上げていきましょう、こういうふうに育てていきましょう、将来はこういう町を目指しましょうというのは、やっぱり町民の皆さんが思う方向に進む、でなければ町長がおっしゃるように応援団というかね、町民の協力というのはやっぱり得られないと思っております。おっしゃるとおりだと思います。

これかはそのを、じゃあどうやって進めていくかというところで、またお話をしたいと思っておりますけれども、ちょっと今の話はさておいて、私20何年前に東京から帰ってきて、この活気ある西会津ということで、ちょっとお聞きしたいと思っておりますけれども、確か太極拳をやったり、何かいろいろ健康に、確かそのときは非常に取り組んでいらっしゃったのが、その当時の、20数年前の町政、私から見てもすごく町民の人、町民と行政が一体となって同じ方向を見て、各々が一生懸命努力している姿が、私、今でも目に焼き付いているんですよ。やっぱりああいう、今なかなかね、個人は個人、人は人という時代になってきていますからなかなか難しいのかもしれませんが、町長その当時職員でいらっしゃいましたよね。なぜ、あんな何ていうんですか、町民が参加するような活気ある西会津を目指すことができたと思いませんか。その当時の振り返ってお伺いたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 今のご質問でございますけれども、当時、私も職員でありました。特にテーマは健康づくりのことでお話がありましたけれども、当時、福島県が90市町村の中で、平均寿命が下から3番目というような時代があって、これをなんとかしないといけないというこ

とで、この健康づくりがスタートしました。この健康というのは、やっぱり自分自身に関わることでよね、そのことがやっぱり皆さん、自分は健康で長生きしたいという気持ちはみんな持っているわけでありますから、その長生きするために自分は何をしたらいいか、そのことがやっぱり私は当時の町長が、その健康になるためには、やっぱりしっかりした疫学調査からはじめて、食生活とか、あるいは健診制度だとか、医療だとか、そういうことでしっかりした目標とプロセスがあって進めてきたというようなことがあって、これを町民運動として、この健康づくりを進めてきたということでありました。

そのころの人たちというのは、本当にあれから 30 年くらいになるわけでありますけれども、当時、今現在よりちょっと皆さんが高齢化になってしまった部分がありますけれども、その人たちが、今、若い人たちになかなかつながっていないというか、私はそれはそれで、今の人口形態の中ではある意味しょうがないと思います。当時はやっぱりそれだけ何とか健康づくりを、健康になることによって、いわゆる医療費が安くなれば、国民健康保険税も安くなる。いろんな健康になることでいい、いいことというところとちょっとあれだかもしれませんけれども、みんな幸せになれるわけですよね。そういうことが、それぞれ一人一人が皆さん自分ごととして捉えたから、私はあれだけの町民の皆さんが参加されて、そしてこれまで西会津町が健康づくりで評価されてきたということになるんだと、こんなふうに思っております。

○議長 4 番、秦貞継君。

○秦貞継 今町長の言葉の中に、一言私もすごく考える大事なこと、やはりこの町をよくする、活気ある西会津を取り戻すのであれば、やっぱり職員や我々だけじゃなくて、町民の方々も自分ごととして、自分たちの子どもや孫の世代に受け継ぐ大事な西会津町をつくっていかなくちゃいけないという、自分ごとというのは、非常に私は大事だと思うんです。

その結果が、健康という目標、皆さんが目標に向かって、行政も町民も一体になったから、先ほど言った長寿日本一を目指した、その当時の西会津は目指せたんだと思うんですけれども、これから活気ある西会津を目指すにしても、同じことだと思うんですよ。行政だけじゃだめだと思うし、町民だけでもなかなか難しいと思いますし、再度またお伺いしたいと思いますけれども、町長が考える、その活気ある西会津というのは、どんな西会津だと思いますか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまの質問でございますけれども、先ほども答弁申し上げましたけれども、町が活気ある町にとはどういうことかということでございますけれども、私はやっぱりこの町が活気のある町にするには、さっきも申し上げましたけれども、いわゆる基幹産業がしっかり振興されているというか、そしてそのことによって、そこに住んでいる人たちが安心して、やっぱり生活できて、いわゆる結婚できて子育てできて、教育もしっかりできる。そういうしっかりした生活設計がしっかりできていて、そういうことになれば若い人たちがそこに後継者として、私は定着していただけると。

さらにもっと言うならば、いわゆる今は都会から地方の人の流れできています。今ここに生まれた人たちが、ここに住んでいただける。いわゆる将来ちゃんと西会津町に定着してくれるということと併せて、町外からも若い人も含めて、どんどん西会津町に来てくれ

る。いわゆる交流人口、関係人口が増える。そしてそこに経済活動が盛んになる。子どもの声が聞こえるとか、女性の皆さんが生き生きと活躍できるとか、いろんなことが私は必要だと思っています。

だから一口でこれをやれば活気があるということではなくて、いろんなことを総合的に進めないといけないと思いますけれども、それには私は、やっぱりこの町の経済、経済をどう活性化していくか、このことがやっぱり大事なのかなというふうに思っています。そのためには、さっきも言いましたけれども、いわゆる基幹産業の農業、あるいは林業をしっかりやる。あるいはここに今ある企業の皆さんがもっともっと元気になってもらいたい。そのためには今年の4月から企業支援をはじめました。

さらに町のいわゆる商店街の皆さんにも、今の商店街、まちなか、昼間歩く人がいません。ここに人の流れをどうやってつくるか、こういうこともやっぱり考えていかないといけないのかなというふうに思っています。

人の流れができて、人がまちなかを歩いて、そして子どもの声が聞こえて、健康で長生きできるような、そういう町にすることによって、私は西会津町が活性化するのではないのかなと、こんなふうに思っております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 先ほど町長の課題というところで、地域おこし協力隊のあり方なんていうお話をされましたけど、確か私、前の一般質問のときに地域おこし協力隊の有効活用ということで、南会津町、南郷トマトを確か営みながら、冬はスキーのインストラクターをやって、要は町長おっしゃるとおりですよ。要は安定した収入がきちっと確保されて、それが成功事例として、それを見た人がまた入ってきたりと、あそこはすごくうまくいっている、要は交流人口と、その人材の定着まで、非常にうまくいっている成功事例だなと私は認識してるんですけども。

おっしゃるとおりです、産業に関しては絶対条件ですよ、生活できなければいくら西会津に引っ越してきても、例えば地域おこし協力隊でもそうですけれども、3年間は国の補助をもらって生きていられるけども、3年経ったら今度は自分の力で生きていけなくちゃいけない、絶対条件ですよ。どこに行ったって、本来であれば最終学歴の学校を卒業したら、次はもう働いて、自分の力で生きていけなくちゃいけないわけですから、これはもうおっしゃるとおりです。

それをどうバックアップするのかというのも行政の課題だと思いますが、この経済に関しては、ちょっと話していくと、同僚議員も随分農業のことに関しても質問されましたので、ちょっとまた後日質問するとして、今回はさっき言った人、まちづくたの中での人について聞きたいと思いますけれども、私は、先ほど冒頭でも申し上げましたけれども、この町の問題に関して、やっぱり町民の方々が問題意識を持って、どうやったらこの町がよくなっていくのか、経済に関してはそれはなかなか難しいと思います。入ってくる産業や会社、個々の企業の考え方もありますので、これはなかなか難しいと思いますが、でも自分たちでできること、仕事しながらでも何かできないかなと、こういった方向性というのは、私はやっぱりみんなで考えるべきだと思います。

そこで交流人口拡大、今、国際芸術村でいろいろ交流人口拡大やっていて、4千何百人

来ているなんていう話を聞きますけれども、これやっぱりそういった、今言った交流人口の問題もそうですけど、町民の方々が問題として捉えて、自分たちが何かできないかなという意識を持ってもらうことも私は大事だと思うんですけども、町長のお考えはいかがですか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまの秦議員の考え方に私も同感でありますけれども、やはり自分たちの町であるわけですよね、今町が何をを目指しているのか、将来どのような町にするのかという、いわゆるその情報、そこにやっぱりもう少し関心を持ってもらいたいということと、それから、自分たちがどう関わればいいのか、自分が何ができるのかという、やっぱり町民一人一人の皆さんの、いわゆる意識を持ってもらいたいといえますか、変えていただきたいとか。そして、どうしてもやっぱりなかなか今、核家族になって、共稼ぎになって、なかなかやっぱり積極的な参加というのは非常に難しい時代になっておりますけれども。

ただ私、今非常にいい方向にいつているなというのは、いわゆる協働のまちづくり推進委員会とか、あるいは健康づくり推進委員会といえますか、ここでやっぱりそれぞれグループごとに、この町のいわゆるまちづくりについてとか、あるいは健康づくりのためにということで、いろいろ自分たちで協議をして、討議をして、そこで提案してくれて、その提案に、それを実際に行動に移そうという動きが出てきているわけでありまして、こういう動きが私は意識が変わってきたなというふうに思っています。

こういうのをもっともっとやっぱり広げていくことによって、このまちづくりにみんなが参加できて、さっきも言ったように、自分が住んでいるこの町をどうするかということとを一人一人がもう少し、もう少しというか、考えていっていただいて、そしてそれを実現していくような、そういうやり方にしていきたいなというふうに思っております。

ただそれには、情報提供、これをしっかりやらないといけないなと思っております。今町がこの情報提供というのは、いろんなケーブルテレビとか、あるいは広報誌とか、あるいはチラシでもありますけれども、なかなかそれが町民の皆さんに本当に伝わっているのかどうかというのは、非常に私、最近、疑問に思っております、特に若い世代の皆さんには、なかなか今町が何をやっているのか、町長が何をやっているのかという、分からない人たちがいるという話を聞いて、非常にやっぱり情報提供のやり方を考えないといけないなというふうに思っています。

そういうことで、しっかり町の情報を提供することによって、町民の皆さんと同じ方向を向いて、そしてそれぞれ力を合わせて、この町の将来、みんなで築いていくということが大事なのかなというふうに、改めてそんなふうに思っております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 その地域協働、会議の名前、グループ分けして自分たちでできる、まちづくりを考える会ですよね。協働のまちづくり。おっしゃるとおりだと思います。そういったところで、やっぱり先ほど町長がおっしゃった単語、使わせていただきますが、やっぱりこの町の問題を自分ごととして、自分たちでもうちよっと活性化できないかなということ自分たちで考えて、自分たちで行動し、結果を出していく。これは非常に大事だと思うんです。

ただ、そういった会議、私もだいぶいっぱい出てきましたけれども、結局、意見は出るんですか、参加者のほうは協力的なんですかね、私がいたときは、なかなか、例えば定員 22 人の会議だったとしたときに、22 人全員出てくるなんてことは、なかなかそれはいいですけど、あまり結構、人、少ないななんていうことも私感じたことがあったんですけど、今はどうなんですか、結構出てるんですか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまの質問ですけれども、私がいさつしているそういう委員会とか審議会でありますけれども、100 パーセントに近い人たちがしっかり出ていただいておりますよね。特に皆さんが参加しやすいように、平日はさっきも申し上げたように共働きの方が多くなっていて、なかなか出席は難しいところがあって、今は夕方から夜の会議とかというような、皆さんが参加しやすいような、そういう会議の持ち方をしていただいておりますけれども、最近、私は非常に皆さんが積極的にそういう会議とか何かに出てきてくださっているなど、そんな感じを持っておりますので、もっともっと皆さん、今度は自分の意見が、しっかり意見を出せるようにといたしますか、そういう環境づくりにもちょっとこれから考えていかないといけないのかなと、そんなふうに思っております。

○議長 4 番、秦貞継君。

○秦貞継 将来の西会津を考える大事な会議に参加した人たち、実はちょっと数名とお話したんですよ。そしたら、声の大きい人たちの意見がガンガンガンガン出ちゃって、なかなか自分たちの意見を言いづらい、あとアドバイザーが、こういう方向でこうあるべきです、ちょっと前、どこかの会議で、私の一般質問で申し上げたと思うんですけど、こういうことやったらどうですか、ああいうことやったらどうですかと町民の皆さんが言うと、それ皆さん自分で考えてやってくださいなんて言われて、意見を言えなかったときもあると、なんていう話、何回か聞いているんです。さっき言った、町民が自分ごととしてこの町の活性化を考えていただくにあたって、やはり声を聞く、我々が声を聞くという方向性というのは、非常に大事だと思うんです。

私が今までいろんな会議に出たり、町民の皆さんの声を聞いていて感じるのは、町民の声というのは非常に小さくて、なかなか出てこない。思っていることは大きいんです。でもなかなか会議の場で言えない。あと大きな声を出される、要は大きな強い意見を言われると、私の意見はちょっとやめておこうかなといった、そういったことを、その会議で言えばいいんじゃないのと皆さん思うかもしれませんが、あとでそういう話を私聞くことが多々ありました。

やはり参加して、自分ごととして考えてもらうには、まず声を出してもらうことは大事だと思いますし、それには、私アドバイザーは、さっき言った、町長がおっしゃっているような専門性を持ったアドバイザーに専門性の分野を聞くのはいいと思いますが、あまりにもちょっと、これからの世の中こうなるんだ、ああなるんだみたいな、ちょっと強い意見というのは、ちょっと私この町にはふさわしくないんじゃないのかなと。その会議に出た人から言われたんですけども、アドバイザー、私たちに選ばせてくださいよという人もいらっしまったんですよ。今後もその皆さんの意見を聞く場を提供するにあたって、今後の方向性、今の私の話を聞いて、ちょっと考え直してみるお考えはありませんか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 町民の小さな声にどう耳を傾けるかというようなことだと思いますけれども、それは非常に大事なことでありまして、アドバイザーのお話が今ありましたけれども、アドバイザーの立ち位置ですよ、これを、やっぱりしっかりわきまえていただくようなやり方をしないといけないなど。この方があまりにも先にいろんな考え方を出示してしまうと、やっぱり町民の皆さんは、なかなか自分の考えとか思っていることを言えない。

ですから、このやり方についてはこれからしっかり検討しないといけないと思っておりますし、そのアドバイザーも町からの選任だけじゃなくて、町民の皆さんからだって、それはこういう人の話を聞きたいとか、こういう人と何か、例えば要望とか意見があれば、それはどんどん出してもらって、それがやっぱり検討の余地があるのかなというふうに思っています。

ですから、ただ昔みたいに、大きい声で、大きい声って声だけじゃなくて、大きい方に皆さんが、なかなかそれに対して自分の意見が言えないというようなこと、最近私、あまりないと思っはいるんだけど、まだまだそういうところがあるとすれば、やっぱりみんな自由に意見が出せるような状況、そして私、いろんな会議とか委員会とか何かに、職員の皆さんに言っているのは、あんまり町からいろんなことを言わないでほしいと、言わないで、まずとにかく皆さんが自由に思ったことを言える、言ってもら。最後にそれを、いわゆるこのことについては、だめだとか何かじゃなくて、今こんなふうになっているとか、そういう参考的な意見にさせていただいて、それを、このことは法律はこうなってますからだめですというような言い方にしてしまうと、なかなかやっぱり皆さんの声というのは出てこないのかなというふうに思っていますから。

会議の持ち方、それとアドバイザーの立ち位置とその役割、ここはやっぱりこれからいろんな会議があるわけでありまして、そういう部分ではしっかり協議をしながら、その会議に臨んでいただくようにしたいと思っています。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 今話を聞いたら、たぶん参加される方、喜ぶと思いますよ。そういうお考えで会議に出て、皆さん町民の意見を真摯に吸い上げようとする町の姿勢があれば、たぶん、それでもなかなか出てこないと思いますよね。でも、それでも諦めずに声を聞く姿勢というのは、私は、我々にも大事なものだと思いますので、町長おっしゃったとおりだと思います。そのまま続けていただきたいと思います。

あと、町長が選挙期間中もおっしゃっていたような気がするんですけど、女性の声、女性の力、またこれも会議の話になっちゃうんですけど、確か以前、女性の視点からのまちづくり意見交換会というのを、確かなさっていたと思うんですけど、これが何か、その会議は、それも参加した人から聞いたんですけど、言いたいことを言ってきたよと、非常に有意義な会議で、町側もいろいろ意見を聞いてくれたんだよねなんて、そこが町長、副町長、その当時の副町長と教育長で出たんですけど、それ今後やらないんですか、何か全然その後ないという話を聞いて、それも聞いてきてと言われたので質問いたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 私はこれからのまちづくりには、やっぱり女性の視点というか、女性の感性とい

うか、それは本当に大切なことだと思っています。前回の全協でも、女性の皆さんの力というのは、これからのまちづくりに非常に重要ですというようなことで、いわゆる町長になってから、まず皆さんの意見、日頃どんなことを思っているのか、どういうことを町に望んでいるのかというようなことが分からないと、政策も、それからどういう町にしたらいいのかというの分からないので、それで、とにかく一回皆さんの意見を聞こうということで、女性だけ集まっていたいて、そこに私と副町長と教育長の3人で、グループ分けをぐるぐるぐるぐる回って、皆さんとお話をさせていただいたということで、非常にいい感触を持ちました。でも、なかなかその後に、今度やらないといけないことがたくさん出てきて、本当にそれを継続できなかったということは、非常に残念に思っていますけれども。

私、これからね、これからさらに大事だと思って、女性だけの会議といえますか、それを立ち上げたいなと思っております。それはいろんな階層、いろんな職業の方たちも入っていただいて、この町の、いわゆる将来、女性から見た、どういう町にしたらいいのかという、ここをやっぱり、しっかり女性の皆さん、日頃いろんなことを考えている方たちがたくさんいるわけですから、そういう意味で、これから女性の会議といえますか、立ち上げていきたいなというふうに思っております。

本当に一回で終わってしまいましたけれども、その後、私も忙しくなってしまったこと、それは理由にならないかもしれませんが、今後やっぱり継続して、そういう会議がもたれて、そして皆さんの意見がしっかり町政に反映できるような、そういう会議にしていきたいなというふうに考えております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 参加した人は楽しかったそうですから、ぜひもう一回復活させて、頑張っていたきたいなと思います。

あとは、こういったお話し合いというと、どうしても若い人、若い人の話になっちゃうんですけども、私は、地域学校共同なんかにも、引退された学校教員の方や、そういった方々が子どもの教育に関わって、いろいろ先輩、参加されている先輩方がやってきた文化や考え方、西会津の風土を勉強させようという、頑張ってもらいますよね。私はそういった人たちの力というもの、私はこの町の人的な財産、本当にこれは目に見えない素晴らしい財産だと思っています。これをちょっと、時間もなくなってきたのであまりあれですけども、この町を、これから頑張っていこうという人もいいですけど、これまで頑張ってきた人たちの考えや教を学ぶようなところにも、私は移住定住もちろん大事ですけども、ぜひ私は予算増額してほしいぐらい思っています。その人たち、いつか例えば体、だんだんだん歳を重ねれば弱ってきますし、そうなったときに、もうお話を聞けなくなるんです、習えなくなっちゃうんですよ。これもったいないです。教えてもらえるものは教えてもらったほうがいいと思いますし、時間も早いほうがいいと思います。ここはぜひ予算化、もっと増額も含めてお考えいただきたいと思いますが、端的にどうでしょうか、お考えありますでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 確かに今現在一生懸命まちづくりに力を貸していただいているわけですから、ま

ちづくりに参加していただいている人たちのことは、しっかり大事にしないといけないなと思っていますし、そこで必要な予算は、これはできるだけ確保したいなと思っています。それがどの程度なのかというのは、実際にその状況を見ないと分かりませんが、私は一生懸命やるといいますか、この町の将来のために必要なお金は、やっぱりしっかりかけないといけないと、そう思っておりますので、今話を参考に皆さんとお話をした上で、これから検討してまいりたいと思っております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 ぜひご検討ください。もちろん現場の意見が一番大事だと思いますので、現場の意見を徴した上で方向性を見出させていただきたいと思います。

時間もなくなってきたので、先ほど来、言っている交流人口、この町の活性化には絶対必須条件だと思うんですけど、確か町長、所信表明で、今後の町の将来を担うリーダーを育成する塾を開設したいというお話でしたけれども、これはどのようなイメージを持っていらっしゃるんでしょう。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまの質問でございますけれども、イメージということでもありますけれども、当時、私たちが若い頃には、本当に若い人たちがたくさんいました。各地区に青年会があって、西会津町のそれを束ねる西青年というあれがありまして、非常に皆さんそこでいろんな若い人たちの活動があったわけでもありますけれども、そんな時代でしたから、当時非常に、これからの西会津町をどうするんだと、どういう町にしていくかというようなことで、当時さゆり塾というのがありました。これは国のシンクタンクから、この塾長を呼んでいただいて、そして、あれ何年間ぐらい続いたのか、ちょっと私、記憶ありませんけれども、非常に外国まで研修に行ったというような経緯があります。その時代はそういう塾の方式でよかったのかもしれないけれども、これから私も将来の、いわゆる人材を養成し、確保するためには、しっかりしたそういう塾を開設しないといけないなと、そんなふうに思っております。

どういう塾にするかは、これから十分内容を検討して、将来に役立つといえますか、この西会津町を背負って立つ、そういう人材がそこから輩出されるような塾にしていきたいなというふうに思っております。今イメージとしては、当時のさゆり塾が私のイメージにはなってますけど、当時からだいぶ時が経ってますので、新たな考え方のもとで、どういう塾がいいのかということは十分検討してまいりたいなと思っています。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 私もその話、聞きました。先輩議員もよく、昔の青年会はなという話を聞いて、私もいいなと思ってるんですけども、町長もそういうイメージでお考えだということは理解いたしました。

やはり人を呼び込むということも大事だとは思いますが、この町の人たちを育てるということももっと大事だと私は思うんです。すぐに人は育たないと思います。これいつも何かの会議で目的を持ってやりましょうという、出てくる単語が、よくPDCA、プラン、ドゥ、チェック、アクション、これ世の中の、どこかの学者さんが考えたのかよく分かりませんが、私はこの町、今必要なものというのは、これ私考えたんですけども、

まずは参加してもらうことだと思います。まちづくりに対して問題意識を持って考えていただく、参加すること。次、今度は理解すること。自分はこう思っていたけど、ああ、今世の中の流れこうだなと、じゃあこういうことやってみようかと理解する。次、行動。動いてみる。その次です。私は、それ専門でやっているわけじゃないですから、そういう人たちって、やはり成功というのは小さなもので、先ほど同僚議員も言っていましたけど、小さな成功を喜ぶことだと思うんですよ。これを繰り返して、自分たちが少しでも、一歩でも前に出る。自分たちが町の活性化に参加して、自分たちの町を守っていく、育てていく、この意識を醸成することは非常に大事だと思います。

私の考えはこんな感じでございますが、もしその塾をお考えであれば、こういった方向性も、もしご検討いただければと思うんですけども、私の考えを聞いてどう思いますか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 私も同じような考え方を持っております、やはり町民の皆さんが、そこで学んだことが、それが形になる、形にしないといけないですよね。形になることによって、さらに皆さんがそこからまた先、いろんな行動、あるいは行動が私は発展していくんだらうということをおっしゃるので、まずやっぱり皆さんに参加をしていただいて、そして行動していただく、その行動したことがちゃんと形に残る、形になる。それがまた次のいろんな行動につながっていくと、そしてまたそれが大きな力になって、西会津町のまちづくりに皆さんが大きな力を果たしてくれるというようなことになっていくんだらうと思いますので、まさに小さなところといいますか、皆さんが日頃考えていること、小さなことであっても、それがしっかり形になるようなやり方をこれから考えないといけないのかなというふうに思っております。

そのことが、さっき申し上げたように、協働のまちづくり推進委員会や、あるいは健康づくり推進委員会の中で、それが今現実に、そういう行動に今なりつつあるというか、ですから、そういう輪を、活動の仕方をもっともっと広めていくようにしたいと思っています。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 時間ですので最後に、今まで町長といろいろお話をさせていただきましたが、町長の方針、こうやってやっていこう、町が盛り上がるため、活性化されるためにはこうするべきだ、ああするべきだという町長のお考えがあって、町民はそれを採択し、町長の旗印のもとに町が一致団結して頑張っていこうというところではございますが、これ以外の町長の施策に関してもそうですけど、町長一人で全てできませんよね。ここにいらっしゃる課長はじめ役場職員の人たちが、それぞれの分野でそれぞれの方向性で力を発揮してもらうことが、私は一番大事だと思うんです。町長は一人しかいませんから、町長が全ての課を統括し、口を出して全部、全て実行するわけにはいきません。やっぱり担当のそれぞれの課の人たちが、それぞれの専門分野で頑張ってもらわなければならないと思うんですよ。

そこに関して、やはり私はね、民間であれば、例えば社長がこうしたい、でも社長ね、こうしたらもっとよくなるんじゃないですか、この判断ではちょっと危ないんじゃないんですかという、やっぱりお互いの肯定的な意見も必要ですし、反対的な意見も必要ですし、

それで皆さんの意見を合わせて正しい方向を目指す。こうやって普通の民間企業は、この不景気の荒波を一生懸命頑張って生きているんですよ。これ町に関しても同じことだと思います。

いろいろ私なりの考えを述べさせていただきましたが、最後に、やっぱり皆さん一致団結して、目的はこの町が、先ほどから町長がおっしゃっているとおり、住んでいる人たちが幸せで、ああ、住んでいてよかったなと思ってもらえる町を目指すことだと思いますので、皆さんの力を結集して、よりよい町をつくっていただきたいと思ひまして、それを祈念し私の一般質問といたします。

○議長 暫時休議にします。(14時58分)

○議長 再開します。(15時20分)

5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 5番、猪俣常三です。今次の議会に3点の質問を通告しておりますので、伺ってまいります。

一つは、新型コロナウイルス感染拡大防止対策についてであります。最近のコロナ感染者が増えている傾向にあり、本県は非常事態宣言と56市町村を対象にした県独自対策を9月の12日まで延長することとなっております。本町においては、油断することなく、我慢の生活を続けることが肝要であり、報道では依然としてステージ4の爆発的な感染拡大の水準にあると報じられております。

そこで一つ目に、本町では新型コロナ対策として、ワクチン接種が進められていることから伺います。65歳以上の方々のワクチン接種状況はどうなっているのか。64歳以下から12歳以上の件について。また妊婦の方への重症化が心配されますので、その対応はどうなっているのか。

二つ目といたしまして、新型コロナウイルス感染がおさまらない状況の中、感染力が強いデルタ株の猛威が広がっております。本町では小中学校において2学期が始まりましたが、感染者が出た場合の対応はどうなっているのか。

三つ目といたしまして、放課後児童クラブのコロナ対策はどのようになっているのかお伺いいたします。

次に、道路や橋梁のインフラ整備についてであります。インフラ整備は重要なものとなっておりますので、道路や橋梁などの構造物において老朽化が進んでいるものと思われることから伺います。

一つ目は、町内に道路や橋梁などの構造物について、早急に修繕するべきものがあるのか調査及び点検された件数等の結果はどうなっているのか。

2点目は、改良や修繕にかかる事業費の財源についてお尋ねします。

三つ目は、中長期の修繕計画はどのようになっているのかお伺いいたします。

次に、入札についてであります。適正な公示価格により契約するためには入札が重要なことと考えます。お伺いいたします。

1点目は、なぜ条件付き一般競争入札で行うのかお尋ねいたします。

2点目は、町内の業者をどのように評価されているのかお伺いいたします。

以上、私の一般質問といたします。

○議長 健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 5番、猪俣常三議員のご質問のうち新型コロナウイルス感染拡大防止対策についてのご質問にお答えします。

1点目のワクチン接種の状況であります。町長が提案理由の説明で申し上げましたとおり、65歳以上の希望された方へのワクチン接種は、7月末までに2回目の接種を概ね完了したところであり、7月1日現在の住民基本台帳人口2,857人の91.3パーセントにあたる2,609の方が接種を完了したところであります。

次に12歳から64歳までのワクチン接種の進捗状況であります。3番、小林雅弘議員にご答弁申し上げましたとおり、7月1日現在の12歳以上64歳までの住民基本台帳人口2,762人のうち、8月28日現在、1回目の接種完了者が1,484人で53.7パーセント、2回目の接種完了者が772人で28.0パーセントとなっております。

次に、妊娠中の方への重症化が心配されることから今後の対応についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスの感染は第5波では若い世代で拡大しており、また妊娠中の方の感染例も全国において多数報告されています。妊娠中の方が新型コロナウイルスに感染すると、特に妊娠後期は重症化しやすく、早産のリスクも高まるとして、国や関係学会からは妊婦や夫などへのワクチン接種が推奨されているところであります。

このようなことから、町では現在妊娠中の方やそのご家族が、早期にワクチン接種を受けられるように接種日の前倒しを行うこととし、対象者に聞きとりを行い、希望される方については接種日を前倒しして対応したところであります。

町では引き続き、接種を希望する方が安心して接種できる体制を整備してまいりますのでご理解願います。

○議長 学校教育課長、玉木周司君。

○学校教育課長 5番、猪俣常三議員の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策についてのご質問のうち、小中学校における感染者が出た場合の対応についてお答えします。

学校における新型コロナウイルス感染症予防対策につきましては、これまでも文部科学省及び県教育委員会からのガイドライン等により、検温や手指消毒の徹底、教室内の十分な換気など感染症予防対策を講じているほか、町独自においても新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、空気清浄機の整備や授業日毎日の消毒作業などを実施し感染予防に努めているところであります。

去る8月20日には、文部科学省より新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等についての通知が再度発出されたところであり、その通知では、最近流行が問題となっている変異株、いわゆるデルタ株であっても、これまでどおりの基本的な感染症対策を徹底することで、学校内での感染拡大リスクを下げるとされております。さらに感染リスクが高い給食等の食事をとる場面や部活動における場面など、教育活動の場面ごとの対策が示されており、学校における感染症予防対策は、文部科学省からの通知に沿った対策を引き続き徹底することとしております。

また、ご質問の小中学校において感染者が発生した場合につきましては、基本的に保健所等の指導により対応することになりますが、緊急事態宣言等が発令されている感染拡大

地域においては、保健所等の対応が遅くなる恐れも生じていることから、これも文部科学省において8月27日に「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」が策定されました。本町は現在、感染拡大地域に指定されておりましたが、このガイドラインも参考にして、学級・学年閉鎖、休校等の措置を保健所の指示を受けながら対応していくこととしております。

なお万一、学級閉鎖等が発生した場合でも、本町では各家庭におけるWi-Fi環境が整備済みであり、児童生徒一人一人のタブレット端末を活用した学びを行うなど、可能な限り教育活動を継続し、児童生徒の学びの保障を最大限に支援していくこととしておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 5番、猪俣常三議員の新型コロナウイルス感染拡大防止対策についてのご質問のうち、3点目の放課後児童クラブの感染対策についてお答えいたします。

放課後児童クラブでは、厚生労働省からの「保育所における感染症ガイドライン」、文部科学省からの「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を基本に、指定管理者であります、にしあいつ福祉会及び再委託先が作成した感染防止マニュアルに基づき感染予防対策に取り組んでおります。

このマニュアルにより、体温計測を含む体調管理、マスクの着用、手洗い・うがい、手指消毒や黙食の励行、3密の回避と施設の清掃・消毒を基本として取り組んでおり、さらにこれらに加えて利用児童数が約60名となったことから、密接・密集を回避しソーシャルディスタンスを確保するため、昨年度からこども園の児童クラブ室から小学校施設内へ実施場所を移し、感染予防対策を強化して事業を実施しております。

また、各家庭においても不要不急の外出を控え、感染拡大地域への往来、感染拡大地域の方との接触がある場合には相談していただくなど、保護者の皆様のご協力もいただいております。

町といたしましては、「うつらない」「うつさない」「持ち込まない」を実践するため、職員、保護者の皆さんや児童と情報を共有し、引き続き基本的な行動を徹底して感染防止対策に取り組んでまいりますので、ご理解願います。

○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 5番、猪俣常三議員のご質問のうち、道路や橋梁のインフラ整備について、お答えいたします。

町が管理する道路、舗装につきましては、アスファルトなどを施している全ての町道289路線の路面性状調査を実施しております。その結果、舗装の健全性評価、MCIといいますが、ひび割れ率とわだち掘れ量を考慮した指数により、修繕が必要と判断される路線が43路線存在しております。

また、町道の構造物は、橋梁が167橋、スノーシェッド・シェルターが合計3基存在しております。道路法第42条では、橋梁・トンネル・シェッド・大型カルバートなどについては、5年に1度、近接目視点検を行い、その結果を4段階に分類し、効率的な修繕を行うことが義務化されております。

町では、全ての橋梁・シェッド・シェルターについて点検を実施しており、早期措置段

階以上、損傷レベルⅢ以上の部材を有する橋梁は、現在事業を着手しているものを除き4橋存在しております。

以上の調査結果を踏まえ、舗装や橋梁などの修繕工事を順次計画的に実施しているところであります。

次に、改良や修繕にかかる事業費の財源であります。道路の改良につきましては、国土交通省所管の交付金事業である社会資本整備総合交付金事業を、舗装につきましては、表層だけでなく路盤まで損傷が及んでいるものは、同じく国の防災・安全交付金事業を、橋梁につきましては、国の補助事業である道路メンテナンス事業を活用しております。いずれも国土交通省道路局所管の交付金事業などの有利な財源を改良や修繕の事業費に充当しているところであります。また、補助残の地方費分につきましては、過疎債などの有利な起債を充当することとしております。

次に、中長期的な修繕計画についてであります。舗装につきましては、路面性状調査の結果や路線の重要度を考慮し、国の交付金事業を最大限に活用しながら計画的に修繕を実施していくこととし、また、橋梁などの構造物につきましても、部材の損傷度合や路線の交通量・重要度を考慮しながら、道路法に基づいた長寿命化修繕計画により、計画的に修繕を実施してまいりたいと考えております。

町といたしましては、道路や橋梁などのインフラ整備について、今後も引き続き計画的な修繕を実施することにより、適切な維持管理に努め、安全安心で持続可能なまちづくりを積極的に進めてまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

続きまして、入札についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、町の入札に関する基本的な考え方ですが、町では、公共事業や物品購入など、町内で調達できるものについては、町内業者を指名し、指名競争入札で調達することとしており、地域経済活性化の観点からも町内業者の受注機会の確保を図っているところであります。

ご質問の条件付き一般競争入札についてであります。町では、町内において施工実績がない大規模で特殊な公共工事や大型除雪機械の購入などの場合につきましては、競争の原理を働かせるため、条件付き一般競争入札を採用しているところであります。具体例をいくつかあげますと、近年ではケーブルテレビの通信機器高度化更新工事や映像機器高度化更新工事、除雪ドーザの購入などであります。また、条件の内容、いわゆる入札参加資格要件につきましては、工事などの確実な施工や品質を確保することも入札において重要な要件でありますことから、過去の工事経験や実績、事業所所在地、地域要件などを設定しております。

以上のことから、本町におきましては、高度な技術や高額な物品などを必要とする特殊な案件の場合には、条件付き一般競争入札を採用し、工事などの円滑な進捗を図るべく、適切に執行しているところであります。

次に、町内業者の評価についてのご質問にお答えいたします。

町内業者には、まちづくりの基本となる様々なインフラ整備や維持管理、あるいは災害時の応急対応など、地域の守り手として、町へのご支援ご協力をいただき、町勢伸展に多大なる貢献をいただいているものと認識しております。さらには、町内各社が取り組

む業務は、地域経済の活性化や雇用の確保など、町民生活を支える、有力な産業の一つであると考えております。

町といたしましては、今後とも、公正公平で厳格な入札の執行により、公共工事などの品質の確保と町内業者の受注機会の確保を図るとともに、町と町内業者の信頼関係や緊密な連携のもと、安全安心で活力あるまちづくりを推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 ただいまいろいろと各課のほうから説明をいただきました。なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止の対策について、町長のほうから議案説明の中でお話された内容は、ご理解いたしました。

それから64歳以下から12歳以上につきましても、同僚議員にご説明をされた内容につきましても、ご理解いただいたところでございます。

なお、妊婦のほうの重症化が心配されるということに対しまして、非常にこれが一番大事なことなんだろうと思っておりますが、だいたい妊婦といいますと、歳の関係といいたししょうか、また週というところ、一番危険度が高いようなものがもし分かりましたら、こういったところの状況がちょうど期間に入るといようなことになりましたときの、一つの指針が分かれば教えていただきたいと思っております。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 それでは再質問にお答えをいたします。

今回、国あるいは関係学会のほうから、ワクチン接種を推奨する文書が、通知が出ておたまして、その中で具体的な月数であるとか、そういったものは示されておりません。特に日本産科婦人科学会が発出している文書におきましては、妊婦さんは時期を問わずワクチン接種をすることをお勧めしますというふうになってございます。

また今回、町のほうで接触の前倒しを推奨させていただいた方につきましては、母子手帳を交付している15名の方に個別に勧奨をさせていただいたということでございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 ただ情報を一部いただいた中で、年齢が30歳以上の女の方の妊娠というふうに、非常に心配されているということと、それから、妊娠週数が25週以上の場合が重症化になることが高くなるのかという話でありました。特に注意が必要だということのようではありますが、そういった具体的なことは、ほとんどなかったということでしょうか。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 それではお答えをいたします。

繰り返しになりますが、今回、国及び関係学会から出された文書を見る限りにおきまして、そのような週数であるとか、年齢の記載はないということでございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 それでは、関連してちょっとお尋ねをしたいと思うんですけども、ワクチン接種が2回以上、2回完了したという方々の効果について、重症化にならないというこ

とがテレビ報道等でされたところをお聞きしました。その人の流れが始まってはいるんですが、接触したからといっても感染しないということは言い切れないという話もされておったようです。無症状でも感染していることもあることから、抗原検査というのが有効ではないかといわれているんだけど、どういう場合にこの検査をされるのかを伺いたいと思います。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 それではお答えをいたします。

抗原検査、どういうときに行うのかということでございますが、これはPCR検査と同じく感染が疑われる場合に行われる検査であります。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 その際に、検査を受けた際に、抗原検査の中でマイナスがあった場合とプラスがあった場合には出るんだらうと思うんですが、そういった判断の区分けというのはどのように解釈していくんでしょうか。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 それではお答えをいたします。

抗原検査におきまして陽性、陰性が出た場合の捉え方でございますが、まず陽性の判定が出た場合については、陽性の確定になります。陰性であった場合については、さらにPCR検査を実施しないと、抗原検査だけの陰性では陰性の証明にはならないということでございます。

○議長 猪俣議員に申し上げます。あまり幅広くならないように、関連ということでお願いします。

5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 内容についてはよく分かりました。

それでは、小中学校の2学期が始まったという中身でちょっとお尋ねをしたいと思うんですが、私はお伺いするのは、今9月の1日辺りに出ましたミュー株という新しいウイルスが発表になったわけです。今デルタ株で騒いでいるときに、このミュー株が出たということになったとき、やっぱり大変なことが起きたんだなというふうに感じたわけで、お尋ねするわけであります。

こういう中で、まず学校の学期が始まったといったときに、15歳、12歳のお子さんがコロナには感染したと報じられておまして、デルタ株の感染力が恐ろしいということはもう承知したわけです。この変異株から子どもの命を守ることが大切だと、私も理解はします。感染させないことが大事であるということも、これもまた理解はできます。さらに報道では、学校関係者から2学期を遅らせてはとの話に対して、無視されていると伝えられているということがありましたので、本町においては、この2学期をどうするかということの話が話し合われたかどうかを伺ってみたいと思うんです。

○議長 学校教育課長。

○学校教育課長 再質問にお答えいたします。

議員お質しの2学期につきましては、8月25日、先々週の水曜日から始まったわけですが、その近辺におきまして、本町には感染者が発生していなかったということが

まず1点ございます。それから、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、その2学期を始めるにあたりまして、すでに文科省からガイドライン等の発出がされておりましたので、十分に感染症対策をしながら動きを始めるようにというような意味合いの通知も来ておりましたので、そういったことで判断をしまして、2学期の開始を遅らせるというような措置は取っていなかったところでございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そこでちょっとお尋ねをしたいんですけれども、実際、例えば学校に生徒が来まして、感染が確認されたといったことが実際起きた場合の、そのときの学校の本当の対応というのは、どのように考えておられるのかをお尋ねします。

○議長 学校教育課長。

○学校教育課長 お答えいたします。

先ほど1回目の答弁で申し上げたとおり、文科省におきまして全国統一のガイドラインが示されております。そのガイドラインには、児童生徒または教職員の感染が判明した場合のフローということで、フロー図が示されております。その流れでご説明を申し上げますと、まず学校でそういった教職員、児童生徒の感染の確認ができましたらば、すぐさま設置者、この場合、西会津町教育委員会ということになるわけでございますが、教育委員会に連絡をすると、それとあとは学校医のほうにも連絡、相談するというようなことがまず1点目でございます。

それを受けまして、今度、設置者、町教育委員会から保健所に報告、相談をするような流れになっております。設置者としましては、臨時休業等の実施の必要性も含めまして保健所に相談するのが二つ目の作業になります。

それから三つ目としまして、保健所による調査ということになります。保健所が実際に学校のほうに調査に入りまして、情報収集、それから濃厚接触者の特定の作業をすることになりますので、学校、それから教育委員会はその保健所の調査に協力するというのが3番目の流れになります。

それから4番目としまして、設置者が、教育委員会が臨時休業の必要性を判断するという作業になるわけでございますが、保健所の見解、指導、それから学校医の助言、アドバイス、こういったものを受けまして、学校の一部もしくは全部、そういったものの臨時休業の良否を検討するというような作業が4段階目になりますが、この時点で学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、当然、休業。学級、または学年、または学校という休業になりますが、学校内で感染が広がっている可能性が低い場合は、学校教育活動をそのまま継続すると、当然、消毒等の作業をしてからということになりますが、継続すると。こういったフローの流れになっております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 なぜ私、この質問をさせていただいたかといいますと、まず報道関係で、学校内のクラスターが発生しやすいと、可能性があるということが盛んに言われていた時期でありました、8月中。それで、まずこれが心配だと、それから、注意も必要だと、警鐘を鳴らしておったということでありましたので、これは大変なことだと。それで、例えばクラスターが発生したのでは、じゃあどうするんだということで、2学期始められたのは

いいとしましても、こういった情報が流れているということがあったので、ここはどうなんだと。ただ、学校内での間は学校の責任だろうとは思いますが、実際、家庭からそれぞれの生徒さんが入ってくるわけですから、そういったところの家庭に対する指導、指導というのはちょっと適切な言葉かどうか、まずコロナに対するところの日常の防止対策は取られているのかということが、概ね考えられることなんだろうと思うんですね。そういったところがどのように指導されているのか、それもちよっとお尋ねしたいと思います。

○議長 学校教育課長。

○学校教育課長 お答えいたします。

感染症予防対策につきましては、かねてから適時学校のほうから、学校日より、または担任からの連絡ということも含めまして、保護者のほうには、その子どもたちの観察、それから毎朝の検温、そういったところからしっかりしていただくようお願いをしているところでございます。

また、そういうことで、学校のいろんな教育行事の延期だったり、それを検討する際にも、そういうことで保護者の理解をいただきながら進めているところでございまして、とにかく事あるたびに保護者のほうには、安全対策をしっかりお願いしたいということで依頼しているところでございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 学校関係につきましても関連があることですし、また、放課後児童クラブの生徒さんにも関係してくるんですけれども、実際、これ感染してますよといったときに、実際この本町において、入院するかしないかといっても会津の病院の関係が非常に受け入れ体制が難しいということもあろうかと思えます。実際、入院ができなくて、家庭で療養しなければならないというような体制がもし出たときに、本町においてどういう対応の仕方があるのか、学校関係、あるいは放課後児童クラブの担当のほうからお尋ねしたいと思いますが、お答えしていただければ。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 それではご質問にお答えをいたします。

ただいまのご質問でございますが、3番、小林議員のご答弁、一般質問でのご答弁申し上げましたとおり、基本的に軽症であっても福島県については、できる限り入院を基本とするということで、福島県ではそういった方針を取っております。当然、今後感染、会津管内において感染が拡大して、会津管内での医療機関での入院が難しい場合については、県において広域的な調整をして、入院が必要と認められた方につきましては、広域的な入院措置がされるというふうに考えております。

また、入院が難しい方については、現在、県のほうでも宿泊療養施設を整備しておりますので、そちらのほうへの入所になっておりまして、基本的には軽症であっても入院、もしくは療養施設への入所が基本になるかというふうに考えております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 宿泊療養施設というのはどこに設置されているんですか。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 お答えをいたします。

宿泊療養施設につきましては、郡山市、福島市、いわき市の3市でございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 本町では、もし自宅療養でといわれた感染者が、実際、宿泊療養のところに設けられているというふうに仮定した場合に、西会津にはないということで解釈していいんですか。本当にその遠いところまで行かなければならないのかどうか。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 お答えをいたします。

本町には宿泊療養施設はございません。先ほど申し上げましたように、福島市、郡山市、いわき市、会津若松市の4市に県が設置している施設でございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 なぜ私、この内容をお聞きしたかといいますと、今テレビの報道関係で見て、実際、感染しているんだけどたらい回しになっちゃって、結局、命を落としてしまったという事例があるから、これは大変だということの思いがあってお尋ねをしているわけです。

だから、西会津の場合には診療所が、医療体制の状態を守っておられるんですけども、会津で今、行く場合において、その場所がないとなると、本当に切羽詰まることが考えられるのではないかということでお尋ねしているわけです。その体制に対してお尋ねいたします。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 今ほどの再質問でございますが、宿泊療養施設につきましては、全くその患者個人がホテルのように宿泊するようなものではなくて、そこにはしっかりと医師、看護師、あるいはその状態の変化をみる職員が、スタッフが揃っております。ですから、入院している状況と同じ態勢で健康観察ができるということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 それと関連いたしますと、こども園、こゆり園でいいんでしょうか、今の西会津のこども園、同じような考えでよろしいんでしょうか。感染者が出た場合の対応というのは。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 お答えをいたします。

まず陽性患者が発生した場合については、保健所におきまして、その患者の状態、あるいは家族構成などを総合的に勘案しまして、入院になるのか、宿泊療養施設になるのか、あるいは程度によっては自宅療養になるのかということで、その年齢とかそういったものも考慮された上で対応されているものと考えております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 もう1点だけお尋ねいたします。今、感染者が、親が感染して、実際、今家庭にいたるといった、入ろうかなと思ったら子どもがいる。だけど親は共働きでどうしようかなと、この子どもの預かる場所、預かってくれる人がいないといった場合の対応というのは、本町においてその対応はどのように取れるかを、ちょっとお尋ねします。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長　お答えをいたします。

その家族の中で、そのお子さんの面倒をみている方が感染が確認されて、そのお子さんが一人で生活できないような場合につきましては、これも県の保健所のほうで、児童施設などへの入所など含めて、県のほうで対応しているというのが実態であるというふうに認識しております。

○議長　　5番、猪俣常三君。

○猪俣常三　分かりました。

質問を変えてまいります。道路や橋梁のインフラ整備に移りますが、非常に幅広い、全ての町道で289路線という大変広い分野であろうかなと、こんなふうに思っております。点検などの理由もちょっと書いてあるんですけども、実際この点検の基準なんていうのは、町が定めてはいるとは思いますが、具体的には5年が1パターンなのか、それとも1年ごとの1パターンなのか、ちょっとお尋ねします。

○議長　　建設水道課長。

○建設水道課長　お答えいたします。

道路舗装につきましては、法定点検の法令整備というのがされておりません。橋梁のほうは先ほど申し上げましたように、法令化されていて、5年に1回は橋を点検しなさいよというような定めになっております。ただ、道路舗装につきましては、町で自主的にパトロールも定期的を実施しておりますし、先ほど答弁で申し上げましたように、これまで町道の289路線を路面性状調査ということで、その傷み具合をコンサルタントにお願いしまして数値化して、その修繕が必要と思われる路線を出しております。順次計画的に修繕を進めているという状況でございます。

○議長　　5番、猪俣常三君。

○猪俣常三　もう一つは、橋梁なんですけれども、167橋梁が検査されているということですが、今現在この中で、急遽修繕が必要だ、早急に必要なんだよというのがあればお答えいただけますか。

○議長　　建設水道課長。

○建設水道課長　お答えいたします。

橋梁等につきましては、5年に1回、法定検査を進めております。現在、令和元年度から2順目に入っておる状況ではございますけれども、この間、点検を行ったところ、早期措置段階といいまして、損傷のレベルが判定の結果3以上というようなものがございます。現在も継続的に橋梁の補修工事は進めておりますが、現在、工事を着手しているものを除きますと、現時点では四つ、4橋あるというような状況でございます。

○議長　　5番、猪俣常三君。

○猪俣常三　そうすると、判定区分については、早期の措置の段階と、それから早急措置の段階というのがあると。この支障が生じてくるというのは、これ四つというふうに解釈してよろしいんですか。

○議長　　建設水道課長。

○建設水道課長　お答えいたします。

現時点で損傷レベル3の早期措置段階というふうに認められるものは、議員おっしゃっ

たように4橋でございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 ここに国の制度の交付、何といたしましょうか、補助対象のものが使えるというのは、だいたいこの4橋だとすると、確実なことは分からないだろうと思いますので、概ねの予想とするような事業費みたいなものが分かれば、お示しはいただけますか。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 4橋についてお答えします。

現時点では、詳細な調査設計等、行っておりませんので、まだ具体的な金額というようなものは、ここではちょっと申し上げることは難しいわけですが、過去にこれまでやってきたものについては、2千万とか3千万とか、そういったかなり高額な修繕費は要しているというような実績はございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 先ほどの点検の方法の中で、近接目視ということでお話されておりましたけれども、叩くとか、そういうようなことでの検査なんかはされたりはしたことはありますか。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 点検の方法というようなことでございますけれども、基本的には近接目視ということで外観を見るというようなことでございます。あと、以前も申し上げましたように、特別な車両を使って橋の下をのぞくですとか、そういった感じで、基本的には外観から調査するというのが主な内容でございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 これらの道路、橋を完全にするというところの表現は適切な言葉ではないにしても、計画を立てるとすると、どのくらいのスパンを予定されておられるかお尋ねします。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 計画のご質問でございますけれども、まず大規模な工事になりますので、国の交付金などを最大限有効活用してございます。その交付金の決定が届け次第、速やかに、先ほど申し上げましたような橋の調査、測量を行いまして、その後に予定価格を出すための積算業務を行います。それから入札に付すというような段取りで、だいたいですが、2年間で三つ、3橋を修繕するというような、概ねそういった流れで進めてございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 もう1点だけお尋ねいたしますが、こういった検査の内容を、実は分かりやすいように町民の皆さんにお示ししているということがあるかどうかなんですけれども、この点検、診断の措置の結果なんかは、町民の皆さんに評価や公表をしたりする、見える化というものが、実際行われているものがあるとしたら、お聞きしたいのですが。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

町のホームページをご覧くださいますと、長寿命化計画なるもの公表してございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 分かりました。

それでは、条件付きのところに入りますが、先ほどの答弁の中で、町内の業者というのは大事だというお話をいただきました。なお、私が聞いてきて、ちらっと耳に入ったというのがちょっとありましたので、お尋ねするわけでありますが、建設企業者が限られてしまう恐れがあるということが懸念されるというのが囁かれていたこと、ちらっと耳にしたことがありまして、そういうことがあったために質問をさせていただいたわけです。要は、この一般競争入札となると、非常に条件が厳しいのではないのかなというのが考えられるわけでありまして、町内の企業者を育てることも大事であろうと思います。

共同企業体、つまり共同体の企業がグループ化によって契約や工事等に携わることは、建設技術の実績を積み重ねることにもつながりはしないのかなと、つながっていくんじゃないかということでもありますので、どのようにお考えになっているのか、町の見解をお尋ねしたいと思うんですが。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 共同企業体というようなことでよろしかったでしょうか。

共同企業体につきましては、一つには特定建設工事共同企業体というパターンと、経常建設共同企業体というような、概ねそういった二つございまして、特定建設工事の共同企業体は、福島県におきましては一般土木で申し上げますと、概ね設計額が5億円以上とか、そういった工事が該当するという内容でございます。

一方、経常建設共同企業体、こちらは比較的中小、中堅建設業者が共同関係を確保するというようなことで、より近いのかなと思うんですけれども、ただ、こちらを組みますと、2年間はそのグループが同じ歩み、共同企業体になるということで仕事をやらなくちゃなりません。そうしますと、例えばその構成の1社だけが別な仕事を受注するということができなくなるというような、そういった内容もございまして、なかなか現状ではなじまないのかなというふうには感じております。

また、議員おっしゃったようなことが、町の建設業組合との意見交換の中でも、実は質問ありまして、こういったご説明をさせていただいて、ご理解はいただいているというようなことも申し添えたいと思います。

ただ、町としましては、冒頭申し上げましたように、町内で調達できるものは町内の業者さんを最大限に考えて発注するというような方法を取っております。それで、条件付き一般競争入札は、やはり町内ではなかなか実績のないような大型な、特殊な工事ですとか、大規模な特殊な工事、そういったものについて厳選する中でやっていると、採用しているというようなことでご理解をいただきたいなと思います。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 最後の質問となりますけれども、お許しいただきたいと思います。

対象工事等によって、その入札の参加資格の要件というのはできるんだろうというふうには思うわけですが、この条件付きというふうになると、業者側としましても、非常に頭が痛いのかなというふうには思うんです。思うんですが、ただ、危惧されることがちょっと、よく聞き取れなかったけれども、一業者だけが優先されてしまう恐れがあるのではな

いかなというふうに危惧する声が聞こえてきたものでお伺いしたわけですが、町内の業者の技術向上につながるような、今後の育成についてはどのように見解を持っておられるかをお尋ねして、終わりたいと思います。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 町内業者に対する育成支援という観点でよろしいでしょうか。

町内業者の各社におかれましては、自らの業務に関する、例えば法令改正があった場合ですとか、新たな事業に参入しようと、そういう意欲があるような場合につきましては、その会社自らが、まず積極的に資格や免許取得、そういった自助努力でもってそういったものを取得する。あるいは必要とする講習会に自らの経費で社員を派遣するなど、そういった講習会にも参加して、磨き上げをやっているというような事実がございますので、それは素晴らしい努力だなというふうに、まず思います。

一方、町のほうなんですけれども、これまで町内業者の各社を対象にして、例えば福島県喜多方建設事務所のほうから、町で講師を招きまして、それで講習会を開く。あるいは最近で言いますと、町主催で橋梁の補修工事に関する研修会なども開催しているところがございます。そういった様々な機会を捉えまして、町内業者のスキルアップを支援しているというような事実はございます。

あとは町のほうの支援ですと、例えば企業支援の補助金ですとか、福島県においては除雪オペレーターの育成支援事業が、町のほうで斡旋というようなことで考えられる、それから求められる必要なものについては、あらゆる角度から育成支援をしているというようなことがございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 大変どうもありがとうございました。これをもちまして一般質問を終わります。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 皆さん、こんにちは。7番、小柴敬であります。今定例会に1項目、大きく質問をさせていただいておりますので、順次読み上げさせていただきます。

まず大きな1項目ですが、デジタル戦略の推進に向けた連携協定についてであります。町では、デジタル戦略推進に向けた各種連携協定を締結しました。将来にわたり持続可能な西会津町を実現することを目的とした協定ですが、以下の点についてお伺いをいたすものであります。

1、NTTドコモをはじめ、町が企業、団体と連携協定を締結した意義と今後の方針について。

2、NTTドコモとの連携協定について。

(1)具体的な協定の内容と目的は。

(2)町民の利便性向上にどのように役立てていくのか、またその方法について。

(3)地域の課題解決や行政サービス向上への具体的な取り組み方について。

3、セイコーエプソン株式会社との連携協定について。夢に挑戦する人への支援、交流人口、関係人口の創出、子どもの教育及び健全育成、生涯学習の推進、地域産業の振興と、協定事項が具体的に記載されておりますが、どのように推進していくのでしょうか。

4、一般社団法人コードフォーージャパンとの連携協定について。

(1)議論を集約し、政策に結びつけることができる機能を持つ町民参加型合意形成プラットフォームを構築し、町民と行政の共同、共創を推進するとありますが、具体的な内容について。

(2)インターネット上での多様な意見収集とあるが、パソコンを持たない人やインターネットに接続していない人とのコミュニケーションはどのように実施するのか。

5、西会津町民バスの輸送サービス向上に向けた連携協定について。

(1)AIを活用したバス利用者の利便性の向上と運行の効率化を目指しておりますが、スマホを持たない高齢者への配慮については、どのように考えていくのか。

(2)スマホを持たない人へのケーブルテレビを活用したシステムの導入は可能かどうか。

6、住民サービスの向上や持続可能なまちづくりに向け、連携協定に基づき各種事業を推進する上で、財源確保はどう考えているのか。

7、安全安心なまちづくりに向け連携協定を締結している企業、団体と、災害対策など防災関係を強化する考えはないか。例として、消防設備のマッピング化などであります。

以上を私の質問とさせていただきます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 7番、小柴議員のデジタル戦略の推進に向けた連携協定のご質問にお答えをいたします。

まず、町が企業・団体と連携協定を締結した意義と今後の方針であります。国では去る9月1日、一人一人の多様な幸せを実現するデジタル社会を目指す司令塔としてデジタル庁を発足したところであります。デジタル庁は、専門性が高い分野であるため、職員の約3分の1を民間企業等から起用し、行政手続のデジタル化をはじめ、社会全体のデジタル変革の推進を通じ、全ての国民にデジタル化の恩恵が行き渡る社会の実現に向けた取り組みを進めることとしております。

こうした中、町では、他の自治体に先駆けて本年3月、デジタル戦略を策定したところであります。戦略の推進にあたっては、既存のシステムなどを新たな視点で見直すことや、民間企業が持つ技術、ノウハウやサービスを取り入れることが必要不可欠なものと認識しております。デジタル戦略策定後、今ほど申し上げた認識のもと、株式会社アドレスをはじめ、株式会社NTTドコモ、セイコーエプソン株式会社、一般社団法人コードフォーージャパン、会津乗合自動車株式会社、株式会社みちのりホールディングスと、地方にあってもデジタル技術を活用し様々な課題の解決や町の活性化に取り組もうとする本町の考え方に賛同をいただき、連携協定を締結したところであります。

今後の方針であります。新たな連携協定の締結については、このような町の考え方に賛同いただき、町のデジタル戦略がさらに進化していけるような民間企業・団体との連携模索を図っていきたいと考えております。

次に、NTTドコモとの連携協定の、具体的な協定内容と目的についてであります。デジタル戦略に掲げる「しごと」「招致・もてなし」「くらし」「学び」「行政」「対話・コミュニケーション」の六つのデジタル変革によるビジョンの実現、さらに、5Gを含む近未来

の技術の実証に関することなどを協定事項とし、将来にわたり持続可能な町を実現することを目的としております。

次に、町民の利便性の向上と、具体的な取り組みについてであります。NTTドコモと町は、これまで、センサーカメラなど情報通信技術を活用した有害鳥獣対策をはじめ、スマートフォンを使った営農指導など農業分野において連携し取り組んできたところであり、有害鳥獣対策では、捕獲活動の効率化と負担軽減が図られたところでもあります。

このように大手携帯電話会社であるNTTドコモが有する技術や知見を生かし、町が抱える諸課題を解決する新たな仕組みづくりなど町民サービスの向上に向けた取り組みについて協議を重ねてまいる考えであり、現在、5Gの利活用などについて協議を進めているところでもあります。

次に、セイコーエプソン株式会社との連携協定であります。エプソン社は、プリンターやプロジェクターなどに高い技術力を誇っており、今後、エプソン社が有する最新のプロジェクターによる遠隔・空間接続技術を活用した町の文化・暮らし、特産品等の魅力発信、西会津国際芸術村に集うアーティストの作品作り支援、デジタルと現実を組み合わせた遠隔教育、生涯学習の推進などで連携を図ってまいります。

次に、一般社団法人コードフォーージャパンとの連携協定についてお答えいたします。

まず、町民参加型合意形成プラットフォームの具体的な内容であります。これは、町民の皆さんの多様な意見を集め、議論を集約し、政策に結び付けることができる機能を持つインターネット上の場であります。

町では今年度、町民と行政がともにサービスを創り上げる新たな協働スタイルの確立を目指し、このプラットフォーム、いわゆるソフトウェアが動作するための土台を構築し、普段意見を聞くことが難しい、町の将来を担う中学生や高校生、若い世代の皆さんの意見を吸い上げることを目的に運営してまいる考えであります。

次に、パソコンを持たない人などへの対応であります。これまでどおり電話や窓口への直接相談等による方法で引き続き受け付けるとともに、デジタル教室の開催により、特に、高齢者のデジタル技術の理解、利活用を支援し、町民の全てがデジタル機器の使用ができる環境形成を目指してまいります。

次に、西会津町民バスの輸送サービス向上に向けた連携協定についてお答えいたします。

町では、AI、人工知能を活用したAIオンデマンドバスの導入を今年度予定しており、AIが策定したルート・ダイヤでの効率的な運行や、スマートフォン等での乗車予約、より希望場所に近い仮想バス停留所での乗降などを実現し、利便性向上と運行効率化を図ってまいります。予約方法であります。スマートフォンのほか、これまでどおり電話による予約を継続し、誰もが利用できる体制を維持してまいります。

次にケーブルテレビを活用したバス予約システムの導入についてであります。システム構築・導入費用を含めて、次の段階として検討してまいる考えであります。

次に、各種事業を推進する上での財源確保についてであります。具体的な取り組みの実施にあたっては、連携企業等との役割分担のもと、補助事業などの財源を活用し事業を推進してまいります。

次に、災害対策など防災の強化についてであります。協定企業が有する防災関連の技

術やサービスの導入についても、真に必要で町に合ったものについて協議を進めながら検討してまいります。

はじめに申し上げたとおり、国ではデジタル変革を通じてデジタルの恩恵が国民全体に行きわたる社会の形成を目指しております。

本町では、いち早くデジタル戦略を策定し、その具現化に着手したところであり、このデジタル技術の活用により町民の利便性、サービスの向上を図るとともに、町が抱える様々な課題解決の道具として利活用することとし、また、藤井最高デジタル責任者をはじめとする専門家の登用や民間企業との連携によりデジタル変革の推進をより一層図り、将来に向けての持続可能なまちづくりを進めてまいりますのでご理解願います。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 それでは順次再質問をしたいと思います。町長がこのたびの提案理由の説明のデジタル戦略の推進の中で、従来の考え方やルール、基準そのものから見直すデジタル変革というふうな捉えられていらっしゃるんですけども、意外と具体的な事例としてどんなことが考えられるのかなど、従来の考え方やルール、基準を根本的から覆すみたいなことに捉えかねませんので、その点の説明があればお願いをいたします。

○議長 企画情報課長、伊藤善文君。

○企画情報課長 再質問にお答えいたします。

まず町長が提案理由での説明の中で、従来の考え方やルール、基準そのものを見直すという考え方でございますが、まずこのデジタル変革につきましては、情報のデータ化や業務のICT化といったアナログ業務をICT化することにとどまるのではなく、住民サービスの向上を目的にデジタル技術を活用して、業務のプロセス、また仕組みそのものなどを見直しを行うものでございます。

例を申し上げますと、役場の様々な手続きがございますが、その手続き、業務はそもそも必要なかといったような問題意識を持って見直しを行い、新しい価値を生み出し、課題解決というような考え方で進めていきたいということでございます。なお、この考え方につきましては、デジタル戦略の基本的な考え方として位置付けしております。

以上でございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 その点については理解できました。

次ですが、このNTTドコモとの連携協定、そのほかもでありますけれども、このデジタルの協定についてお伺いをします。これは町から働きかけではなく、西会津町がデジタル戦略をつくったということで、ほかの企業から、こういうふうな提案がありますよというように形で申し出があったのでしょうか、その点、1点お伺いをいたします。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

まず各種企業、民間団体との連携協定という部分でございますが、こちらのほうにつきましては、町がデジタル戦略を本年3月に策定いたしました。それをホームページ上で広く公開したということが、なかなかデジタル戦略をつくった団体が少ない中で、それが目にとまりまして、各種企業団体から、こういうことで取り組めないかということで、その

考え方に賛同いただいて、町で進めたいものとか、それをすり合わせしながら、協議を進めながら進めてきたと、締結に至ったということでございますので、町から一方的に協定を結べないかという部分でもないということでございますので、あくまでも企業からも賛同して協定にこぎつけたというような状態でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 このNTTドコモとの協定の中で、具体的に現在取り組んでいるという項目の中で、有害鳥獣、特にイノシシに対するICTカメラを取り付けて、監視行動、あるいはかかったときに安全に近づけるといような方策が取られているのは農林課でも確認しておりますけれども、このスマホを活用した営農指導という点について、具体的にお示しをお願いします。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

スマホを活用した営農指導ということでございますが、こちらのほうはNTTドコモさんの協力のもとに、西会津ミネラル野菜普及会の会員を対象にいたしまして、まずスマートフォン講習会を実施し、その上で、その当該会員にスマートフォンを貸し出しまして、栽培指導専門員と農家をオンラインでつなぎまして、栽培指導の実証事業を令和2年度に行ったものでございます。なお、実証の期間につきましては、2週間をお貸しして、そういう営農指導という部分を行ったということでございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 その点は今後も継続していくというように予定でありますでしょうか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

今後の営農指導という部分につきましては、ミネラル野菜普及会の皆さま方が継続したいという部分の話とか、様々な意見がありましたら、今後継続をしていきたいという部分でございますし、また新たなドコモさんの知見を生かした形で営農指導がもう少しできるという形になれば、それも全て検討は進めていきたいと考えております。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 もう1点伺いいたします。地域課題の解決、あと行政サービスの向上ということでもありますけれども、一時期、コンビニを通じた行政サービスで、印鑑証明だとかそういうものの手に入れられるということがありましたけれども、こういったことは現在どういうふうな形にまで導入をされているのでしょうか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

いわゆるコンビニ交付とかという、住民票とかという部分がコンビニで発行できるようになる、マルチコピー機のほうでなるという部分でございますが、こちらのほうにつきましても、今現在、コンビニのほか、郵便局でもそういう証明書の発行もできるということから、様々多方面から庁舎内で検討していますし、今後どういう形で住民サービスの向上につながるかという部分、あと費用対効果も含めまして検討していきたいと考えて

おります。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 それから、このドコモさんとの協定の中で、いろいろ調べてみましたら、令和2年度の繰越金事業の中で、町公式LINEアプリというようなものが予算繰り越しされておりますけれども、これは双方向コミュニケーションとか、具体的な、例えばどこかの自治区で災害が発生したときに町とタイアップして、自治区の区長がそれに対して報告したりというような、そういった具体的な取り組みに対してのLINEアプリをこれから考えているというところでありましようか。その点、お伺いします。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

今現在、令和2年度の繰越事業の中で、町の公式LINEアプリを作成する手続きを進めております。こちらのほうにつきましては、まず行政と町民の情報提供のための情報連携基盤として位置付けて構築するものでございまして、今現在、システム構築の作業を進めております。

具体的には、これまでの町のホームページとか広報誌とか、紙媒体とか電子部分でございますが、通常のLINEと同じように、町から町民の皆さんに様々な情報を自動的に配信される形のサービス、いわゆる友達になっていけば、町からの情報を自動的に配信するプッシュ型でお知らせするような機能のほかに、今現在考えておりますのは、有害鳥獣の目撃とか、被害のあった状況を町に寄せてもらえるような機能のほか、電子申請システムとの連携などを予定しているということでございます。

現在県内でLINEの導入自治体でございまして、会津若松とか郡山、いわき市、三春町、鏡石などで利用されておりますが、災害情報については、まずは希望が多かったという部分ですけど、有害鳥獣の目撃、被害状況をまず集約するというところで、災害時の部分については、即時対応という部分もございまして、体制整備も含めました、それは今後の検討課題という形で考えております。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 現在進行中ということですが、これの一応完成予定というか、いうところの目標はどの辺にみていらっしゃいますか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

開発する部分の委託業者、できるだけ早くということで、今進めているところでございますが、はっきりした時期は申し上げられませんが、大々的に完成した暁には、皆さまにもお知らせいたしますし、大々的に周知を図ってまいりたいと思っております。

○議長 時間を延長します。

7番、小柴敬君。

○小柴敬 できるだけ早急に完成をさせていただいて、利便性の向上、そういったものに努めていただきたいと思います。

では質問を変えます。よく町長もおっしゃったわけですが、官民共創によるデジタル戦略の推進、その中で、夢に挑戦できる町、それから、若者が夢を持って定住できる

というような、夢という言葉が何度も出てきますけれども、若者が、町長が考えている若者の持つ夢というのは、どの点のようなところを考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 夢ということでございますけれども、これは非常にいろんな方がおいでになって、それぞれどのような夢をお持ちなのか分かりませんが、いわゆる今の状況を、このデジタルの戦略でどう変えていくか、それにはここにいる人たちが、わざわざ仕事がなくでどうのこうのというような話がありますけれども、わざわざ東京に行かなくてもここで仕事ができるような、そういう環境にすることも、私もこれも若い人たちの夢だと思いますし、また、逆に都会の人たちが西会津町に来て仕事ができるようにするには、いわゆる高速通信環境を整備しないとイケない。そういうことをやることによって、それぞれの夢が実現できるような、そういう環境といいますか、条件を整備することだと思っております。いろいろな方たちの夢はいろいろあると思いますけれども、それが全て解決といいますか、実現できるというようなことにはつながらないかもしれませんが、そういう自分たちが考えていること、自分たちがやりたいことが実現できるような、そういう環境といいますか、をつくることを夢を実現する、私は大事なことだなど、そんなふうに思っています。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 分かりました。

次に、一般社団法人コードフォーージャパンとの連携協定についての質問に変えさせていただきます。この町民参加型合意形成プラットフォーム、これについて具体的に町長が、将来を担う中学生や高校生、若い世代の皆さんの意見を吸い上げると、これを目的にするんだということでありましたので、よく分かりましたけれども、なかなか具体的なイメージがわかかなかったものですから、それをやはり町民全体に行きわたらせるというようなお考えはお持ちでしょうか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

まず町民参加型の合意形成プラットフォームにつきましてでございますが、若い人の意見をなかなか普段聞けないという部分から例をあげて申し上げましたが、こちらのプラットフォームにつきましては、もちろん高齢者の方も参加してもいいような形で、幅広く意見を募集していきたいというような考え方から、導入をしていきたいという部分でございます。

一応簡単に申せば、意見交換や情報共有がよりやりやすくなったホームページみたいなイメージを想像していただければ一番分かりやすいのかなというような考え方でございます。

以上でございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 今回、この一般社団法人コードフォーージャパン、これをネットで検索すると、様々な事業に携わっていて、具体的にどんなことをどういうふうに行っているのか、なかなかつかめないものでありました。町が今現在、藤井最高デジタル責任者を中心として、

ケーブルテレビで放映しておりますけれども、このシビックテック、私もはじめ全然分からなかったんですが、このシビックテックというような考え方、それをよく読んだ結果、画面を通じて理解した結果、よく問題解決に対する考え方、そういったものもよく分かりましたので、もし機会がありましたら、町のケーブルテレビ、シビックテックに関する考え方、それから、その中でコードフォージャパンの考え方みたいなところも載っておりますので、ご理解していただければ幸いです。

次に質問を変えます。今に関連しますけれども、このプラットフォームに関して、町のケーブルテレビ等を使った質問を吸い上げるとか、ボタンで押してというような、そういったことは可能でしょうか。相当高額な金額がかかると思うんですが、そういうお考えはありませんか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

まずケーブルテレビでの活用を考えた場合ということで、文字入力あった場合に対して、矢印と決定ボタンだけではなくて、昔の折りたたみ式携帯の文字入力と同じように、あいうえおであれば、1を何回押すというような形で、逆にリモコンで文字を入力するという部分に対しては、高齢者にとって大変利用しにくいのではないかなというようなことで思いますので、逆にケーブルテレビを活用して、今の導入するシステムの意見を、集まった意見や議論の内容などについて、町民の皆さんにお知らせするという方法がベストではないのかなという部分で考えておまして、そのケーブルテレビの活用というのは、ちょっとなかなか厳しいと思われそうですが、ただし、インターネットの接続できるような、対応したテレビであれば可能かなという部分は考えますが、なかなかそこまでは普及していないという部分でございますので、今現在ではケーブルテレビの活用は考えておりません。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 ケーブルテレビは当分考えていないということで理解できました。

それから、次の西会津町民バスの輸送サービス向上について伺いをいたします。今現在、会津若松で実証実験、ほかの地域でもされているということでありましたけれども、その現在やっている調査というか、その内容、あとはその住民の評判とか、そういったものがあればお示してください。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 若松市内で事業を行っている件についてでございますが、もともと若松の交通事業者が、ある企業さんの従業員向けに行っている事業、要は従業員が会社まで通勤という部分での事業の、お聞きした内容についてお答えしたいと思います。

その実証事業ということで、これまで路線バスの従業員を会社まで通勤のために、足として利用していたわけなんですけれども、それをAIを搭載したデマンドバスでの運行に変えた、その利用者からの評判といいますか、その評価でございますが、まず、アプリでもってスマホからの予約が、好きな時間に予約ができると。乗り降りの場所が便利になる。といいますのは、仮想バス停で、その区域内、バス停が増えるというようなこともあって、乗り降りの場所が便利になるというような評価があったということで伺ってございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 町の説明で、スマートフォンでの乗車予約が可能ということで、その点に関してお伺いするんですが、デマンドバスを予約したとき、それから、例えば診療所に行って終わって自宅に帰りたいといったとき、この点、両方とも予約可能というシステムを今後考えていくということでしょうか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

デマンドバスにつきましては、現在、企業と打ち合わせをしながらシステムの構築に向けて今進めているところでございます。これまでのデマンドバスの中に、AIを搭載したシステムを導入すると、予約システムを導入するというところでしてございます。これまでも行き帰りの便に合わせて予約はできるということで、今進めてございます。

ただ、循環線のエリア、野沢周辺については、民間の事業者さんもおりますので、さしあたってはデマンドの運行できる区域ということでは進めてございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 ということは、診療所で終わったときに、また予約、再予約というか、今現在はあるですか、予約をして、それで診療所が終わる時間も全て、利用者が予約をあらかじめしてデマンドバスに乗るといような形で理解してよろしいのでしょうか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 まずお出かけするときに、帰りのデマンドの何時予約ということもできますし、その都度予約といたしますか、受診して終了する時間が分からない場合なんかは、そこでまた予約ができるということも、分けて、例えば一度に行き帰りのデマンドを予約も可能ですし、行きだけ予約して、帰りのデマンドにも予約するということは、それぞれ分けてすることは可能ということで、今進めてございます。

今までも、電話予約で一度に行き帰りの予約も可能ですし、行きだけ予約して、帰りは帰りで、ある程度時間は必要でございます。お乗りいただくための時間調整もございますので、5分、10分前に予約ができるかというのは、今のところ、今までの時間、予約の時間が必要かなとは考えてございますので、そういう範囲では可能ということで考えてございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 デマンドバス利用の方に限定というふうな形になろうかと思いますが、スマートフォンとか持っていない方に対して、中古の、デジタルの勉強をさせていただいて、例えばその中で中古のタブレットなり、スマホなりほしいといった場合には、町はどのように対応していくのかなというふうな一つ疑問があるんですけども、電話対応ではなくて、利便性の向上という意味では、病院にかかっている方というのは、比較的自分で、自分の意思で動けるわけですから、そういったことに関しては安価、中古のタブレットが一つ便利なこの機能だけ使えるよというふうなことであれば、使えるのかなと思いますけれども、その点に対する考え方はお持ちでしょうか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

いわゆるスマートフォンとか、タブレットをお持ちでない方がたに対して、町で支援してはどうかというようなご質問でよろしかったでしょうか。その辺につきましては、まず、例えば先ほど申し上げましたA I デマンドバスのアプリの利用方法については、今現在、デジタル教室を各自治区、並びに実施しているところがございます。その中で、アプリが開発になった場合、その操作方法等は説明しながら利活用していただくような形で進めていきたいと考えています。

ただし、そのいわゆる町でタブレットを購入して、持っていない方にするという部分については、通信料とか様々な負担を伴いますので、その辺につきましては考えておりませんでした。

以上でございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 スマートフォンに関しましては、私のちょっと間違った考えというか、間違っ
てはないと思うんですが、拙速な考えでありましたので、失礼いたしました。

それでは、この住民サービスの向上という点で6点目に、この財源確保という点でお伺いをいたします。いろいろな補助事業の財源を見ながら、今後進めていくということであり
ますし、今現在、デジタル戦略等、こういった協定自体、始まったばかりでありますので、早急にどうこうという問題ではありませんけれども、今現在はちょっと無理としても、
次年度以降、町のデジタル戦略として、こういう項目をやっているんだということで、今
現在、ふるさと応援寄附金の項目の中に、なかなか町がこういうふうにして戦略上やっ
てますよというようなPR、そこにふるさと納税項目への、町デジタル戦略を載せて、そ
こに大いに納税していただくというような項目を設けてはいかがでしょうか。これは提案で
あります。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

議員ご質問のように、そういう事業項目を設けて寄附を募るということは、それは当然
できることでございますので、今後必要に応じて実施していきたいと。また、その寄附の
事業によって、寄附したくなるような、そういう部分では、絶えず検討させていただき
たいと思います。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 そのように前向きに、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それでは、7問目に入りますけれども、安全安心なまちづくりに向けて、同僚議員に前
に聞いたことあるんですが、例えば消防車両が発動したときに、その地域にアプリでもっ
て、あるいはその地点に近づいたときに、消防施設、利用できる消火栓があるとか、そう
いったアプリ等の開発をされているところがあるということをお伺いしております。やはり積
極的に町でも、今新型の車両を導入しているわけですから、そこに積極的に、万が一のと
きにそういった、近づいたときに、どこにそういった消火栓があるとかといった、いろい
ろな対応が可能であるとか、あとは災害発生時に、ここには近づかないでほしいというよ
うな、そういったことを進めるような関係強化といいますか、そういったものに対する考
え方はないでしょうか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 防災に関するご質問にお答えをいたします。

現在、消火栓、あと消防施設としては、消火栓と防火水槽がございまして、各自治区にそういう消防施設があった場合、行ったこともないところに行くと、なかなかそういう箇所も分からないというようなこともありますので、昨年の秋から冬にかけて、紙ベースではございますけども、今のところ各班に全地区の消防施設についての資料はお渡ししてございます。

お質しのありましたアプリを活用した消防施設につきましては、現在そういうアプリがございまして。そういうのもうできあがってはいるんですけども、消火栓の追加だとか、消防施設の追加等しますと、やはりその紙ベースですと修正もしていかなくちやいけないということもあって、その防災アプリの導入について、現在検討しているところでございます。ただ、導入費用、ランニングコスト等かかりますので、その辺についても判断しながら導入に向けての検討ということでご理解いただきたいと思っております。

なお、そのアプリについては、災害発生の情報も流せるということもございまして、防災力の向上には有意な、大変重要なアプリとは考えてございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬

いろいろと今回のデジタル戦略を含めた連携協定について質問をさせていただきました。最後でありますけれども、この各種連携協定について、そのケーブルテレビの特番とか、広報誌、紙媒体で、逐一やはり町民の方々に、今現在進行中というような、どこまでいって、ここまで使えるようになりましたよというような、今後の周知徹底のほうについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

ただいまデジタル戦略の推進事業の中でやっているもの等についての成果物等の、町民の皆さまへの周知ということでございますが、こちらのほうは、やはりケーブルテレビをはじめ、町広報誌、ホームページ、SNS等で町民の皆さまに、こういうものができたというような部分はお示ししていきたいと考えておりますし、また、各種連携協定を結んでいる企業との取り組みというような部分につきましては、町民の皆さまにお伝えしながら説明してまいりたいと、考えていきたいと思っております。

また、町民の皆さまには、その新たなサービスができた部分につきまして、積極的に利用してもらいたいという思いから、やはりデジタル教室などの場を活用しながら、周知徹底を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 この連携協定自体、今年度に入ってデジタル戦略策定後のことであり、結論を急ぐものでもないと考えております。分かりやすく、その進捗状況を町民に今後説明していただいて、理解を求めていってほしいと考えるものであります。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(17時15分)

令和3年第5回西会津町議会定例会会議録

令和3年9月7日(火)

開 議 10時00分
延 会 14時28分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	11番	清野佐一
4番	秦貞継	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	大 竹 享	会計管理者兼出納室長	成 田 信 幸
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	伊 藤 善 文	学校教育課長	玉 木 周 司
町民税務課長	渡 部 峰 明	生涯学習課長	五十嵐 博 文
福祉介護課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	佐 藤 泰
健康増進課長	小 瀧 武 彦	農業委員会長	江 川 新 壽
商工観光課長	岩 渕 東 吾	農業委員会事務局長	矢 部 喜代栄
農林振興課長	矢 部 喜代栄		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

令和3年第5回議会定例会議事日程（第5号）

令和3年9月7日 午前10時開議

開 議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第1号 西会津町税条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第2号 西会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第3号 西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第4号 令和2年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第5号 令和2年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第6号 令和2年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第7号 令和2年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第8号 令和2年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第9号 令和2年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 議案第10号 令和2年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定
について

日程第12 議案第11号 令和2年度西会津町下水道事業会計決算の認定について

散 会

(総務・経済常任委員会)

(一般質問順序)

1. 多賀 剛
2. 青木 照夫

○議長 おはようございます。

令和3年第5回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席につき、発言を求めてください。

9番、多賀剛君。

○多賀剛 皆さん、おはようございます。9番、多賀剛でございます。通告に従いまして順次質問をさせていただきます。なお、昨日来の同僚議員の質問と一部重複する部分もありますが、なるべく重ならないように質問をさせていただきますので、ご了承いただきたいと思っております。

今回は薄町長2期目の当選後、初めての議会定例会でもありますので、選挙戦全般にわたって感じられたこと、今後の町政運営、まちづくりについてお尋ねをいたします。

この夏は4年前に引き続き町長選挙が行われました。今回の選挙は、いまだかつてないコロナ禍にあって、数多くの制約のある中での選挙でありました。選挙が行われた7月は、梅雨明け直後から連日熱中症警戒アラートが発出される猛暑が続く中、心身ともに熱い選挙戦が繰り広げられたところであります。

薄町長は猛暑の中にあっても、スーツとネクタイを外すことなく、スニーカーで駆け回る姿に多くの町民から、感動した、勇気をもらったとの声が寄せられたところであります。若さというのは年齢だけの問題ではないことを身を以て示しながらの選挙でありました。いろんな意味で大変厳しい選挙戦を勝ち抜き、見事2期目当選をされました薄町長には、改めてお祝いを申し上げたいと思っております。おめでとうございます。

さて、選挙戦では、1期4年間の成果と実績を訴えながら、これからこの町の進むべき方向、将来のしっかりしたビジョンを町民の皆さんに示し、実行力で安定した町政、明日の西会津のためのスローガンのもと、戦ってこられました。多くの町民の皆さんの生の声を聞き、語り合いながら、その中には叱咤激励の声もあったでしょう。そんな中、町長ご自身は率直にどんなことを感じたのか、また、その後の選挙結果をどのように捉えているのかお尋ねをいたします。

議会初日の所信表明の中では、引き続き活気ある西会津を取り戻すとの強い決意のもと、これまで取り組んできたまちづくりを推進させつつ、さらに向上させるために五つの基本方針のもと、私利私欲を捨て、公平公正な町政を実践し、町民の皆さんに真に笑顔で暮らせるまちづくりに向け、誠心誠意努めていくとしております。

1期4年間やってきたこと、取り組まれてきたことは決して間違いではなかった。これは自信を持っていいことだと思いますし、今後さらに新しい技術、考え方、多くの協力者、応援隊、多くの人脈を駆使しながら、本当の意味でふるさと西会津に住んでいてよかったと言えるような、思えるようなまちづくりに取り組んでいただきたいと思うところであります。今後のまちづくりについて、どのようにお考えになりますか。また今後の町政運営について、どのように進めていかれるのかお伺いをいたします。

以上、私の一般質問といたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまは2期目の当選について、お祝いと温かいお言葉ございました。ありがとうございました。

それでは、9番、多賀剛議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、町長選挙に関連するご質問であります。お質しのとおり、コロナ禍で迎えた選挙戦は、非常に厳しいものでありました。感染症対策を徹底して選挙戦に臨みましたが、従来のように有権者の皆さまを一堂に会し、私の掲げた公約について直接説明、理解を得ることができなかつたことや、応援いただいた多くの有権者の皆さまと握手もできなかつたことなど、コロナ禍であるが故の歯がゆさ、難しさの残る選挙戦となりました。

今回の選挙戦を通じ、一番強く感じたことは、これまで1期4年間で取り組んできた流れと、町の将来像である「笑顔つながり 夢ふくらむまち〜ずーっと、西会津〜」を創るために準備してきたことを、どうしても継続し実現させることが、私の責任というか、使命であるということあります。

いくつか将来につながる施策が実を結び始めておりますので、この流れを止めることなく継続し、さらにこの町が将来に向けて持続的な発展を遂げられるよう、全力で取り組みを進めていく覚悟であります。

また、選挙結果をどのように受け止めたか。ということではありますが、私自身、1期4年間の実績とこれからのまちづくりについて訴えた選挙戦であり、これらの評価が選挙結果に表れたものと受け止めておりますが、大変厳しい結果でありました。2期目は1期目以上にしっかり働け。という町民の皆さまからの叱咤激励だと思っております。

現在の本町を取り巻く環境を考えますと、非常に重要な時期であると認識しております。私に課せられた使命と責任の重さを強く痛感しているところであります。

続きまして、今後のまちづくり、町政運営に関するご質問であります。提案理由の説明の中で2期目の町政運営に対する所信の一端を申し上げ、また、4番、秦貞議員への一般質問の答弁でもお答えいたしました。改めまして、その主要な事項について、お答えをいたします。町政執行2期目にあたりましては、大きく五つの方針のもと、取り組みを進めてまいります。

一つ目は、実行力で安定した町政運営を進めることとあります。新型コロナウイルス感染症対策を最優先に取り組むとともに、引き続き、本町の最大の課題である少子高齢化と人口減少対策に取り組むため、できるものから各種施策を確実に実行し、あわせて、ふるさと応援寄附金を強力に推進することで財政力を高め、継続性のある安定した町政運営を進めてまいります。

二つ目は、町民一人一人を大切にする町政を進めることとあります。多様化する社会情勢のなかで、お年寄りから子どもまで、老若男女すべての世代に目を向け、寄り添い、町民一人一人を大切にする町政を進めてまいります。

三つ目は、個性がいきいきと活躍できる社会をつくることです。場所や場面に応じて、町民一人一人の個性が生かされ、それぞれがいきいきと活躍できる社会づくりを進めてま

います。

四つ目は、デジタルで町民サービスの向上を図ることです。町デジタル戦略に基づき、デジタル技術を活用することで、これまで解決できなかった様々な分野の課題解決に取り組み、町民サービスの向上と行政の効率化につなげ、時代の先端をいくまちづくりを進めてまいります。

最後の五つ目は、まちづくりの指針・持続可能な町を目指すことです。国際的な取り組みとなっているSDGs・持続可能な17の開発目標に則ったまちづくりを推進し、地球温暖化対策、脱炭素社会等への対応にも取り組む持続可能なまちづくりを進めてまいります。

これらの方針を基本に各種施策を展開してまいります。まちづくりの主役は、町民の皆さまです。この町に、賑わいと活気をもたらすのも、町民の皆さま一人一人の活躍があってこそです。今より少しでも多くの町民の皆さまが、まちづくりに携わっているという実感が得られるような方策を検討しながら、一緒になってまちづくり基本条例に基づく協働のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

長引くコロナ禍にあって、いつになればコロナ禍前の状況に戻れるのか、全く見通しが立たない状況であり、地域経済の停滞、人的交流の低下が町内の様々な分野において大きなマイナス影響を及ぼしております。

私は今、町としてできる最大限の対策、特に一日も早いワクチン接種の完了に全力で取り組み、あわせて、少子高齢化と人口減少対策を強力に進めることで、必ず地域経済の活性化を図り、元気で賑わいのあるまちづくりを実現させる。との強い決意のもと、町政執行に誠心誠意努めてまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 まずこの選挙結果について、町長ご自身は随分ご謙遜なさっておられましたけれども、この1期目の、1期終わっての2期目に向けての選挙というのは、いわゆる1期目4年間の通信簿とするならば、私は及第点だったのかなというようなことで、これ胸を張っていいことだと思います。

また、選挙というもの、我々も4年に1回あるわけですが、いわゆる初心に帰れる、初心を忘れていたというわけではありませんけれども、いわゆる原点回帰できるいい機会というか、だと私は感じております。

そんな中で、先ほど私も言いましたけれども、私は選挙戦でやってこられたこと、多くの町民の皆さんの生の声を聞き、いろんな対話をしながら、中には激論を交わしたなんていう話も伺いましたけれども、そんな中から、この町の進むべき方向、政策を見出す。これはいわゆるまちづくりの基本になってくるのではないのかなと、改めて私も感じたところでもあります。

町長ご答弁でお話しましたが、いわゆる平成20年4月に施行されたまちづくり基本条例、その第2章、基本原則の1番に書かれているのは、まちづくりの主役は町民の皆さんです。ということは、この選挙戦でやったようなこと、これは原点に立ち返ってやっていくことが必要だと思いますが、町長いかがお思いでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長　ただいまのご質問でございますけれども、まさに平成 16 年に西会津町が町の憲法としてつくった基本条例があるわけでございますが、今お質しのとおり、まちづくりはやっぱり町民の皆さんの力、一人一人の力を最大限に結集をして、これから将来に向けてのまちづくりを進める、これは私は当然のことです。そのことを改めて 2 期目は強く感じておりますし、1 期目は少しそういう点で、皆さんからいろいろご質問等があったりしましたが、私はこの 1 期の通信簿というのは、私自身が付けるんじゃない、これはやっぱり町民の皆さんが通信簿を付けていただくわけですが、その通信簿の中で、いわゆる町民の皆さんとの、協働のまちづくりについて、私も少し反省をしないといけない点があったなど、そんなことを思っておりました。2 期目は、しっかりこの基本条例に基づいた、いわゆる初心に帰ってまちづくりを進めてまいりたいなど、そんなふうに思っております。

○議長　9 番、多賀剛君。

○多賀剛　その中で、先ほども町長もお話されましたけれども、今回は昨年からのコロナ禍にあって、なかなか思うようなことができなかったということでもありますけれども、やっぱりこのコロナウイルス、収束した暁には、集落座談会でも町政懇談会でもいい、待っているだけでなく、どんどん出て行って、やっぱり町民の生の声を聞く会を、今以上に、1 期目以上につくっていくことが私は必要だと思いますが、そのご決意はいいかがでしょうか。

○議長　町長、薄友喜君。

○町長　ただいまのご質問でありますけれども、私も 1 期目で、やっぱり町民の皆さんが何を考えて、何を望んでいるのか、このことが分からないで、私は町政を執行することは難しいなといいますか、そのために、いわゆる町長と町民の皆さまの距離、これを縮めようということで、いわゆる町長室に行ってみようということを立て上げて、今も、現在も続いておりますけれども、年々来ていただく方が少なくなっているというようなことでありますので、それはやっぱり町長室というのは敷居が高いと、こう皆さんおっしゃっておいでになるので、それでは、やっぱり私のほうから逆に皆さんのところに出て、皆さんのお話を聞く機会をつくりたいということで、一昨年から自治区訪問という形で、実際に集落におじゃまをして、そして皆さんといろいろお話をさせていただいているということでございますので、これを今後もしっかり継続して、できるだけ多くの集落とそういう機会をつくってまいりたいなど、こう思っております。

○議長　9 番、多賀剛君。

○多賀剛　ぜひその機会をどんどん増やしていただくことが、やっぱり町民の生の声が町政に反映される原点に私はなと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

あと、昨日来、同僚議員の一般質問の中でもありましたけれども、今後の課題点等々の話がありました。大まかは分かりましたけれども、私も同じような、同僚議員と考え持っていて、町長のお考えも、これからは女性が活躍できるようなことにしたい、また若者が活用できるような場をつくっていきいたいというような話がありました。いろんな会議、審議会等々では、少しずつ改善されつつあるというお話でありましたけれども、これまだまだ私は足りないと思っております。

なぜなら、いろんな計画をつくる上でも、いろんな事業を進める上でも、なかなかその町民説明会をやっても、残念ながら人が集まらないパブリックコメントを求めても出てこない。今回の過疎計画なんか見てもね、残念ながら意見出てこなかったということは、大変残念なことでありますが、私は、今まで町長がおっしゃった、いわゆる平成20年4月に施行されたまちづくり基本条例、私はそれ機会あるごとに見るんですけども、それはやっぱり原点として、協働のまちづくりを進める上で大変重要なことであると思います。

あの当時を思い出すと、条例つくるとき、町長も現職だったんですけどね、もう2年数カ月をかけて50名のまちづくり委員会の皆さんが議論しながらつくったんです。おそらく行政の皆さん方、幹部職員の皆さんは、じれったい、まどろっこしい思いをしながらやったと思うんですけども、その何でそれだけの時間をかけたのかということをもう一度思い返していただきたい。それはいろんな計画をつくる、いろんな事業を進める上で、おそらくここに、議場にいらっしゃる幹部職員の皆さん、プロパーの行政マンがつくったら、うんと早く効率よくできると思うんですけども、スピード感、効率性ばかり求めると、町民の声がなかなか反映されなくなると私は感じておりますので、やっぱりこれからも我慢強く、何で人が集まらないのか、何で意見が出てこないのか、それ我慢強く繰り返しやっつけていことが、これからのまちづくりには大変大切だと思いますが、町長のご見解はいかがでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまのご質問でございますけれども、私はこれからのまちづくりには、一つには、やっぱり女性の皆さんが積極的に参加していただくという、そのことについては、非常に私は大事なことだなということで考えておまして、特に女性の皆さんの視点と感性、これはやっぱり男性にはない視点や感性を持っておいでになって、そのことがこれからまちづくりには絶対必要だと思って、1期目からその姿勢をもってきたわけですけども、なかなかやっぱり思うようにいかなかったというのが一つの反省であります。

それには、なぜそういうところに参加できないのか、あるいは大勢の方たちが参加していただけるような環境にするために、どうしたらいいのかというようなことがこれから課題になるわけでありまして、まさに今お質しのように、町民の皆さん、多くの町民の皆さんの意見をどう、その町政に反映させていくかと、そのためにはどういう対策をしないとけないのか、どういう環境整備をしないとけないのか、これをこの2期目の、スタートしましたけれども、ここを最初にやっぱりスタートにしていきたいなど、そんなふうに思っております。

特に女性の皆さんの会議、昨日の4番議員の秦議員にも申しあげましたけれども、最初の会議には、非常に環境があって、多くの皆さんに参加していただいて、そしていろんな意見が出ました。それが継続できなかつた、非常に大きな反省をしているわけでありまして、これから、例えば、例でありますけれども、女性だけの会議、いわゆる20人になるか、30人になるか分かりませんが、いろんな階層の女性の皆さんの、女性だけの会議をつくりたいなど。そこでいろんなお話をいただければなということと、もう一つは、やっぱり若い人、若い人たちのそういう、皆さんの声がしっかり聞ける場所といたしますか、そういう機会もつukらないといけないというふうに思っております、できるだ

け早くそういう会議を立ち上げて、皆さんの意見が町政にしっかり反映できるようにしてまいりたいと、そんなふうに思っております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 昨日の4番議員とのやり取りの中でも、小さな成功事例の積み重ねが次につながる、次に周りに広がるというようなお話もされましたけれども、私も常々そう感じておりますし、それが参画意識を高める原点になってくるのかなと私は思っております。

そんな中で、先ほど言いましたけれども、昨日、町長のご答弁でもありましたけれども、いろんな会議の中でも、町民の皆さんから、まずは声を出してもらう、行政の皆さんは最後だよというような話がありましたけれども、それも一つの方法だと思います。それで、町長の思いは今聞かせていただきましたけれども、やっぱり町長の思いを具現化するのは、やっぱり事務方のトップである副町長が、どういうやり方でどんなことをやったらいいか、それはもう一生懸命考えていかなきゃいけないと思うんですが、副町長、その辺だけ一言ご答弁いただければ。

○議長 副町長、大竹享君。

○副町長 9番議員のご質問にお答えしたいと思います。

副町長の役割というようなことで、どんなふうに今後、事務を進めていくのかというようなご質問だと思うんですけど、私は副町長に就任したときちょっと申し上げたんですけども、当然私は町長の補佐職ということでありますので、町長が掲げる公約、施策と、その具現化に向けて、職員とともに実行に移す、それをどのような形で事務的に進めるかとか、そういうのを職員と協議しながら進めていくというような役割を持っているのかなと思っています。

今回も町長が2期目を迎えて、今回の選挙戦で様々な公約を掲げられたわけですけども、その公約を、それぞれどのような内容になっているのかというようなことを、それぞれの課ごとに振り分けながら、各課長議等で、それを各課長に披露して、これらの具現化に向けて職員の皆さんの協力をいただけるような、そういった作業をいち早く進めてきました。

今後もそういった町長が掲げた公約とか、政策を具現化するための、そういった作業として、これまでもやってきましたけれども、町長と職員との対話、これもなるべく多くつくって、町長の考え方を職員とすり合わせるような、そういう場も進めていきたいなというふうに思っています。そういったことで町長の補佐役として、公約の実現、さらには施策の実現に向けて、最大限、誠心誠意努めていきたいなというふうに思っています。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 突然、副町長にお話していただきましたけれども、町長の公約の具現化に向けての取り組みというのは、そのとおりだと。もう一つ、さっき言ったように、町民参加の仕組みづくりというのも、これから一生懸命考えていただきたいという思いであります。

いわゆるいろんなところで町民説明会、パブリックコメント等々の話を聞きますけれども、何でやるのと、まちづくり基本条例に書いてあるからプロセスを踏まなきゃいけないんだよというようなニュアンス、そうではないんでしょうけれども、ありますけれども、本来は書いてあるからやるんじゃないくて、それは必要だからやる、それが本当の意味での

町民が主役のまちづくり、まちづくりの主役は町民ですよということでもありますので、そのシステムづくりというか、あり方をもう一回しっかりと考えていただきたいと思います。

あともう一つ、ちょっと質問を変えますけれども、町長のこれからの町政運営に関しまして、これは私、実は4年前にも言ったんですが、大きな仕事の一つとして、いわゆる今回の選挙、本人の意図する、意図しないに関わらず、町を二分するようなことになってしまったと、選挙というのはそうなのかもしれませんけれども、でも、選挙が終われば、いつまでもそういう遺恨を引きずっているわけにはいかないと、私は感じております。選挙が終わればノーサイドだと、きれいごとを言っているのかもしれませんが、もう終わりだよというようなスタンスを見せなきゃいけないという思いでありますし、ちょっと余談になりますけれども、今年は57年ぶりに東京でオリンピックが開催されました。全世界からトップアスリートがこの東京に集まったわけであります。そのトップアスリートたちは、4年間、今回は5年間かもしれないですね、このオリンピックの一瞬のために全てを犠牲にして、あるいは、中には命まで削って、この一瞬の戦いに臨んできているわけです。でも、私もいろんな競技を見ましたけれども、戦いが終われば、そこには勝者も敗者のいない、ともに健闘を称え合う姿、これが全世界の皆さんに感動を与え、万感の拍手を送る、そんなことだと思うんです。

選挙はそんなきれいごとばかりではないかもしれませんが、戦いが終われば、もうノーサイドだよと、ましてうちの町のような6千人足らずの小さな町、いつまでも選挙の遺恨を引きずるようなことがあってはいけません。みんな一つになって、いい町にしていこうよと、これからは手を取り合っていい町をつくっていこうよと、そういう姿勢が必要だと思いますけれども、町長はいかがでしょう。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 戦いが終わればノーサイドだという、そういうお話しでございますけれども、ここは非常に難しいところでありまして、選挙はそれぞれの命をかけて戦ってきているわけですね。ですから、それは、今のスポーツを例えでお話をいただきましたけれども、私の心情の中には複雑な思いはあります。やはり私は、やっぱりそれはある程度、ノーサイドというその意味は理解できますけれども、それだけでいいのかなという思いも一方にありますけれども、ただ、これからの新しい西会津町をつくる上で、そこにあまりこだわっているということは、これは正しくないなという思いもあります。

ですからやはり、先ほどもお話しいただきましたけれども、町民一人一人の皆さんの力を借りて、この町をつくっていくわけですから、その中で、いつまでもそこにこだわっていることは、私どうなのかなというようなことで、今、選挙が終わってまだ1カ月ちょっとでありますから、なかなかその整理がちょっとつかないところもありますけれども、ただ、この西会津町の将来を考えたときには、もう少し大局的に立って、これからのまちづくりに全身全霊で取り組まないといけないのかなというふうに思っております。

もしそういうことが見られたら、あるいは、ぜひ遠慮なく注意をしていただければなど、そんなふうに思っておりますが、ちょっと私にとっては複雑なところもありますけれども、もう少しこの町の将来、しっかり考えて判断をしてまいりたいとそう思っております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 分かりました。複雑な思いも、私もなんとなく分かります。もう少しクールダウンしたならば、冷静に考えていただければという思いであります。

最後になりますけれども、風に向かって立つライオンは、決して一人じゃない、その後ろには支えてくれる仲間がいる、多くの助けてくれる仲間がいる、そういったことを決して忘れないでいただきたい。そんな生意気なことを申し上げまして、薄町長の今後の活躍にエールをお贈りしまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 10番、青木照夫でございます。

まず薄町長、2期目ご当選おめでとうございます。同僚議員からも激励の言葉、活力あるお話など伺いましたが、私はあえて視線を変えて、町民の立場として、今次質問させていただきたいと存じます。

昨年から本年にかけ、全世界の人々がコロナ感染の恐怖の渦に巻き込まれ、新型コロナウイルス感染の変異株のデルタ株から、ミュー株にまで拡大し、生命に大きな危機感の中にいる状態にあります。そうした中、我が国ではオリンピック・パラリンピックが賛否両論の渦の中で開催されました。特に先だって、パラリンピックでは、障がいを乗り越え、栄光を勝ち取った競技者とサポーターと喜びを分かち合う姿に大きな感動があり、いまだ脳裏に焼き付けられております。

そうした表舞台で脚光を浴び、競技者とサポーターとともに歩み戦われたパラリンピックの方々とは別に、表に出られず、一人自己肯定感と数年戦っている、いわゆるひきこもりの人に手を差し伸べ、ともに歩みができることへの提案質問であります。

それでは、ひきこもり支援事業についてお伺いいたします。様々な原因で長期間自宅などから外出せず、社会との関係から距離を置いている、いわゆるひきこもりが増加し、社会的関心が高まっていることから、我が町は少子高齢化問題を第1と唱えている中で、交流人口、関係人口の拡大を掲げており、ずーっと、西会津を実現し、元気な町を取り戻すためには、まず、一人一人への支援が必要だと思えます。

一つ、ひきこもりは若年層の問題として、就学、就業への支援が主でありましたが、近年、中高年層のひきこもりの推計値が公表され、支援の見直しが出ていることから、当町のひきこもりの支援の現状はどのように把握され、取り組まれているかをお伺いいたします。

二つ目、80代の親と無職の子が同居する、いわゆる8050世帯が増え、社会問題として認知されております。当町として、その問題をどのように捉え、支援をしていくのかお伺いいたします。

三つ目として、政府はひきこもり支援施策の推進についてと題して、令和3年度末までに市町村で取り組む事項として3点が示されております。当町の支援施策の状況などをお尋ねいたします。

一つ目として、ひきこもり相談窓口の明確化、周知が示されております。現状はいかがですか。

二つ目、支援対象者の実態ニーズを把握するとありますが、その取り組みはいかがでしょうか。

最後の三つ目に、市町村プラットフォームの設置運営を提示されておりますが、当町の現在の状況、内容などをお尋ねいたします。

以上、私の1項目の一般質問であります。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 10番、青木照夫議員のひきこもり支援事業についてのご質問のうち、はじめに1点目の本町のひきこもり支援の現状についてお答えいたします。

ひきこもりとは、様々な要因の結果として社会的参加、就学や就職、家庭外での交遊などを回避し、原則的には6カ月以上にわたって概ね家庭に留まり続けている状態と定義され、国の調査によれば、全国で15歳から64歳までで約115万人と推計されており、また年々増加の傾向にあると考えられています。

本町では、ひきこもりの定義に基づき個別の調査等を行っておりませんが、行政、地域包括支援センターや民生児童委員などの活動において、対象者をそれぞれ把握しているところであります。

町の支援策といたしましては、保健・医療・福祉・介護分野において、家庭や地域、関係機関からの何らかの問題や異変による相談や気づきにより関わりが始まり、個別ケースとして現状を把握したうえで本人や家族に寄り添い信頼関係を築きながら、関係者間で連携して本人や家族が希望する先に進めるよう支援をしております。

具体的には、病気の心配であれば医療機関の受診、就労希望であればハローワークや県支援機関へのつなぎ、生活困窮であれば生活保護などの制度利用などに向けた支援をすることになりますが、本人が、ひきこもりの状態から抜け出し、自らそのための行動を起こすには時間を要する場合がほとんどであることから、身近な存在である家族の理解を促すことや本人のできることを増やすこと、安心して過ごせる居場所や社会参加の機会を提供するなど、まずは一歩を踏み出し社会とのつながりを回復するための支援を継続してまいります。

次に、2点目の8050世帯への支援策についてであります。8050世帯は、80歳代の高齢の親と50歳代を迎えてもなお無職でひきこもりの子の世帯が、本人の病気や親の介護、離職、経済的困窮、人間関係、社会的孤立などを背景とした複合的な課題により、将来に向け深刻な不安を抱えるなど、家庭の実態が社会問題として捉えられております。

本町においてはこれまで、ひきこもり本人や家族が保健や医療、福祉、介護などの各場面において何らかの問題が生じて初めて表面化することがほとんどで、その都度関係機関と連携してその家庭を包括的に支援してまいりました。

今後は特に、地域に顕在化している家庭が深刻な状況に陥る前に発見し、関係機関と連携してつながりを持ち、その課題解決につながるよう1点目でもお答えしたように支援していくことが大切であると考えております。

次に、3点目の国から示されたひきこもり支援施策の推進についての町の取り組み状況についてお答えいたします。

ひきこもり支援施策の推進については議員お質しのとおり、原則として令和3年度末までに市町村におけるひきこもり支援体制の構築の基礎となる、三つの取り組みについて国より市町村に通知があったところであり、現在その体制構築に向け準備を進めているとこ

るであります。

一つ目の、ひきこもり相談窓口の明確化、周知については、一番身近な相談窓口として町内への設置や県が設置している自立相談支援機関などを相談窓口として決定した後に、町広報紙やケーブルテレビなどにより全世帯への周知を図ってまいります。

次に二つ目の、支援対象者の実態ニーズの把握については、これまでひきこもりの定義に基づく調査等は実施しておりませんので、これまで行政や地域包括支援センター、民生児童委員など日頃の活動により把握している情報を定義にあてはめるなどして実態を把握し、その後ニーズについて機会を見つけて調査してまいります。

次に三つ目の、市町村プラットフォームの設置・運営については、関係機関の担当者が相互かつ適時に連絡・情報共有を図ることができる関係性を築くネットワークとして組織するもので、既存の会議を活用することなども視野に入れ、今後設置に向けて検討してまいります。

今後町といたしましては、こういった支援体制の構築を進めながら、ひきこもりの状態にある方や家族を孤立させることなくしっかりと受け止め、ともに安心して暮らせる地域づくりのため、関係機関と連携し支援してまいりますので、ご理解願います。

○議長 10 番、青木照夫君。

○青木照夫 はじめの、ひきこもりの支援の現状見直しについての答弁であります。対象者をそれぞれ把握しているところですのでということではありますが、その把握している内容についてお示してください。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは再質問にお答えいたします。

ひきこもりの状態にある方の把握でございますけれども、実際、先ほどご答弁でも申し上げましたように、ひきこもりの定義に基づいた対象者の把握というのは行っておりません。それぞれ町の行政が行います保健師が行う活動ですとか、福祉サイドで行う事業での対象者の把握ですとか、あと地域包括支援センターが行う相談業務などで把握している、そういったひきこもりの状態にある方に該当しそうな家庭、もしくは対象者を、それぞれの機関が把握し、そこに関わっているということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 10 番、青木照夫君。

○青木照夫 今のご答弁の中では、形としては、まだこういう課題についての取り組みが、まだ後手後手にまわっているような感じと受け止められます。この内容については、今ご答弁にありましたように、平成 27 年度と平成 30 年度の内閣府の調査では、約 115 万人がいらっしゃるというご答弁であります。

それから約 5 年経っております。その数字はもっと上っているはずであります。その数字というのは、今だいたいのお話の、政府の中では、100 人に 1 人がひきこもりの対象者になるという予測がされておられます。そういう中ですので、やはりしっかりとした受け皿、そういう中でのちゃんとした環境づくりというものが、私はこれから大切ではないかと思っております。その受け皿についての今後の取り組みについては、いかがですか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それではお答えいたします。

そういったひきこもりの状態にある方、もしくはそのご家族の受け皿でございますが、今現在、県では、県に設置しておりますひきこもり支援センターが一番大きな窓口となっております。ここに社会福祉士ですとか、精神保健福祉士などの専門職が常駐いたしまして、この方がひきこもり支援コーディネーターとして様々な対応をいただいているところです。

また地域には、自立相談支援機関ということで、これは実際、会津若松市の社会福祉協議会が県社協から委託を受けて組織しているものでございますが、生活自立支援サポートセンター会津事務所といったところが、一番身近な受け皿としてあるところでございます。ここでは、そういった相談業務ですとか、あと家族の支援、そういった業務を担務しておりますして、町ではそういった機関と連携しながら、一番身近な、市町村がこういった対象者、ひきこもりの状態にある方の一番身近な行政機関でございますので、そういった方々からの声が届くように、町といたしましても対応してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 今の答弁の中には、県とか、会津若松市とか、そうお答えをいただきましたが、私の言いたいことは、県とか市ではなくて、西会津町としての受け皿、そういうものが今の時代には必要ではないかと思えます。

受け皿というのは、例えば、町には親と子と手をつなぐ会と、ありますが、これからはやはりそういった当事者と家族と、町と、やはりそういう受け皿のグループ、これが私は絶対に必要だと思えますが、町の受け皿としての取り組みとしてはいかがでしょうか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 町のひきこもりの状態にある方の受け皿ということでお答えいたしたいと思えます。

先ほど申し上げました県や会津地方にあります機関と、町が連携しながら、そういった相談対応ですとか、様々な支援に取り組んではおりますけれども、具体的にはひきこもりに特化した相談というのは、今町のほうで、なかなかデリケートな問題でございまして、それを一番最初の主として相談があるといったことは、今のところ本当に数少ないというふうに感じております。

そういった中で、先ほど申し上げました町の行政活動、または地域包括支援センターの活動、また社会福祉協議会などが行っております活動、民生委員さんの活動など、様々な点で、ご家庭の問題が浮き彫りになりましてから、そこでさらにひきこもりの問題が、家族を包括的に支援していく中で問題が浮き彫りになってくるということがほとんどでございまして、ですので、そういった点を漏らさずに、そういった情報を確実にキャッチしながら支援にあたってまいりたいと思えます。

なお、家族とのつながりといった点では、先ほど議員おっしゃられました家族会などもございまして、そういったところとも緊密に連携して対応させていただきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 そういう問題点は数少ないといわれておられますが、私はやっぱりそういう

相談をしたい、身近なところにあるといえば、もっとその問題を提起したい、相談をしたい、そういう方がもっと、私は増える、私はそう思います。でありますので、これから福祉課長もいろんな包括で、大変いろんな忙しいかと思いますが、これからの問題として、その今言われたことに対して、すぐそういうことに応えられるような器を設けていただきたいと思います。

次、8050 問題でございます。これは私は、約5、6年前、私が命の電話の関係しているということで講演を聞きました。私はその数字を見て、何が何だか内容分かりませんでした。ところが今の課長が答弁されたように、内容を初めて知りました。そういう家族がどんどん増えています。5、6年前ですから、今は9060 そこまで進んでおるそうです。そういう中での現実性があるわけですから、その8050 に対する捉え方、今後の町としての受け皿としては、どういうお考えがございますか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは再質問にお答えします。

8050 問題につきましては、全国的な問題として、社会的な問題として捉えられておまして、本町でも包括支援センターや社会福祉協議会、また民生児童委員さんの方からも、8050 問題に対する地域での課題がたくさんあるというようなお話は何っているところでございます。

さらに、先ほど議員がおっしゃるように、以前は8050、50の若い50代の方は、介護離職などで高齢の親御さんを介護しなくちゃいけなくて、離職するというような問題で、はじめは問題視されたわけなんですけど、現在は、就職氷河期などで定まった仕事に就けなかった方が離職して、その後に地元に戻ったり、あとご家庭でそういった親の介護をしたりと、様々な問題から、そういった8050 問題が問題視されているところと認識をしております。

町でも様々な機関から、そういった地域での事例が寄せられておりますので、家族を包括的に支援する関係上、関係機関がその家族、親御さんの介護、または50代の子どものその後の人生についてなども、包括的に相談にのりながら、よりよい、先に進めるような支援を関係機関と連携して行ってまいりたいと考えております。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 今の課長からの答弁ありましたように、私はこの問題に対しては、無職ということでの親の、言葉は悪いですけど脛をかじって生活しておられるということと、今言われたように、親がいるから職をやめて介護していると、そういう方も生活困窮ではない、自ら仕事をやめて介護していらっしゃると、その2通りの、やっぱり8050、9060という問題も、対象者のことも現実にはいらっしゃると思います。

私は、これからは最初のひきこもりの支援と見直しについて申し上げましたように、やはりこれも町としてきちんとした受け皿、支援の環境整備、これが私は大事であります。町長が少子高齢化、一人でも救う、排除しない、その精神を実現するには、私はそういう日陰になっている方の手を差し伸べるということも大変大事なことだと思っております。その点についてもしっかりと捉えていただきたいと思います。

次、政府のひきこもり支援施策の推進についてでございますが、これは先ほど統計的な

ことで、一部伺いましたが、この相談窓口の明確化ということで、全国の自治体では令和2年、昨年の統計では1,741自治体の中で974、55.9パーセントが明確にしていると。それから町村での自治体、926の中で173、18.7パーセント、非常に低い数字であります。繰り返して申し上げますが、やはりそういう方々の、対象者の窓口を明確にして、受け皿を、それも町で、それで気やすく相談できる、そういう私は窓口が必要ではないかと思っておりますが、その取り組み姿勢に対してはいかがでしょうか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは最質問にお答えします。

議員がおっしゃるように、やはり町民に一番近い行政の窓口として、市町村の窓口でそういう窓口を明確化して、相談に来やすい環境づくりを進めていかなければならないといった点については、町としても今後取り組んでまいりたいと思います。

なお、先ほどおっしゃられました各市町村、全国での市町村での設置の割合につきましては、国からの通知が令和3年度末までの設置といった通知でございますので、それぞれの市町村で、そういった説明に向けでき準備を進めておりますし、また本町におきましても、その設置、窓口を町民の皆さんにしっかりと位置付けたいといったところでお知らせをし、相談をしやすい環境づくり努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 ぜひその姿勢で取り組んでいただきたいと思っております。

次、市町村のプラットフォームの設置、運営ということでございますが、これも新しい取り組みではなかろうかと思っております。町としての姿勢として、どうなっているんだという質問までは、私はいかないのかなと思っておりますが、そのお考えと今後に対しての姿勢があればお示ししていただけますか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは再質問にお答えいたします。

市町村のプラットフォームにつきましては、先ほどご紹介いたしました県で設置いたしましたひきこもり支援センターや、また会津地方にあります自立相談支援機関である生活自立サポートセンター会津事務所などと連携を図りながら、そういったひきこもり当事者を様々な機関と連携をして、そこで政策などを企画立案しながら、よりよい方向に進めていくといった組織でございます。

町といたしましても、こういった機関と連携しながら、また地域にあります関係団体と連絡を取り合って、そのプラットフォーム、市町村での設置になりますので、こういった形が一番望ましいのかといったところを見極めながら、今後設置に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 その答えが、失礼ですけど、受け皿が後手後手ではないかなと感じます。それは仕方ない、はじめのこの内容であります。

そこで、我が町は、そのプラットフォームというのは、昨日の中でもご答弁がございましたが、やっぱり検索できる、そういう内容だと私は理解しております。であるとしたなら

ば、我が町はデジタル化、それを進めていることであれば、やはりそういうデジタルで検索できるような、またそういう表に出られない方が検索して、これも相談できるんだな、こういう項目があるんだなと、もし設ける、そういう内容であれば、私はその人の、外に出られなくてもソフトを使ったり、ネットを使ったり、それは人によっては得意な方があります。私も現実にそういう方と接しております。そういうことであれば、私はこれからの町のデジタル推進についての、この進め方としての方法ではないかと思いますが、その点のデジタル化に対しての検索の内容についてはいかがでしょうか。

課長がちょっと答弁はあれかもしれないけど、町長、もしお気づきの点があったら答えいただけますか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは再質問にお答えいたします。

この市町村のプラットフォームにつきましては、デジタルを活用してのプラットフォームといった意味合いではございませんで、あくまでもこのひきこもり支援策を推進するにあたって、関係団体がともにその課題を共有しながら、問題解決へ、また施策の推進にあたるための組織でございまして、ただ、議員がお質しのように、ひきこもりの状態にある方、どうしても部屋から出られない、家から出られないといった方について、様々な情報を的確に情報取得ができるような、そういったデジタル技術を使った対応の仕方、相談業務でもそうですし、あとは支援内容のご紹介などといったことも可能かと思われまので、そういったことも、このプラットフォームの中で話し合われるというようなご理解でいただければというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 デジタル化ではないと言われましたけれども、私もこれを研究して検索してみました。やはりデジタル化という中で進めていくという内容のものが出ております。全てこのひきこもりに対しての取り組みというのは万全ではない様子であろうかと思ひますが、これからは、どんどんどんどん、先に申し上げたように、ひきこもり、またこのコロナの中で、もう本当にそういう条件が家に巣ごもりという形で、多くの方がもう外に出られないということでもあります。

先ほど県の命の電話の中では、ものすごくその相談、苦しみ、悩みの数が多く、また自ら命を落とされるという情報もございまして。私はこのコロナの中であればこそ、なおさら前向きにそういうものに対して取り組むべきではないかと思ひます。その点はいかがでしょう。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それではお答えいたします。

議員がおっしゃるように、このひきこもりの問題、非常に、先ほど答弁でも申し上げましたように、全国的には増加の傾向にあると。本町でもそういった事象が表に出てきはじめております。そういった意味からしましても、町といたしまして、そういった方に、ご本人、ご家族に寄り添いながら、その方が望む生活であったり、その先を見据えて、様々な支援、制度などがございまして、時間はかかるかと思ひますが、継続した支援を続けてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 確かに時間がかかる取り組みだと思います。細かく追求はできないかもしれませんが、私は今後に対して、やはりそういう相談が少ないですよということに対しての、今後に対しての、私は共通した悩みを持っている当事者や家族の方のヒアリング、集まっていたら、また中でヒアリングをする。また、専門家を呼んでセミナーを開く、私はそういうことがこれからは大切ではないかと。一つの自治体ではなくて、広域的な取り組みとしてセミナーや、やっぱりヒアリング、また学習会をつくって、やはり素早く気軽に相談できる、やはり組織というのは、受け皿というのは、私は大事ではないかと思いますが、その今後の学習というか、活動に対してのお考えなどあれば、いかがですか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それではご質問にお答えいたします。

現在町で、独自で、そういった家族の方の支援いたします家族教室ですとか、あとそれに携わる方の研修会などといったことは、町独自では行っておりません。ただ、先ほど申し上げました県の機関において、ひきこもり家族教室であったり、対象者の方の研修会であったりといった機会を設けておりますので、そういった機会を町民の皆さんに広くご紹介する、つなぐ役割として市町村は、今のところ町では考えていきたいというふうに考えております。ただ、必要に応じて町内での開催が望ましいようなことであれば、その開催に向けて検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 そういう姿勢を、やはりこれから確実に進めていく必要があるかと思えます。私はそれに対してのいろんな人材を育成していかなければ、この問題は表面に出ないし、なるべく触らない、見ない、触れない、そんな環境から一歩殻を破ったような、西会津町としてそれに取り組んでいるという、そういう姿勢なんかは私は、これからは大事ではなからうかと思えますので、その点をもう一度よくご検討いただきたいと思えます。ご答弁にはすぐ結びつかないかもしれませんが、私の一つの提案でございます。

私はそれで最後の質問になりますが、これは質問項目には載っておりませんが、同じそういうプラットフォームの中で、国として補助金が出る、10分の10で補助金があるということの内容であります。具体的には補助金の活用として利用する自治体には、10分の10の高率の国庫補助金があります。内容を見ると、生活困窮者自立支援制度、福祉に手を差し伸べるアウトリーチ、横文字になりますが、福祉に手を差し伸べるというのがアウトリーチだそうです。支援員の配置などあります。そこに10分の10の補助がありますよということがあります。それに対しての取り組みというのは、今言ったことではご答弁にはならないかもしれませんが、私はその中で、今私がふれあっている中の方で生活困窮者の方がいらっしゃいます。その方、当事者は、高学歴の方で、非常に知識もある方ですが、そのソフトと、それを話さない、それを相手に生活していらっしゃる。ところが、年金もままならない、その家庭のストップさせる。

○議長 青木議員、ちょっと申し上げますけど、あまり詳しくお話されると、プライバシー、また特定される部分もございますので、その辺はご注意ください。

○青木照夫 これは今補助が出るということに對しの、そういうものに対するの生かし方

がありますよということを申し上げたいということでもありますので、それ以上のことが差し支えがあるということであれば、私はそれをご提案申し上げて、私は今ご答弁ということにはいかないかもしれませんが、私はこれで一般質問を終わらせていただきます。

○議長 以上をもって、一般質問を終結いたします。

日程第2、議案第1号、西会津町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長。

○町民税務課長 議案第1号、西会津町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の中でご説明申し上げましたように、国の税制改正により、地方税法の一部改正がありましたことから、町税条例の一部改正を行うものであります。主な改正内容といたしましては、たばこ税の税率算定に対する規定及び、税率の改定であります。

それでは、議案書に基づき、改正内容につきまして、ご説明申し上げますが、併せまして条例改正案 新旧対照表1ページからご覧願います。

西会津町税条例の一部を次のように改正する。

第94条は、たばこ税の課税標準額についての規定であります。第2項の改正は、葉巻たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法についての改正であり、第3項の改正は、加熱式たばこに係る紙巻たばこへの換算にかかる係数を改正するものであります。

また、第3号中は準用すべき法令の改正による修正であります。

次に、第95条は、たばこ税の税率についての規定であります。法改正により、たばこ税の税率を1,000本につき、6,552円に改正するものであります。

次に附則についてご説明申し上げます。

附則第1条は、施行期日についての規定であり、この条例は令和3年10月1日から施行するものであります。

附則第2条は、町たばこ税に関する経過措置についての規定であります。

附則第3条は、手持品課税に係る町たばこ税についての規定であります。9月30日までに仕入れた手持品たばこの販売等にかかる課税の取り扱いを定めるものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。ありませんか。

9番、多賀剛君。

○多賀剛 今ほどご説明で、最近加熱式たばこというのか、電子たばこかというのも改定されるというような話ありましたが、具体的に一般的なたばこは、いわゆる加熱式というのかな、電子たばこも含めて、どのくらいの価格、20本入の箱だとなるのか、それをお示しく下さい。

あと、昨今、頻繁にといたら語弊ありますけれども、たばこ税の値上がりというのは、ことあるごとにあるわけですがけれども、私はたばこ吸いませんけれども、愛煙家にとってはたばこはどんどん高くなっていく、吸えるところも少ないということで、大変厳しい状

況になってきている。なんでこのたばこ税ばかり値上げするようなことになっているのか、背景ですね、それ分かれば。私、察するに、いわゆる受動喫煙防止だとか、健康被害を少なくしようということや喫煙する方を少なくしようとかというのがあるのかなと思いますが、それ業界団体との駆け引きの中で、いろいろ難しい状況だと思いますけれども、そんな背景が、いわゆるたばこ税ばかり何で値上がりの白羽の矢が立つのか、そんなこと分かればお示しいただきたいと思います。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 多賀議員のご質問にお答えをいたします。

今回の税率改正によりまして、1箱当たりの値上がりの金額でございますが、約40円から50円値上がりということになります。1,000本当たり430円、町のほうにはそのうちの1箱当たり8円90銭が町税として入ってくるというようなことになってございます。

毎年同様にたばこ税が改定されてございます。まず、この税率改正につきましては、まず、もともと3級品というようなたばこもございまして、安いたばこ。それをまず、その3級品をなくしていくというような一律の税率にしていくというような国の方針で改正がされてきたところでございます。葉巻たばこ、電子たばこにつきましても、換算の係数等、紙巻たばこの一本に絞っていくというようなことで改正がなされてきたというような背景がございまして。

そこで、国のほうの税率、なぜ改正されるかということにつきましては、そういう背景につきましては、そこまで存じ上げてはおりません。ただ、葉巻と3級品の紙巻たばこ、電子たばこが、全て一本化になってくるというようなことで、どんどん上ってきたと、最終的には葉巻は今回の改正で終了ということになります。電子たばこにつきましては、今後係数を若干また変更があるということでもありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 理解しようと、なかなか分かりづらいご説明だったんですけども、いわゆる私が聞いたかったのは、私がたばこを吸っていたときは1箱200円程度だったんですけども、一般的なのは今どのくらいになるのか、具体的に400円なのか500円なのか、そこを知りたかったということやありますし、いわゆるなかなか答弁に苦慮されているんですけども、何でたばこ税ばかり白羽の矢が立つのかなと、甚だ疑問なんですけども、税率は簡略化して一本化していきたいというのはなんとなく分かりますけれども、それが分かればお示しいただきたいという思いだったんですけども、分からなければいいですけども、いかがでしょうか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたしますが、先ほど1箱当たりということで、値上がりする金額を申し上げました。だいたい1箱当たり、今560円、セブンスターですと560円が600円になると。メビウスなどの、今540円のもの580円になる。だいたい40円から50円上がるということやご理解いただきたいと思っております。

税率改正につきましては、今回たばこだけ結構上っているというようなご質問でございまして、詳しいことにつきましては、そこまでは把握してございませぬ。ただ、世界でやはりたばこの値段が上っているということは確かなことやございまして、日本だけ

に限らず世界でも上っていると。外国では1箱1千円くらいまでいっているようなところもあるようでございまして、日本でもさらに上っていくのかなというようなことも予想されますけど、その辺ちょっと詳しい原因は把握してございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　ありませんか。

3番、小林雅弘君。

○小林雅弘　素朴な疑問なんですけど、私は実は7年前にたばこをやめた一人でございます。その後、非常なスピードでたばこが上ってきている、その値上げと税収はどういう関係になっているんでしょうか、増えているのか、減っているのか、お示しいただきたいと思います。

○議長　町民税務課長。

○町民税務課長　小林議員のご質問にお答えをいたします。

町税、町に入ってくる金額で申し上げますと、過去4年間、税収は下がってございます。税率は上がっていても、喫煙される本数が減ってきてございます。年々税収に関しては30万から50万の減額ということで、3パーセントから6パーセントの税収減というような状況でございます。

○議長　ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第1号、西会津町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

従って、議案第1号、西会津町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第2号、西会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長。

○町民税務課長　議案第2号、西会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の中でご説明申し上げましたように、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、町手数料徴収条例の一部を改正するものであります。

改正内容といたしましては、マイナンバーカードの発行手数料の徴収主体が、これまで市町村であったものから地方公共団体情報システム機構となったことに伴い、マイナンバ

一カードの再発行手数料の削除など、所要の改正を行うものであります。

それでは、議案書に基づき、改正内容につきまして、ご説明申し上げますが、併せて条例改正案 新旧対照表 3 ページをご覧ください。

西会津町手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

第 2 条は、手数料の種類及び金額についての規定であります。第 1 項第 20 号中、シ及びスを削り、セをシに改めるものであります。

次に、附則についてご説明申し上げます。

附則は、施行期日についての規定であり、公布の日から施行し、改正後の規定は令和 3 年 9 月 1 日から適用するものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

9 番、多賀剛君。

○多賀剛　手数料の改定につきましては理解しましたけども、これ今まで、この発行手数料、町の歳入だったものが、今度は地方公共団体情報システム機構の収入になるというようなご説明でしたけれども、実際この発行事務というのは、そうすると、いわゆるうちの町でやるのではなくて、この地方公共団体情報システム機構というのか、の事務になるんですか。その事務のほうも離れるのか。手間は今までどおりなんだけど、手数料だけ持っていかれるということになるのか、その辺をちょっとご説明ください。

○議長　町民税務課長。

○町民税務課長　多賀議員のご質問にお答えをいたします。

発行事務に関してでございますが、これまでと同じように再発行の申請があった場合は、町のほうで発行と、発行手続きを取ることであります。ただ、徴収、発行にかかる手数料、これまで 800 円あった場合は、町のほうの歳入に一旦入れて、それを J-L I S のほうに支払っていたという流れを直になるというような形になります。手数料だけ町の歳入には入れないで、一旦町のほうでお預かりして、J-L I S のほう、機構のほうにお支払いすると、事務は全く変わりなく、これまでどおり行いまして、これまでの手数料も一旦は町に入りますが、その額そっくりを機構のほうに、今までも払っていたということですので、それが一旦町を介して機構のほうにお支払いするか、一旦お預かりしたものを機構のほうにお支払いするかの流れが変わったものですから、手数料徴収条例からは削除するということであります。

○議長　9 番、多賀剛君。

○多賀剛　なんとなく分かりますけど、お金の流れは、町を経由していたけれども、今までも J-L I S にいっていたということですね。その条例の改正案だけ聞くとね、今まで事務手数料やって歳入になっていたものを、事務手数料も町でやって手数料が歳入として受けていたものが、今度は自分たちがやって、手数料は持っていかれるようなイメージだったものですから、理屈は町を経由しないで、直接いくということになったということだけですね、その確認です。

○議長　町民税務課長。

○町民税務課長 多賀議員の再質問にお答えをいたします。

お金の流れが町を經由して支払っていたものを、直に支払うような形に、お金の流れだけがかわるといふことでご理解いただきたいと思ひます。

ただ、先ほどちょっと答弁漏れしましたがけれども、これまで一旦は再発行手数料はJ-LIS、機構のほうにお支払いしても、逆にその手数料として国のほうから後から入るといふようなことで、その辺の歳入もあるといふことでご理解いただきたいと思ひます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 直接手数料は向こうにいくけども、別な形でキックバックといふか、そういう歳入として入ってくるお金があるといふことで、認識でよろしいですね。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

ただいま多賀議員のおっしゃいましたように、そういうことであります。事務手数料的なものは機構から入ってくるといふことでご理解いただきたいと思ひます。

○議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第2号、西会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第2号、西会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第3号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 議案第3号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の中でご説明申し上げましたように、過疎地域自立促進特別措置法に代わり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が新たに令和3年4月1日より施行となり、この法改正に対応する改正や地域経済牽引事業促進法、東日本大震災復興特別区域法並びに福島復興再生特別措置法の一部改正がありましたことから、町税特別措置条例の一部改正を行うものであります。

主な改正内容といたしましては、新過疎法の施行により産業振興促進区域内で事業の用に供する特別償却資産に係る固定資産税の課税減免に係る改正、関係法令の一部改正に伴う適用期限等の改正、並びに福島復興再生特別措置法の一部改正に伴う特定事業活動計画

に基づく課税免除規定の追加などであります。

それでは、議案書に基づき、改正内容につきまして、ご説明申し上げますが、併せて条例改正案新旧対照表 5 ページからご覧いただけます。

まず第 1 条による改正であります。

西会津町税特別措置条例の一部を次のように改正する。

第 2 条は、定義について定める規定であります。第 1 号の改正は、新過疎法の施行により対象区域の要件に関する改正であります。次に、第 3 号の改正であります。法人税法の改正に伴う条ズレによる修正であります。

第 3 条は、過疎地域における課税免除についての規定でありましたが、新過疎法の施行を受け、産業振興促進区域における課税免除となったことから、全面改正となります。

主な改正点は、公布の日から令和 6 年 3 月 31 日までの期間において、町過疎地域持続的発展計画に記載される区域及び振興すべき対象業種に対し、事業の用に供する償却資産等を取得した場合に固定資産税の課税免除を受けられることを規定するものであり、また対象業種に情報サービス業等が追加され、対象資産の取得価格が資本金の額等により制限はありますが、2,700 万円から 500 万円に引き下げられることとなります。

次に、第 5 条の改正は、地域経済牽引事業促進区域における課税免除についての規定であります。地域経済牽引事業促進法の改正により対象期限を令和 5 年 3 月 31 日に延長する改正、並びに法改正による条ズレを修正するものであります。

次に、第 6 条の改正は、復興産業集積区域における課税免除についての規定であります。東日本大震災復興特別区域法並びに福島復興再生特別措置法の改正により、対象となる区域が県内の限定された市町村のみ適用並びに期限延長となりましたが、本町においては令和 3 年 3 月 31 日を持って適用期限が終了したため、削除するものであります。

次に、第 7 条であります。特定事業活動振興計画に基づく課税免除について新たに規定するものであります。福島復興再生特別措置法の改正により事業者が特定事業活動振興計画を作成し、その計画に基づき、新たに特定償却資産を取得した場合に固定資産税の課税減免を受けられる規定あり、対象期限は令和 8 年 3 月 31 日とするものであります。

第 8 条から第 10 条につきましては、新たに第 7 条を追加するため、順次繰り下げるものであります。

次に、第 2 条による改正であります。

西会津町税特別措置条例の一部を次のように改正する。

これは、第 1 条により改正します西会津町税特別措置条例について、令和 4 年 4 月 1 日施行予定の法人税法改正に伴い、条例を改正するものであります。

第 2 条の改正は、定義に関する規程であります。号ズレ並びに用語等の改正をするものであります。

次に附則についてご説明申し上げます。

附則第 1 項は、施行期日についての規定であり、第 1 条による改正は公布の日から施行し、第 2 条による改正は令和 4 年 4 月 1 日からの施行とするものであります。

附則第 2 項は、適用日についての規定であり、第 1 条の改正による新条例第 3 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する旨の規定であります。

附則第3項は、経過措置についての規定であり、第1条の改正による新条例第3条については適用日以後のものについて適用し、適用日前にかかるものについてはなお従前の例による扱いを定めるものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第3号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

従って、議案第3号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

暫時休議にします。（11時51分）

○議長　再開します。（13時00分）

日程第5、議案第4号、令和2年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第12、議案第11号、令和2年度西会津町下水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題といたします。

なお、審議の方法は、議案の説明終了後、1議題ごとに質疑・採決の順で行いますので、ご協力をお願いいたします。

職員に議案を朗読させます。

事務局長、長谷川浩一君。

（事務局朗読）

○議長　議案第4号から議案第9号までの説明を求めます。

会計管理者、成田信幸君。

○会計管理者　議案第4号、令和2年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について及び議案第5号から議案第9号までの各特別会計歳入歳出決算の認定についてを、ご説明申し上げます。

はじめに、書類と資料の確認を、お願いします。

地方自治法及び同施行令による議会への提出書類は、令和2年度西会津町歳入歳出決算書、同じく、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書・財産に関する調書となっています。このほかですが、説明資料として、主なる施策の執行実績調、西会津町一般会計決算の状況、予算の執行実績調書・起債の状況を提出しております。

説明につきましては、はじめに、一般会計決算の概要を、説明いたします。西会津町一

般会計決算の状況、こちらの資料になりますが、こちらをご覧いただきたいと思います。

まず1ページでございますが、歳入決算額の状況であります。令和2年度の歳入総額は、81億2,573万9千円、前年度より26.6パーセントの増となりました。

款ごとの構成比の主なものは、9款、地方交付税が39.1パーセント、13款、国庫支出金が15.8パーセント、20款、町債が11.8パーセント、17款、繰入金が8.8パーセントなどです。

次に2ページをご覧いただきたいと思います。財源構成の状況であります。

一般財源と特定財源との関係は、新型コロナウイルス対策等により国庫支出金の増額などがあり、特定財源の比率が前年度より高くなっております。

次に地方交付税の推移でございます。普通交付税は前年度より4.0パーセントの増、特別交付税も除雪経費などによりまして27.9パーセントの増となり、全体では6.8パーセントの増となったところでございます。

次に、歳出です。3ページをお開きいただきたいと思います。

歳出決算額の状況は、歳出総額が78億5,952万2千円で、前年度より27.5パーセントの増となりました。

款ごとの主な構成比は、2款、総務費が25.1パーセント、3款、民生費が23.0パーセント、12款、公債費が11.4パーセントなどであり、新型コロナウイルス対策等により民生費の割合が増加しております。

4ページをご覧いただきたいと思います。性質別決算額です。

前年度と比較をいたしますと、義務的経費の割合は5ポイント下がり、投資的経費の割合は0.2ポイント下がっております。

次に、経常収支比率は、財政構造の弾力性を示す指標であり、1.5ポイント下がり88.6パーセントとなりました。

次に5ページの決算収支の状況をご説明いたします。

歳入総額から歳出総額を差し引きました歳入歳出差引額は2億6,621万7千円の黒字、また、翌年度へ繰り越すべき財源2,424万7千円を差し引いた実質収支も、2億4,197万円の黒字となりました。

次に、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支も、5,984万7千円の黒字となり、これに財政調整基金への積立と取崩し、そして起債の繰上げ償還金を計上した実質単年度収支も、1億5,657万7千円の黒字となりました。

財政指数の状況については、記載のとおりでございます。

次に6ページの公債費比率等の状況をご覧いただきたいと思います。

公債費比率、準公債費比率、公債費負担比率は、いずれも前年度より低くなっており、警戒ラインを下回っております。

地方債年度末現在高は、75億9,481万7千円と増加をしております。

地方債の借入には、元利償還金が地方交付税で交付される有利な起債を優先的に活用しておりまして、償還額の72.7パーセントは普通交付税に算入がされています。その結果、実質的な町の一般財源の負担額は、20億7,338万5千円で、負担率は27.3パーセントとなりました。

債務負担行為翌年度以降支出予定額は、1億3,603万2千円で、映像機器高度化更新事業が主なものであります。

次に、健全化判断比率等の状況は、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率は、全ての会計が黒字ですので、算定はされておられません。また、実質公債費比率、将来負担比率とも、警戒ラインを大きく下回っております。

それでは議案第4号、令和2年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

認定の対象となるのは、歳入歳出決算書であります。理解が深まりますように、主なる施策の執行実績調書で説明をいたします。こちらの横長の資料でございます。

なお、収納率また収入未済額などにつきましては、歳入歳出決算・事項別明細書に記載をしております。

では、主なる施策の執行実績調書の1ページをお開きいただきたいと思っております。この資料につきましても事前配布となっておりますので、ポイントとなるところを中心にご説明いたします。

まずは一般会計の歳入です。

1款1項1目、個人町民税は、1億6,589万7千円、前年度より479万9千円の減額です。1項2目、法人町民税は2,381万2千円、前年度より43万2千円の減額です。2項1目、固定資産税は、3億6,128万6千円、こちらは前年度より967万1千円の増額となりました。町税全体での収納率は、97.49パーセント。不納欠損額は200万3,221円となり、前年度より114万1,781円の減となりました。

次に、9款1項1目、地方交付税は、31億7,771万6千円で、前年度より2億244万4千円の増額です。

2ページをご覧ください。と思っております。

13款2項1目、総務費国庫補助金は、3億2,066万9千円で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などで3億933万8千円の増額となりました。

3ページをお開きいただきたいと思っております。

13款2項2目、民生費国庫補助金は、6億2,881万1千円で、主なものは、特別定額給付金事業補助金6億1,526万2千円などです。13款2項4目、土木費国庫補助金は、1億7,766万2千円で、道路事業や都市公園事業などの交付金、補助金であります。

4ページをご覧ください。と思っております。

14款2項4目、農林水産業費県補助金は、1億7,580万7千円です。中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金などが主なものであります。

5ページをお開きいただきたいと思っております。

16款1項2目、ふるさと応援寄附金は1億6,166万7千円で、前年度より1億3,488万9千円の増額となりました。

17款2項1目、財政調整基金繰入金は6億2,492万4千円で、前年度より1億3,576万円の増額です。

6ページをご覧ください。と思っております。

18 款 1 項 1 目、繰越金は 2 億 5,275 万 2 千円で、前年度より 3,491 万 8 千円の増となりました。

7 ページをお開きいただきたいと思います。

20 款 1 項 5 目、緊急防災・減災事業債は 3 億 1,580 万円で、前年度より 1 億 7,060 万円の増となりました。

以上、歳入総額は、81 億 2,573 万 9 千円となり、前年度より 17 億 743 万 8 千円の増額となりました。

8 ページをご覧くださいいただきたいと思います。歳出のほうでございます。

2 款 1 項 5 目、財産管理費は 7 億 1,570 万 9 千円で、前年度より、2 億 7,842 万 4 千円の増額です。主なものは、財政調整基金への積立金 6 億 6,257 万 4 千円で、決算年度末現在の財政調整基金の残高は 7 億 5,128 万 4 千円、となりました。1 項 6 目、企画費は 2 億 150 万 3 千円で、前年度より、7,386 万 8 千円の増額です。年度を繰り越し整備してきました、若者向け住宅整備事業などが主なものであります。

9 ページをお開きいただきたいと思います。

1 項 10 目、ふるさと振興費は、2 億 181 万 1 千円で、温泉施設管理業務委託料のほか、地域おこし協力隊配置事業などが主なものであります。

10 ページをご覧ください。

3 款 1 項 3 目、老人福祉費は 5 億 1,246 万 7 千円で、小規模多機能型居宅介護施設整備事業や、介護保険特別会計への繰出金などが主なものであります。

11 ページをお開きいただきたいと思います。

3 款 1 項 5 目、特別定額給付金給付事業費 6 億 1,526 万 2 千円は、同事業の給付金と委託料であります。

4 款 1 項 2 目、予防費は、4,930 万 8 千円で、新型コロナウイルス感染症対策事業などが主なものであります。

13 ページをお開きいただきたいと思います。

6 款 1 項 3 目、農業振興費は 1 億 3,826 万円です。主なものは、中山間地域等直接支払事業やスマート農業等導入支援事業補助金などでありあります。2 項 1 目、林業総務費は 1 億 5,361 万 3 千円です。有害鳥獣対策事業や林業専用道整備事業、オートキャンプ場浄化槽機械設備移設工事などが主なものであります。

14 ページをご覧くださいいただきたいと思います。

7 款 1 項 2 目、商工振興費は 1 億 3,580 万 4 千円です。中小企業振興資金融資制度貸付金のほか、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金や消費応援、消費拡大の各商品券事業などが主なものであります。

15 ページをお開きいただきたいと思います。

8 款 1 項 2 目、道路維持費は 3 億 3,515 万円で、内訳は、除雪費で 2 億 4,325 万 7 千円。除雪機械購入費で 3,198 万 2 千円などです。3 項 3 目、公園費は 1 億 5,579 万 1 千円です。主なものは、さゆり公園管理業務委託料のほか、さゆり公園野球場のバックネットやスタンドベンチなどの更新であります。

16 ページをご覧くださいいただきたいと思います。

9 款 1 項 4 目、防災費は、2 億 3,583 万 3 千円で、防災行政無線デジタル化整備工事が主なものであります。

17 ページをお開きいただきたいと思います。

10 款 5 項 1 目、保健体育総務費は 3,931 万 8 千円で、野沢体育館空調設備設置工事などが主なものであります。

18 ページをご覧くださいいただきたいと思います。

11 款 2 項 1 目、道路橋りょう河川災害復旧費は 5,755 万 8 千円で、小杉山地区地滑り対策応急工事が主なものであります。

以上、一般会計の歳出総額は、78 億 5,952 万 2 千円となり、前年度と比較し 16 億 9,397 万 3 千円の増額となりました。

次に、各特別会計の決算を説明申し上げます。

19 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 5 号、令和 2 年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

本年度は、用地の売却はなく、町が保有する面積は 2 万 6,871 平方メートルとなっております。

歳入は、2 款 1 項 1 目、繰越金が 6 万円で、歳入総額も 6 万円となりました。

20 ページは歳出で、本年度の支出はなく、歳入歳出差引額は 6 万円となり、実質収支も同額となりました。

次に 21 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 6 号、令和 2 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

本年度の分譲はなく、年度末の残区画は 10 となっております。

歳入は、1 款 1 項 1 目、住宅団地使用料 1 万 9 千円と、3 款 1 項 1 目、繰越金 685 万 4 千円で、歳入総額は 688 万円となりました。

22 ページは歳出です。団地内修繕料が主なもので、歳出総額は 290 万 7 千円となり、歳入歳出差引額は 397 万 3 千円で、実質収支も同額となりました。

次、23 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 7 号、令和 2 年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

歳入は、1 款、保険料が特別徴収・普通徴収合わせまして 6,094 万 3 千円で、収納率は 99.94 パーセントでございます。

2 款 1 項 2 目、保険基盤安定繰入金は 3,162 万 9 千円で、歳入総額は 9,955 万 8 千円となりました。

次に 24 ページは歳出です。3 款 1 項 1 目、後期高齢者医療広域連合納付金が主なものでありまして、歳出総額は 9,953 万 9 千円で、歳入歳出差引額は 1 万 9 千円となり、実質収支額も同額となったところでございます。

次に 25 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 8 号、令和 2 年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを

ご説明申し上げます。

はじめに、事業勘定の歳入であります。

1 款、国民健康保険税は、1 億 3,753 万 3 千円で、収納率は、89.67%、不納欠損額は 171 万 1,814 円となりました。

4 款 1 項 1 目、保険給付費等交付金は 5 億 340 万 6 千円で、内訳は普通交付金が 4 億 7,280 万 4 千円、特別交付金が 3,060 万 2 千円であります。

6 款 1 項 1 目、一般会計繰入金は、8,443 万 7 千円で、内訳は、一般会計繰入金が 4,400 万 9 千円、保険基盤安定繰入金が保険税軽減分と保険者支援分をあわせまして 4,042 万 8 千円となりました。

次に 26 ページをご覧くださいと思います。歳出です。

2 款 1 項 1 目、一般被保険者療養給付費は、4 億 1,008 万 9 千円、3 款 1 項 1 目、一般被保険者医療給付費分は、1 億 2,491 万円、その他、款項の主な内容については記載のとおりでございまして、歳出合計は 7 億 3,025 万 6 千円、歳入歳出差引額は 1,638 万 8 千円の黒字となり、実質収支額も同額となったところでございます。

次に 27 ページをお開きいただきたいと思います。診療施設勘定の歳入であります。

1 款 1 項の収入合計は、1 億 3,088 万 2 千円となり、前年度より 677 万 5 千円の減額となりました。

4 款 1 項 1 目、一般会計繰入金は 5,944 万 3 千円、前年度より 2,291 万 5 千円の増、5 款 1 項 1 目、繰越金は 1,960 万 2 千円、前年度より 305 万 1 千円の減額となり、その他、款項の主な内容については記載のとおりでございまして、歳入総額は 3 億 2,033 万 9 千円となりました。

次に 28 ページをご覧ください。歳出です。

2 款 1 項 1 目、医療用機械器具費は 2,357 万 9 千円で、前年度より 60 万 2 千円の減額となりました。医療用機器は計画的に更新をしております。本年度は超音波画像診断装置を更新しております。その他、款項の主な内容につきましては記載のとおりでございまして、歳出総額は 3 億 499 万円、歳入歳出差引額は 1,534 万 9 千円となり、実質収支額も同額となったところでございます。

次に 29 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 9 号、令和 2 年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

まず歳入ですが、1 款 1 項 1 目、第 1 号被保険者保険料は 1 億 7,023 万 8 千円で、収納率は 98.55 パーセント、不納欠損額は、50 万 6,924 円でございます。

次に 30 ページをご覧くださいと思います。

7 款 1 項 5 目、その他一般会計繰入金 4,959 万 6 千円は、職員給与や介護予防支援事業費などに関する他会計からの繰入金であります。その他、款項の主な内容につきましては記載のとおりでございまして、歳入総額は 12 億 3,594 万 4 千円となりました。

次に 31 ページをお開きいただきたいと思います。こちらは歳出でございます。

2 款 1 項 1 目、居宅介護サービス給付費は 3 億 3,913 万 3 千円、1 項 3 目、施設介護サービス給付費は 4 億 3,659 万 3 千円、6 項 1 目、特定入所者介護サービス費は 5,035 万 3

千円、その他款項の主な内容につきましては記載のとおりでありまして、歳出総額は12億645万2千円、歳入歳出差引額は2,949万2千円となり、実質収支額も同額となったところでございます。

次に、実質収支に関する調書、財産に関する調書につきましては、記載のとおりでありまして、これまで私が説明したきた分とかなり重複する部分がありますので、説明については省略させていただきたいと思っております。

以上で、議案第4号から議案第9号までの説明については終了させていただきます。

○議長 議案第10号及び議案第11号の説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 議案第10号、令和2年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてをご説明いたします。

説明に使用します資料は、西会津町歳入歳出決算書と事項別明細書の2冊を交互に使用しますので、ご用意願います。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、剰余金の処分について、併せまして同法第30条第4項の規定により、決算の認定について、議会の議決を求めるものであります。

令和2年度の水道事業会計決算は、簡易水道等事業を公営企業会計に移行後、初めての決算となり、決算書の体裁や金額に変動がありますこと予め申し上げます。

はじめに剰余金の処分について、ご説明いたします。

決算書の37、38ページをお開き願います。

今次の決算では、資本金及び未処分利益剰余金の処分となりました。上段の表、令和2年度西会津町水道事業剰余金計算書をご覧ください。

前年度末残高の未処分利益剰余金は、1,349万4,826円で、それを減債積立金に1,000万円を積み立て、処分後の繰越利益剰余金の残高は、349万4,826円となりました。

当年度の変動額は、純利益が509万895円であり、企業債償還及び建設改良費の充当財源として、減債積立金から1,000万円を、建設改良積立金から500万円を取り崩し、それらを合計した、当年度末の未処分利益剰余金の残高は2,358万5,721円となります。

次に、下段の表、令和2年度西会津町水道事業剰余金処分計算書(案)をご覧ください。

今ほどの当年度末の未処分利益剰余金残高2,358万5,721円を資本費に1,500万円を組み入れ、減債積立金に500万円を積み立て、処分後の繰越利益剰余金の残高を358万5,721円とするものです。

次に、決算の概要を説明いたします。事項別明細書の185ページをお開き願います。

令和2年度西会津町水道事業報告書。

1、概況の(1)総括事項、ア、給水ですが、上水道の年間総配水量は、57万5,681立方メートル、年間総有収水量は、42万452立方メートルで、ともに減少となりました。

給水人口は3,579人で、給水普及率は86.60パーセントとなりました。

簡易水道等事業の年間総配水量は、10万6,431立方メートルで、年間総有収水量は、8万1,062立方メートルとなりました。

給水人口は1,106人で、給水普及率は、94.37パーセントとなりました。

ウの経常収支は、令和2年度の収益的収入及び支出で、損益計算において509万895円

の黒字となりました。

資本的収支では、収支差し引き 1 億 655 万 5,285 円の不足となりましたので、過年度分損益勘定留保資金 5,800 万円や、当年度分損益勘定留保資金などで補てんし、その結果、実質収支は 1 億 146 万 4,390 円の赤字となりました。

次に 186 ページをご覧ください。

議会の議決事項、行政官庁認可事項、職員に関する事項、工事の概況などは、記載のとおりです。

188 ページの 3、業務の (1) 業務量は、給水人口、給水件数、年間配水量、年間有収水量率などを記載しております。

上水道の供給単価は、1 立方メートル当り 220 円 86 銭で、給水原価は、331 円 93 銭となりました。簡易水道等の供給単価は 1 立方メートル当り 269 円 85 銭で、給水原価は 685 円 41 銭となりました。

189、190 ページをご覧ください。

(2)の事業収入及び、(3)事業費に関する事項では、簡易水道等事業を地方公営企業法適用後、初めての決算であるため、本年度分のみの記載となっております。

191 ページをご覧ください。

4の会計は、重要契約の要旨、企業債及び一時借入金の概況、他会計補助金の充当などについて記載してまいります。

193 ページ以降の明細は、決算書にて説明をいたします。

決算書にお戻りいただきまして 33、34 ページをご覧ください。

この決算報告書は消費税及び地方消費税を加算した額で計上しております。先ほどまでの説明は税抜きでありましたので、金額は一致しておりませんのでご了承願います。

まず、(1)の収益的収入及び支出は、経常的な営業収支でありまして、主な収入は水道使用料や一般会計補助金で、支出が維持管理経費や人件費などであります。損益計算において 509 万 895 円の黒字となりました。

次に 35、36 ページをご覧ください。

(2)の資本的収入及び支出は、施設の建設改良に関する投資的な収支で、企業債の償還元金も含まれます。収支差引は 1 億 655 万 5,285 円の不足となりましたので、下段に記載のとおり補てんいたしました。

次に、39 ページの損益計算書をご覧ください。

損益計算書は会計期間の収益、費用、利益を示す決算書でありまして、中段より下に記載の経常利益は 620 万 8,858 円で、当年度未処分利益剰余金は 2,358 万 5,721 円となりました。

次に、40 ページの貸借対照表は、決算における企業の財政状態を表しております。資産の合計と負債及び資本の合計が一致するものでありまして、30 億 31 万 6,500 円となりました。

以上で、議案第 10 号、令和 2 年度 西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての説明を終了させていただきます。

続きまして、議案第 11 号、令和 2 年度西会津町下水道事業会計決算の認定についてをご

説明いたします。同じく西会津町歳入歳出決算書、それから事項別明細書の2冊を交互に使用しますのでご用意をお願いします。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、決算の認定について、議会の議決を求めるものであります。

決算書の50、51ページをお開き願います。

上段の表、令和2年度西会津町下水道事業剰余金計算書をご覧ください。

下水道事業会計は、地方公営企業法適用後、初めての決算でありますことから未処分利益剰余金の前年度末残高は、ございません。

当年度の変動額は、552万1,807円であり、ほかに動きはないことから、同額が純利益となり、当年度末の未処分利益剰余金の残高も552万1,807円となります。

次に、下段の表、令和2年度西会津町下水道事業剰余金処分計算書をご覧ください。

今ほどの当年度末の未処分利益剰余金残高552万1,807円を、全額繰越利益剰余金とするものであります。

次に、決算の概要を説明いたします。事項別明細書の204ページをお開き願います。

令和2年度西会津町下水道事業報告書。

1、概況の(1)総括事項、アの事業量の状況ですが、水洗化人口は、公共下水道事業で微増、農業集落排水処理事業では減少しておりますが、水洗化率は微増若しくは横ばいで推移しております。個別排水処理事業については、合併浄化槽を年間5基ほど整備しており、町管理の基数は366基になりました。三事業とも年間有収水量は伸びており、有収率は100パーセントであります。

ウの経常収支は、公共下水道事業など、三事業の収益的収支の損益計算において552万1,807円の黒字となりました。資本的収支では、収支差し引き1億722万6,728円の不足となりましたので、実質収支は1億170万4,921円の赤字となりました。

次に205ページをご覧くださいと思います。

議会の議決事項、行政官庁認可事項、職員に関する事項、工事の概況などは、ご覧のとおりであります。

次に207ページをご覧くださいと思います。

3、業務の(1)業務量は、公共下水道事業から個別排水処理事業まで、それぞれ処理区内人口や水洗化人口、年間有収水量、有収率などを記載しております。

208、209ページをご覧くださいと思います。

(2)の事業収入及び、(3)事業費に関する事項では、法適用後初めての決算でありますので、本年度分のみの記載となっております。

210ページをご覧くださいと思います。

4、会計は、重要契約の要旨、企業債及び一時借入金の概況、他会計補助金の充当などについて記載しております。

212ページ以降の明細は、決算書にてご説明いたします。

決算書にお戻りいただきまして42、43ページをご覧くださいと思います。

こちら決算報告書は消費税及び地方消費税を加算した額で計上しています。先ほどまでの説明は税抜きでありましたので、金額は一致しておりませんのでご了承願います。

まず、(1)の収益的収入及び支出は、経常的な営業収支でありまして、主な収入は下水道使用料や一般会計補助金で、支出が維持管理経費や人件費などであります。損益計算において552万1,807円の黒字となりました。

次に46ページをご覧いただきたいと思えます。

(2)の資本的収入及び支出は、施設の建設改良に関する投資的な収支で、企業債の償還元金も含まれます。

49ページをご覧いただきたいと思えます。

資本的収入及び支出の収支差し引きは1億722万6,728円の不足となりましたので、下段に記載のとおり補てんいたしました。

次に、52ページの損益計算書をご願います。

損益計算書は会計期間の収益、費用、利益を示す決算書でありまして、中段より下に記載の経常利益は796万7,227円で、当年度未処分利益剰余金は552万1,807円となりました。

次に、53ページの貸借対照表は、決算における企業の財政状態を表しております。

資産の合計と負債及び資本の合計が一致するものでありまして、56億6,078万4,888円となりました。

以上で、全ての決算の説明を終了いたしました。よろしくご審議をいただきまして、提出いたしました各会計の決算について、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 説明のありました議案第4号、令和2年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第11号、令和2年度西会津町下水道事業会計決算の認定についての決算審査について、監査委員の意見を求めます。

併せて、財政健全化判断比率等審査の意見、定期監査報告及び財政援助団体等監査報告もしてください。

監査委員、佐藤泰君。

○監査委員 それでは、冊子が差し上げてございますので、ご覧いただければと思えます。

まず冊子の表紙からご覧いただきたいと思えます。今、議長からもございましたが、ここには審査意見書と並びまして、監査報告書、意見書と報告書という2種類の内容が含まれております。その内容についての確認ですが、表紙にはページが打ってございます。1番から3番までが審査の意見書ということになります。4番、5番、6番が監査の報告ということになりますので、ご承知おきいただきたいと思えます。

それから、まず説明する前にお話しなきゃならないことが一つございまして、この表紙の一番下には、西会津町監査委員と書いてあります。委員会とは書いてないですね。それはなぜかと申しますと、監査委員制度というのは、独立した機関であって、なおかつ監査委員、武藤監査と2名でやっておりますが、2名とも独立した存在でございまして、それぞれの意見が違った場合には、それを併記するというようになっておりますので、ここでは会というのを使わないのはそういう意味でございまして。

それでは順次簡単に説明してまいりたいと思えますが、この中には、いわゆる意見書ということですが、意見のほかに大量の情報が詰め込まれてございます。それは何かと申しますと、先輩の監査諸氏の方々がいろいろご苦労されて、議員の皆さま方、そし

て町民の皆さま方に、なるべく理解されやすいように表にしたり、グラフにしたり、あるいは年度ごとの経過を明らかにしたりということで工夫したものにしております。もちろん町長さんかいただいた財務書類関係についても詳しく書いてございますが、なお一層分かりやすくということで、監査のほうで記載してございます。

それでは、私のほうでは肝心な部分と意見の部分を中心に、これから口頭で説明を付け加えさせていただきたいと思っております。

それでは、ページをめくって1ページ目をご覧ください。

今申し上げました決算審査意見の中の一般会計、特別会計についての決算審査意見書になります。この根拠法令でございますが、書いてございますが、地方自治法第233条第2項、そして同じく同法の第241条第5条によって実施いたしました。

なお執行者でございますが、私、代表監査委員の佐藤泰と、議選の監査委員の武藤道廣議員、2名で行いました。これ全て監査報告の最後まで、この2名で行いましたので、この2名のお名前については、この後省略させていただきたいと思っております。

それでは、2ページ目をご覧ください。

今申し上げましたとおり、まず最初の審査の概要でございますが、審査の対象といたしまして、一般会計、それから五つの特別会計になります。これについて審査を実施いたしました。

審査の期間でございますが、8月5日、6日と2日間にわたってでございます。

監査の手続きでございますが、町長さんから提出されました歳入歳出の決算書、そして同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書、これが関係法令に準拠しているかどうか。そして、町の財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらには予算が適正かつ効率的に執行されているか等について審査を実施いたしました。その他、必要と認めるものについても同様に審査を行いました。

その結果でございますが、大きな2番でございますが、提出されました決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書については、法令に準拠して作成しておりました。また係数に関しましても、証拠書類と照合しまして、誤りのないことを確認させていただきました。

また各基金の運用及び管理につきましても、同様に誤りが無いものと認めさせていただきました。

それでは、3ページに移ってまいります。

ここでは、先ほど会計管理者の方より詳しい説明がございました。それを見やすく書き直したものと、町長さんからいただいたものから抜き出したものが並んでおりますので、ご覧いただければと思います。

4ページでございます。

ここでは①の、一番上ですね、歳出決算額の推移ということで、いわゆる昨年度と比べて令和2年度はどうだったのか、どれだけ違うのかというようなことを明らかに書かせていただきました。

一般会計におきましては、通信機器高度化更新事業、そして小学校プールの整備、これが完了しておりますので、減となっております。その分ですね。それに対して除雪費の増

加、小規模多機能型居宅介護施設整備、それから、特別定額給付金など、コロナ対策ですかね、それが増えているということでございます。

特別会計におきましては、これは特別会計の中から、水道、下水道関係が公営企業会計のほうに移行したということで、決算額については減ということになってございます。なお、グラフ等がございましたのでご覧いただければと思います。

それから5ページ目をご覧ください。

一番下に実質公債費比率というのが出ていますが、後でまた出てまいります。これは町長さんのはじめの提案理由説明、そして議会初日の全員協議会の中での総務課長さんのお話の中で詳しく出ておりました。これについてはその場所で詳しく説明申し上げます。

それから6ページの下の方をご覧ください。

いつも申し上げることになるわけですが、収入未済額と不能欠損額について、改めてこんな形で抜き出してまとめてみました。収入未済額につきましては、一般会計と特別会計を合わせて、前年比38.5パーセントというような形で、具体的な数字、パーセントで表示してございます。

7ページの一番上をご覧ください。

不能欠損額でございます。これについてもご覧いただければと思います。

それから7ページの下の方⑤でございます。これも会計管理者の方からご説明ありましたが、主な基金ということで、多いほうからということですね、三つほどあげてございます。まず財政調整基金についてです。このような形で多少の推移がございました。二つ目は国民健康保険の運営基金でございます。これも結構額としては多いものでございます。

続いて、ページめくっていただいて8ページ目、三つ目のものについては、介護給付費準備基金でございます。それぞれ表にしてございますので、ご覧いただきまして、これが基金の中では多いほうから三つということで、ご承知おきいただきたいと思います。

では、9ページをご覧ください。

一般会計ということで書いてございますが、グラフにさせていただきました。円グラフということで、これについてもいろんな形で見やすい形になっているかなと思います。

続いて10ページをご覧ください。

歳入の財源構成ということでございます。これもグラフ、表にまとめてございますので、ご覧いただければと思います。

11ページ、真ん中辺、②の歳出でございます。この中の義務的経費と投資的経費と書いてございますが、まず下の表をご覧ください、11ページの下ですね。義務的経費、これは人件費にあたるわけですが、令和2年度は決算額、こんなふうが増えております。それに対して、構成比が減少しております。この原因でございますが、まず増加の要因としては、会計年度任用職員の方々の、いわゆる期末勤勉手当のあれですか、勤勉手当を差し上げるということも含めまして、いわゆる人件費が増加したということになります。それに対しまして、二つ下のその他の経費のところの令和2年度をご覧いただきたいと思います。ここが非常に決算額が増えております。コロナ対策の経費、そしてそれに伴う、いわゆる商品券の発行等含めまして、歳出のほうが多くなっております。そんな関係から、また戻りますが、事務的経費につきましては決算額が増えているけれども、構成比が減ったという

解釈でございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

続いて12ページ、ご覧いただきたいと思ひます。

ここでは経常収支比率、債務負担行為支出予定額、一般会計から他会計への繰出額ということで、これもまとめてござひます。グラフは特別会計でござひます。

13ページをご覧ください。

特別会計について申し上げますが、①の工業団地造成事業、そして②の住宅団地造成事業につきましては、議員の皆さん方もご存知のとおり、現在動かない状況になっております。そんな状況から、監査の意見としまして、平成26年度に策定した企業誘致戦略を踏まえ、まち・ひと・しごと創生総合戦略第2期に対応した対策が必要であろうという意見を載せてござひます。なかなか難しいことだとは思ひますが、ぜひご努力をいただければと思ひます。住宅団地につきましても、残り10区画となっておりますが、なかなか分譲が進まない状況から、引き続き努力をいただければという意見にとどめてござひます。

そして次の三つ目、③ですが、後期高齢者医療特別会計につきましては、ここでは具体的に数字が並んでいますが、その下の2行ですね。当該年度の保険料収納率、99.9パーセント、ほとんど100でござひますが、収入未済についてこれだけありますので、徴収のほうよろしくお願ひしたいということでござひます。

大きな4番、国民健康保険の特別会計です。事業勘定。

次の14ページをご覧ください。

事業勘定につきましては、収納率、これだけ変わりました。収入未済額がこれだけ減少しました。そして不能欠損額については、こういう状況でござひますということで、表にもまとめさせていただきました。ご覧いただきたいと思ひます。

診療施設勘定につきましては、15ページのイでござひますが、これにつきましては、町民の健康や生命を守るため、医療の充実と安全性の確保、サービスの向上に、さらに努めていただきたいということで意見をさせていただきました。

続いて⑤でござひます。介護保険特別会計につきまして、上から5行目、保険料の収入未済額、前年度より減少と。介護保険料の不能欠損額、こんなふうな状況でござひます。介護予防事業に力を入れることで保険給付金を抑制し、安定した運営が図られるように努力をいただきたいという意見をさせていただきました。

続いて16ページでござひます。

これにつきましては、いただいた表のとおりでござひますが、このような形でまとめさせていただきました。また、最後17ページの9につきましても、先ほど述べたとおり、そんなことでござひます。

ということで、決算審査の一つ目の、いわゆる一般会計、特別会計については、以上のとおりでござひます。

19ページをご覧ください。

決算審査の二つ目になります。ただいま建設水道課長のほうからご説明がありました水道事業、下水道事業会計の審査意見書ということになります。これにつきましては、地方公営企業法第30条第2項によって実施いたしました。審査の期日は、令和3年7月29日でござひます。審査の手続きでござひますが、決算書類、それぞれいただきまして、

会計諸帳簿、証拠書類等の照合をいたしました。その他必要と認められるものについても実施したわけでございます。会計関係ばかりではなくて、係数化の分析をとおして経営の効率化及び公共性の確保、これについても審査の対象として、いろいろお聞きしたところでございます。審査の結果でございます。決算諸表は、それぞれ適正に表示されておりました。そして係数に誤りがあることはございませんでした。

続いて検査の意見ということで書いてございますが、これは町長さんからいただいた帳簿のとおりかな、19 ページ、20 ページをご覧いただきたいと思います。

20 ページの真ん中辺、(2)の未収金、これについて、その実際ということで、水道事業ではこれこれ、下水道事業ではこの金額ということで、具体的に書いてございます。なお、未収金があるということで、監査意見といたしましては、未収金については公正公平、公正かつ安定的な事業運営の観点から、引き続き未収金の発生防止とその回収に努めていただきたいということで書かせていただきました。

続いて 31 ページをご覧ください。

ここでは企業債について書いてございますが、そのままずっとお読みいただければと思います。

さて、大きな 5 番については、これはよろしいですね。

それでは表がございまして、22、23、24 ページをご覧いただきたいと思います。

先ほど申し上げました経営分析関係との関わりになりますが、貸借対照表によるもので、水道事業について詳細に聴取し、見させていただきまして。預金等の残高、未収金の残高も確認させていただきまして、未払金の内訳についても照合いたしました。相違ないことを確認してございます。

同じく 27 ページに飛んでください。

今と同じ経営の分析ということで、下水道についてが②でございまして。同じく貸借対照表によりまして実施いたしました。水道と同じように預金の残高、未収金、未払金についても照合した結果、相違がありませんでしたということですね。

さて、ずっとめくってください。35 ページになります。

総括でございます。ここでは意見としましては、総括 2、4、6、7 行目からになりますが、水道事業については、町民に安心安全な水の供給のための適切に検査等を実施し、総合的に安定的に水を供給できているということを確認させていただきました。同じく下水道につきましても、町民の快適で衛生的な生活環境の確保、これを目的として施設の適切な維持管理が行われているということも確認させていただきました。

さらにこの 35 ページの一番下でございまして、いろんな工夫を重ねていらっしゃるわけですが、今後とも水道、下水道時期の加入促進を図っていただいて、さらなる運営の健全化に努めていただければということでまとめさせていただきます。

以上、水道、下水道関係についてでございます。

37 ページをご覧いただきたいと思います。

先ほどの審査意見書の三つ目ということになりますが、財政健全化判断比率等審査意見書になります。この根拠でございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項、そして、同じく第 22 条第 1 項の既定により行っております。審査の月日ござ

いますが、7月29日に実施いたしました。手続き関係につきましても、これも町長さんから提出された書類をもとに、膨大な資料を提出していただきまして、それをもとに審査を実施させていただきました。これも総務課長さんが詳しく申し上げられましたとおり、大きな3番の健全化判断比率等の状況につきましては、これと全く同じで、総務課長さんがおっしゃったことと全く同じであることを確認していただいております。ここでは抜けているところ、書いてあるところ、いろいろありますが、ここでは、監査では申し上げません。

38ページ、審査の結果でございます。算定の基礎となりました書類等は適切に作成されておりまして。法令に基づいて適切な算定要素が計算に用いられておりまして。法令的に照らし、健全化判断比率等の算出する過程、これに誤りがないと、この三つについて確認させていただいております。

5番、審査の意見でございますが、比率、数値の増減と申しますか、これについて書いてございますが、やっぱりこの比率の評価については監査委員の仕事ではございませんので、それぞれ行政側、議会側ということで十分にこれをご覧になりながら、町の状況についていろいろお話しする際の材料にさせていただければと思います。

最後に38ページの一番下の4行でございますが、一般会計歳入額の約75.6パーセントを依存財源が占めている本町でございます。町税や使用料、手数料など、自主財源の確保が重要であることから、さらなる自主財源の確保を図り、引き続き適正かつ健全な財政運営に努められたいということでございます。こんな形でまとめさせていただきました。もっと多くのことがあると思いますが、簡単にこのようにまとめさせていただいております。

さて、以上で審査意見については述べさせていただいたわけですが、39ページからは、表紙で申し上げましたが、監査の報告書ということになります。

まず定期監査報告書ということで、地方自治法の第199条第4項にの規定に基づいて実施いたしました。実施期日は、8月2日、3日、4日、3日間を費やしております。この対象につきましては、各課等の事務及び事業の中から別紙の7件を抽出したということで、次の40ページになります。この七つを抽出したことにつきましては、いわゆる、今、注目される事業と申しますか、そういうことで監査委員2人の両名によりまして七つを選ばせていただきました。監査の狙いではありますが、それぞれの事務及び事業が合法かつ効果的、効率的に行われていたかと、また、当然各課の仕事でございますので、住民福祉の増進に寄与したかどうかということについても主眼を置きました。

監査の結果でございますが、事務の処理、事業の執行、概ね所期の目的を達成しているものと認めました。なお、改善を要すると思われる事項については、定期監査講評ということで、各課及び全体に回って、こんなことで回してございますので、必要な方はご覧いただければと思います。大変詳しく報告書等もいただきまして、事業の目的、それから予算関係等、その効果、今後の問題等についてもお話を聞いております。

さて続いて、監査報告書の二つ目になります。41ページでございます。

ここでは財政援助団体ということになるわけですが、地方自治法第199条の第7項の規定によって進めました。監査実施日は8月2日、3日、4日、3日間でございます。監査の方法及び対象ですが、別紙の5団体、これについては、43ページですね。を抽出させて

いただきました。これにつきましても、今注目されている内容というようなことで、五つを選ばせていただいて、本当にお忙しい中、担当の方、それから関係課ですか、おいでいただいているいろいろお話を聞かせていただきました。

監査の狙いでございます。まず所管課、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って、公正かつ効率的に使用されているように努めているか。これが各課、担当課のほうで。これに対して、補助団体等につきましては、当該補助金等が町民から徴収された税金、その他の貴重な財源で賄われているものであることを認識し、法令の定め及び補助金等の交付の目的に従って、誠実に補助事業等を行っているかどうかを監査いたしました。それぞれ印象でございますが、非常に皆さま方、町からの補助金を本当に有効に使われて、素晴らしい成果をあげているということが認められました。42ページの、それぞれの内容について適切であると。経理についても適切に行われているということが認められましたので、書いてございます。

最後、監査の意見でございますが、今後、担当課、所管課においては、補助金等が効果的に、さらに活用されるよう、補助金等交付団体の状況を十分把握し、今後とも適切な指導監督がなされるようにご努力をいただければという意見になってございます。では、43ページは5団体ということでございます。

最後になります、報告書の中の三つ目でございます。指定管理者・出資団体監査報告書になります。ここも二つの内容が一つになってございます。まず出資団体については、地方自治法第199条第7項に基づいて、町が出資しているもので政令で定めるものということで、これが出資団体にあたります。そしてもう一つは、同法、地方自治法ですね、第244条の2第3項の規定に基づいて、公の施設の管理を行わせているもの、これが指定管理ということになります。その結果についてここに書いてございますが、地方自治法の第199条の第9項に基づいて、その結果を次のとおりというような形で報告するというふうに書いてございます。それから監査の実施期日では、2日、3日、4日、8月ですね。

監査の方法及び対象とした団体、まず指定管理者、出資団体、監査の実施にあたっては、指定管理者及び出資団体の中から三つを選ばせていただきました。これについては下に書いてございますね。当該団体の役員、役職員及び所管課、担当課の担当職員から関係書類の提出を求めて行いました。対象とした団体、指定管理者については、社会福祉法人にしあいつ福祉会、西会津こゆりこども園ですね。そして出資団体として、振興公社、株式会社西会津町振興公社。そして西会津町森林組合ということになります。監査の狙いですが、指定管理者については、条例の定めるところにより管理・運営が適切に行われているかどうかについて監査を行いました。出資団体については、経営状況を重点に監査を実施しております。

最後のページになります。

監査の結果ですが、指定管理者については、町との協定に基づいて、その趣旨に従って施設の適切な管理運営がなされておりました。出資団体については、施設の管理については良好でありました。次は会計経理につきましても良好と認められました。3番は担当課、所轄課についてですが、指導監督が十分になされており良好であると認められました。

最後に監査の意見でございますが、指定管理者及び出資団体は、町の貴重な財産等の管

理運営を受託していると、町はその財産等が、適切かつ効率的な運営が図られるよう、今後とも適切な指導監督を行うように求めます、望みます。また、出資団体においては、さらなる営業努力をお願いしたいと思いますという形で、この部分、なかなか詳しくは分からないというか、外部団体でございますので、この程度の指導にとどめさせていただきました。

以上、意見書、そして報告書について申し上げましたが、なおよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○議長 お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(14時28分)

令和3年第5回西会津町議会定例会会議録

令和3年9月9日(木)

開 議 10時00分
散 会 14時51分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	11番	清野佐一
4番	秦貞継	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	大 竹 享	会計管理者兼出納室長	成 田 信 幸
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	伊 藤 善 文	学校教育課長	玉 木 周 司
町民税務課長	渡 部 峰 明	生涯学習課長	五十嵐 博 文
福祉介護課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	佐 藤 泰
健康増進課長	小 瀧 武 彦	農業委員会長	江 川 新 壽
商工観光課長	岩 渕 東 吾	農業委員会事務局長	矢 部 喜代栄
農林振興課長	矢 部 喜代栄		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

令和3年第5回議会定例会議事日程（第7号）

令和3年9月9日 午前10時開議

開 議

- 日程第1 議案第4号 令和2年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第5号 令和2年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第6号 令和2年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第7号 令和2年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第8号 令和2年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第9号 令和2年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第10号 令和2年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第8 議案第11号 令和2年度西会津町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第9 議案第12号 令和3年度西会津町一般会計補正予算（第3次）
- 日程第10 議案第13号 令和3年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）
- 日程第11 議案第14号 令和3年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第1次）
- 日程第12 議案第15号 令和3年度西会津町水道事業会計補正予算（第1次）
- 日程第13 議案第16号 令和3年度西会津町下水道事業会計補正予算（第1次）

散 会

○議長 おはようございます。

令和3年第5回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

皆さんに申し上げます。議案第4号から議案第11号までの説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。審議の方法として、一般会計については総括的な質疑を行い、その後、款ごとに質疑を行います。総括質疑は財源の状況など、決算全般にわたる質疑でありますので、あらかじめ申し上げます。特別会計については、1議題ごとに行いますので、ご協力をお願いします。

なお、質疑は、議案の不明な点や疑問点をたずねるものであります。発言は簡潔明瞭に行い、議題外にわたらないようにしてください。

日程第1、議案第4号、令和2年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についての総括質疑を行います。

8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 毎年、経常収支比率については、いつも審議されるわけではありますが、今年度は令和2年度の一般会計の決算状況については、実質収支が2億4,197万というような黒字であったというようなことで、大変いいことなのかなど。その中でも、やはり黒字の原因の中には、昨年コロナ禍の影響で、やはりイベント等事業、そういったものはできなかったのがかなり含まれているのかなど、そのように思っております。また、財政健全化判断比率においても、早期健全化基準をかなり下回っているというようなことであります。

そこで、もう一つの財政指標につきましてお尋ねをしたいと思います。経常収支比率が平成30年度は93.6パーセント、令和元年度は91パーセントというようなことで、令和2年度においては1.5パーセント減少して88.6パーセントになったわけであります。一般的には財政の弾力性といいますか、それについては70から80パーセントがいいだろうといわれております。そして90パーセント以上になると警戒ラインであるというふうにいわれていますが、令和2年度に関しては90パーセントを1.5パーセント下回っているわけではありますが、これは普通交付税や交付金の増加によって、令和2年度については下がったのかなというふうに思っておりますが、その中で、やはり経常経費といわれる、やっぱり人件費が令和元年度よりも7,867万7千円増えているわけではありますが、この点について、一応、国の働き方改革、そのようなことで人件費等が会計年度任用職員制度によって上がったということになるわけですね。そのほかの人件費の増加というものはどうなっているのか。また、今後についてはどのような推移になるのか。

そして、これは近隣の町村ですね。これはなかなかどうも分かりづらいかと思いますが、県の平均であったり、会津の平均、そういったものについての経常収支比率についてお尋ねしたいと思います。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 経常収支比率等のご質問にお答えをいたします。

まず、令和2年度決算における経常収支比率でございますが、先ほど議員が申されたとおり、88.6パーセントということで、前年と比べまして1.5パーセント減少してございま

す。まず、その要因でございますが、分母となる経常一般財源が前年度よりも1億2,900万増えてございます。その要因でございますけれども、普通交付税が伸びたというのが主な要因でございます。また、分子となります経常経費充当一般財源でございますけれども、こちらにつきましては、全体で5,557万9千円増えてございます。その増の大きな要因につきましては、除雪費、2年度大雪になりまして、維持補修費の除雪費で5,630万ほど増額になってございます。あとそのほかの要因でございますけれども、職員の人件費も増えてございますけれども、全体では5,500万ほどの増と。その結果、分母が大きくなったということで前年度よりも1.5ポイント減少したということでございます。

続きまして、人件費のご質問についてお答えをいたします。人件費でございますが、総額で前年度と比較しまして7,867万7千円増額になってございます。その大きな要因といたしましては、令和2年度から会計年度任用職員制度が導入されまして、会計年度任用職員の人件費、給料、社会保険含めまして、9,770万ほど増額になってございます。

ただし、元年度まで臨時職員の方、それから委託職員の方、そちらが会計年度任用職員に移行してございますので、臨時職員賃金、さらには委託料の物件費が、その分減額になってございます。それが委託職員で3,550万、臨時職員で1,780万ほど、合わせますと5,300万ほど物件費で減額になってございます。そうしますと、先ほど申し上げた会計年度任用職員の増額分9,770万から、減額になった分5,300万を引きますと、だいたい4,300万ほど人件費が増えている。

ただし、この増の中には、地域おこし協力隊が増えた分ですとか、あとコロナ対策で会計年度任用職員雇った分とかも含まれておりますので、実質会計年度任用職員制度が導入されて人件費として増えたのは、だいたい2,3,000万かなというようなことでございます。

あと人件費の経常収支比率の平均的なものでございますけれども、本町は県内の平均、ほぼ平均ということで、決して経常収支比率の人件費は高くないということでございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 説明で分かりましたが、会計年度任用職員についての給料というのは、地方交付税、交付金とか何かではみてとれない、みているのかどうか、それについてお尋ねいたします。

○議長 総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

会計年度任用職員の経費については、交付税では算定はされているというようなお話でございまして、実際どこの項目にいくらみているかというのは、分からないということでございます。

○議長 ほかにありませんか。

9番、多賀剛君。

○多賀剛 私も総括で、今の8番議員とちょっと重複する部分もございまして、令和2年度の決算の状況を見れば、一般会計、特別会計、全ての今年も会計が黒字で決算できたということで、大変いい決算が迎えられたかなという思いであります。

中身を見れば、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大というような、本当に思い

もよらないというか、想定外の事態が発生して、その対応に追われた1年だったのかなという思いがありますが、それにしても、コロナ対応にしてはよその自治体に先駆けているんことに取り組んだし、当初予定していたいろんな事業も全てできたと、予算の執行状況なんかも概ね良好だったと、適正であったということで報告を受けました。中でもふるさと応援寄附金は1億6,000万円を超えるような金額が寄附されたというようなことで、大変これ評価できることではありますが、この決算の状況は、私なりに大変評価できるものだと思いますが、今年、令和2年度はコロナというようなことで、いろんな特殊要因ありましたけれども、こういう状況は今後も続くのかなと、これから新しい事業、新規事業等々の行方によって、相当変わってくると思いますが、これから先のことはどんなことを想定なさっているのかという思いであります。

また収入未済、不能欠損、私、毎年、決算では注視しているわけですが、両方ともこの金額も件数も改善されているというような報告でありました。これは経済状況だとか、社会動態によって相当影響を受けるという思いであります。コロナ禍の大変な時期にあって、これも改善されているというようなことは、徴収努力を評価したいと思いますが、それはどのような状況で改善されてきたのかということでもあります。

一方、今8番、経常収支比率の話。私は財政健全化判断比率の話をしたと思いますけれども、これもともに実質公債費比率、将来負担比率、ともに前年よりも改善されて、早期健全化基準を大きく下回っているというようなことでもあります。しかし、これから各自治体の決算終わると、10月とか11月に自治体の、いわゆる財政の健全化判断比率の速報値が出されますが、私はこの数字、悪くないと思うんですが、その数値を見ると決していいほうじゃないんですね。県内の順番からいくと下から見たほうがいいというような、昨年までの状況なんか見ると、下から何番目だなんていう状況であります。ただその状況だけを見てね、この町大丈夫かなんていう心配なする人も中にはいらっしゃるということでもありますので、この、いわゆる因果関係というのか、相関関係というのか、それはどう判断されているのかお尋ねいたします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

令和2年度決算につきましては、コロナウイルス感染症の影響で、歳入の部分、歳出の部分、様々出てきました。さらにいえば職員の労力、そういった中で、結局交付金、臨時交付金が2カ年で4億3,000万ほど入りました。町として様々な、先ほど多賀議員からご質問ありましたけれども、様々な事業に取り組んでまいりました。4億3,000万、国から交付金をいただいて、そこに町の一般財源を3,500万投入して事業を実施したところであります。その3,500万分は当初予定していない支出ということでございます。

逆に、コロナの影響で各種イベントが中止になったり、縮小になったり、そういった部分で当初予定していた事業ができなかった部分、そこら辺は減額と、歳出の減ということでございまして、あと大きなものは、旅費、議会の管外視察も中止、それから町の様々な旅費もかなり減額になってございまして、2年度、前年度と比較して1,000万ほど旅費だけで減額になってございます。

そういった、いろんな様々な要因はございますけれども、コロナの関係で財源が浮いた

というような部分は、プラスマイナスで、だいたいトントンくらいかなというふうに思っております。

それから、今後の想定ということでございますけれども、今後コロナ禍がいつまで続くのかということは想定はできませんけれども、一応町の各種事業を進めるにあたりまして、一番大きな要因は地方交付税の額だと思います。令和2年度につきましては、普通交付税、特別交付税合わせて2億円ほど増額になったということでございますが、令和3年度、今年度につきましては、普通交付税については前年度比2,600万円の減ということでございます。地方交付税が今後どのように推移していくのかと、それにかかっていると思っております。

決算ですから、令和3年度の話はしませんけれども、令和3年度につきましては、当初で財政調整基金、4億4,000万繰り入れをして予算を編成したところです。今9月決算で普通交付税が確定、それから繰越金が確定ということで、あと大きな歳入ですと特別交付税、これが3月確定しますが、仮に特別交付税、前年度、令和2年度は4億5,000万入っていますが、それが今年度、3年度4億入れば、その4億4,000万の財調の崩しは全てきれいになるということで、今年度、3年度につきましても、このまま特別な要因がなければ、財政調整基金は2年度よりも増える見込みだということでございます。

それから最後に、財政健全化判断比率、県内でも数値が高いというお話でございました。今年度につきましては、実質公債費比率が12.8パーセント、前年度より0.3パーセントの減。それから将来負担比率につきましては、103.2パーセントということで、前年度より15パーセント減額になってございます。これの大きな要因につきましても、実質公債費比率につきましては、起債の元利償還金は増えたものの、特別会計の分の繰出金の減とかで、分子全体で780万ほど減。それから普通交付税の伸びで分母が2億3,000万ほど増えたということで、結果、前年度よりも下がったと。

将来負担比率も、将来負担額、これ特別会計の繰出金の分でございますけれども、平準化債の、資本費平準化債の借り入れ等によりまして減額になったということで、どちらも今年度については減額になったと。この分につきましては、町で一応シミュレーションつくってございまして、今後大きな歳出ですと、公債費の償還ですとか、特別会計の繰出金ですとか、そういったものをもってますので、そこら辺は今後上がるということはないような財政運営をしていきますので、今後減少に転じる見込みでございます。

とにかく、財政運営にあたっては、普通交付税の動向、それに大きく左右されると思っておりますので、そこらの見通し、情報収集を十分いたしまして、財政運営をしていきたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

すみません。県内でも健全化比率が高い、高いといいますが、指数が高いほうになって、今後どうなのかというお話でございましてけれども、今申し上げたとおり、この指数は今後下がっていきます。ただ、これが高いから、それでは財政運営ができないのかということでは決してございません。高いというのは、結局、今までこの町の規模で様々な事業を実施し、有利な起債等を借り入れしながら運営してきたということもございまして、決して高いから今後財政運営ができなくなるのかということではございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 それでは、税に関しての全体的なご質問についてのお答えをいたしますが、まず不能欠損と滞納繰越、ともに今年度減額となっております。どのような対応をしてきたのかというようなご質問でございますが、まず、全体的に早め早めの対応をしてきたというのが、全体的に行ってきたところでございます。内容的には、納期限を過ぎた場合、20日を過ぎれば督促状の発送であるとか、これも昨年は10回ほど行ってございます。催告書、悪質な方の、悪質といいますか、それでも納めていただけない方につきましては、催告書、それでも赤封筒での送付だとか、臨戸訪問して納めていただくとか、あと一斉徴収なども課で対応したりもしてございます。随時、電話での催告ですとか、あと延長窓口においての納税相談を行ってきたというようなこともございます。

また、差し押さえ等の、令和元年度より差し押さえの件数も増えてございまして、国税であるとか、預金であるとか、あと町からの支払い、債権、年金などの差し押さえをさせていただいております。その前に、差し押さえの前に未納があった場合ですと、預金の調査も前もってしておいて、納めていただけないときには差し押さえということもやらせていただいております。預金調査で、件数で申し上げますと600件ほどやっております、銀行の預金口座ですと約2,400件の残高の調査などもやらせていただいております。

これらを早め早めに対応してきた結果、滞納繰越額も減ってきたということがございます。なお、個人町民税で申し上げますと、そういう結果もございまして、現年度課税分では99.77パーセントということで、令和元年度よりも0.65ポイント上がったというような結果でございます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 財政状況の話は総務課長からご答弁いただきましたけれども、私も今ご答弁がありましたように、年度当初に比べて財調残高も増えている、まして5,900万ほどの繰上償還もしている、これから起債の償還ピークもだんだんきているというようなことで、交付税に左右されるというのは当然ですけれども、大変ご努力の成果が見えるのかなと私は思っております。

それとあと、今の収入未済と不能欠損に関しては、私、確かにその努力をお褒めしたいなという思いでございました。今年は、令和2年度は決して経済状況、社会状況よくない中で、よくこれだけの数値を出されたなという思いで、私はその徴収努力には経緯を評したいし、それだけなのかなという思いで、この要因をお尋ねしたところであります。

今後もうこういうご努力を続けていただければ、私もいつもいいですけども、私、監査やっているところは、1億円を超えるような残高もあった時期がありましたから、随分改善されてきたなという思いであります。決算に関してはそんな感じですけども、ご答弁あれば伺います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいま大変評価をいただいていた言葉をいただきました。本当にこれは職員の皆さんの努力の結果でもありますし、また、納税者の皆さんご理解をいただいたというようなことでありまして、このいろんな未収金の関係等については、いわゆる税等徴収対策本部ができていまして、これ全ての課にわたる対策本部でございまして、その中で検討しな

がら、いわゆる未済、未収金のないような、徴収率を上げるためのいろんな対策を協議して、これまでやってきているわけであります。さらに、先日はそんなこともあって県民税の徴収率の向上があって、県知事から表彰をいただきました。さらに徴収率向上のために、いわゆる真面目に納税をされている方との、いわゆる公平感を保つためには、さらに努力をしてまいりたいと考えておりますので、今後も職員一丸となって努めてまいりたいと、こんなふうに思っています。

○議長　ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで、総括質疑を終わります。

続いて、款ごとの質疑を行います。

まず歳入であります。

1 款、町税。

8 番、伊藤一男君。

○伊藤一男　それではまず、1 款の歳入についてお尋ねしたいと思います。個人町民税、法人町民税等も、これ減額になっているわけですが、この要因については、だいたいコロナ禍の影響によって、やはりそういうところの事業所の閉鎖であったり、そういうところのあれからきているのかなと。また人口減によるものなのかなというふうに思いますが、固定資産税においては 967 万 1 千円ほど増加しているわけでありますが、この要因についてお尋ねをしたいと思います。

○議長　町民税務課長。

○町民税務課長　固定資産税の大きな増額の要因でございますが、土地の評価については、特に変わりはありませんでしたが、失礼しました。増額の要因でございますけども、新築、増築によって約、家屋で 200 万ほどの増と、償却資産の一般分で 142 万ほどの増と、大規模償却資産で 460 万ほどの増というようなことで、合わせまして 840 万ほどの増額となったということで、大きなものとしましては、企業の償却資産一般分で、あと大規模償却資産ということで、JR であるとか、東北電力であるとか、そういう企業さんの償却資産、設備投資をしたというようなことで増額になったところであります。

○議長　ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　2 款、地方譲与税。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　3 款、利子割交付金。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　4 款、配当割交付金。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　5 款、株式等譲渡所得割交付金。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　6 款、地方消費税交付金。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 7 款、環境性能割交付金。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 8 款、地方特例交付金。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 9 款、地方交付税。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 10 款、交通安全対策特別交付金。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 11 款、分担金及び負担金。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 12 款、使用料及び手数料。

4 番、秦貞継君。

○秦貞継 1 点だけお伺いいたします。昨日の勉強会で学校教育課の説明で、教員宿舎の空きに関して、退去した人数と今空いている部屋の数は教えていただいたんですが、これごめなさい、確認で、全体、使用率、全体の部屋に対して、今何部屋入っているかの使用率を、昨日聞いてなかったもので、それをお示してください。

あと、退去された方々がいらっしゃったんですよね、その要因というのはやむを得ないものなのか、その辺のお話、要因をどう捉えているのかをお示してください。決算で 64 万円、当初の予算より減額になっておりますので、その辺の要因をどのように捉えているのか、その 2 点をお示してください。

○議長 学校教育課長、玉木周司君。

○学校教育課長 秦議員のご質問にお答えいたします。

教員住宅、令和 2 年度におきましては、全 12 戸のうち、年度はじめ 4 月の時点では 11 戸の入居ということで、率にしましては 92 パーセントというような率になってございます。そのあと年度途中によりまして、4 戸ほど途中退去をされております。理由につきましては、例えば空き家を活用して居住されるというようなことだったり、あとは別な住宅に転居される。または、途中で通勤上問題ないことが判明したので退去される。このような理由、それぞれ個人ごとの理由でございますので、そういうことで認めているところでございます。

○議長 4 番、秦貞継君。

○秦貞継 今、空き部屋の数、お示いただきましたけれども、それは今後入る予定とかないんですか。これ決算ですから前年ですけれども、入ってもらうご努力とか、周知というのはされていたのか、最後にそこだけお聞きいたします。

あと、外装、外壁も確か相当あれでしたね、以前はだいぶ汚れていたところありましたので、そういった要因も、退去の要因となったのかどうか。もしくは整備はもう終わっているのか、それもお示してください。

○議長 学校教育課長。

○学校教育課長 再質問にお答えいたします。

退去のことについてであります。まず施設そのものにつきましては、29 年度、それか

ら30年度に水回りを中心にしまして中身の改修については、全戸終わっております。そういうことで、議員お質しの外装、壁だったり、ベランダだったりの修繕につきましては、来年度から、ちょっと計画的に修繕しようとしておりますので、そういうことでの退去ということではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

それから、空き部屋につきましては、これ決算でございますので令和2年度の状況でございます。令和3年、今年4月、3月、4月の人事異動によりまして、また退去された方もいらっしゃいます。転勤によりまして退去された方、また逆に入ってこられた方もいらっしゃいます。そういうことで、教職員の人事異動によりまして動きがございますし、またはALT、外国語指導助手の方もこれから入ってこられるということで、その部屋も1部屋確保しております。そういうことで動きがございますのは、そういうことでありまして、小中学校必要な教職員には必要な分だけ入っていただくようにしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 13款、国庫支出金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 14款、県支出金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 15款、財産収入。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 16款、寄附金。

1番、荒海正人君。

○荒海正人 16款のふるさと応援寄附金についてお尋ねします。最終的に寄附人数ですか、何人になったのかということと、あと前年度から含めて、継続的に寄附された方の人数であったり割合等も含めて、分かればお示しいただきたいと思います。

あと、ふるさと応援寄附金、歳入のところではそれで、以上でお願いします。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 それでは、ふるさと応援寄附金のご質問にお答えをいたします。

令和2年度、件数で6,009件で1億6,166万7千円という結果でございます。

令和元年度から2年度に継続して寄附された方については、210件ほどでございます。約12パーセントの方、令和元年度1,788件あったんですが、12パーセントの方が継続して寄附をしていただいたという経過でございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 私もちょうとふるさと応援寄附金についてお聞きしたいんですけども、すごく、今回1億円を突破したということで、これ説明でも、だいたいその町に入ってくる純粋な、町が自由に使えるお金に関して、だいたいこのぐらいという数字はよく聞くんですけど、正確な数字がちょっと聞いていなかったの、最終的にどのぐらいになったのかをお示してください。

それと、ふるさと応援寄附金を寄附いただいた方、確か使い途を、こういうのを使って

ほしい、ああいうのに使ってほしいという、確か希望を取っていたと思うんですけども、その比率、どういう希望がどのぐらいあったのかということも分かりましたらお示してください。

以上、2点です。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 寄附が1億6,166万7千円でありまして、歳出のほうですと、特財を除きますと、歳出で6,876万ほど、約9,000万ほどは、単年度では一般財源ということになってございますが、ただ、次年度、令和3年度に定期便で、2年度に寄附いただいておりますけれども、3年度で返礼品を送ると、定期便で送らなきゃいけないという部分、そういう経費を引きますと、純粋に一般財源として残るものは、金額は7,274万ほどでございます。だいたい寄附額の45パーセントにあたる金額となっております。

寄附された方の指定する事業の割合でございますが、ちょっと手元に資料がございませんので、後ほど。すみません、指定事業、まず子育て応援、地域活性化、自然環境保全、健康づくり、住みよいまちづくりのためにということで、それぞれいただいております。

先ほど申し上げました45パーセントということでございますが、充当できる金額でよろしいでしょうか。自由に使えるお金と。各事業に充当した金額ということでお答えをさせていただきます。まず、子育て応援につきましては、1,989万ほどでございます。地域活性化につきましては、974万ほどでございます。自然環境保全ということで748万あります。健康づくりで184万。住みよいまちづくりのためにということで3,329万ということで、全体で7,270万ほどということになります。

割合につきましては、ちょっとお時間をいただいて、後ほど答弁させていただきます。

○議長 ほかに。

9番、多賀剛君。

○多賀剛 私もふるさと応援寄附金についてお尋ねしますが、1億6,000万円を超える寄附が集まったのは大変うれしいことですが、逆に本町から他の自治体へ、いわゆるふるさと応援寄附金を出したほうですね、その件数、あとは税収に与える影響額を捉えていればお示してください。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

町民の方が町外、または本町に寄附をされた、ふるさと応援寄附金での寄附件数ということでお答えさせていただきます。まず、22件でございます。

住民税への影響ということで、影響額としましては44万7千円ほどでございます。

○議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 17款、繰入金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 18款、繰越金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 19款、諸収入。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 20 款、町債。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 21 款、法人事業税交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 続いて歳出に移ります。

なお、歳出においては何ページにもわたる質問が合った場合は、ページ数も言っていたければスムーズな答弁ができるかと思えます。

1 款、議会費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 2 款、総務費。

1 番、荒海正人君。

○荒海正人 2 款 1 項 3 目、電算管理費のタブレット及び周辺機器購入費、こちらの内容、課長の皆さんのタブレット配付だったと思いますけれども、タブレットの配置場所、確認としてタブレットの配置場所と、あと具体的な活用方法、どのように使われているのかお示しいただきたいと思えます。

あとその次、1 項 6 目、企画費の協働のまちづくりアドバイザー委託料で、委託業務内容について、どういったものなのか。あと、協働のまちづくり推進委員会でしたっけ、こちらのほうで具体的に形になった企画についてお示してください。

あと、同じ欄、若者向け住宅整備事業について、若者住宅に入られた方と、あと地域住民の方との橋渡しというか、新しくできた施設ということで、地域の皆さんに理解してもらえよう動き、どのようなものがあつたのか、あればお示しいただきたいと思えます。

あと、ページめくっていただいて、2 項 1 目のふるさと応援寄附金、歳出のほうですけれども、ラッピングバスであったり、SNS で発信しれたりということで、様々な媒体だったりツールで情報発信されていましたが、その情報発信されていたものの中で、そのヒット率、それぞれの取り組みの中でどれだけ寄附につながったかという分析などもされていたらお示してください。

あと、細かいところですが、ふるさと応援寄附金、ふるさと納税関連のサイトを見ると、膨大な商品、ラインナップがあるということで、西会津町に行き着くだけでかなりの検索が必要だという中で、どういったキーワードで西会津の商品であったり、西会津町というところにたどり着いているのかという分析などがあれば、お示しいただきたいと思えます。

あともう一つ、これも細かいですが、ふるさと応援寄附金の返礼品の中のラインナップで、コメント数というか、レビュー数が、するところがあつて、通常は 1 件あればいいような形なんですけれども、馬刺しの商品だけコメント数と、あと評価の数が多くて、馬刺しに関して何かそういうレビュー数につながるような取り組みがあつたのか、あればお示しいただきたいと思えます。

以上です。

○議長 企画情報課長、伊藤善文君。

○企画情報課長 お答えいたします。

まずタブレット及び周辺機器の購入費のご質問でございますが、まずこちらのほうでございますが、タブレット、いわゆるタブレット端末を53台購入いたしました。配置場所につきましては、町長はじめ三役ほか、各課長、また各課の課長補佐、あと各課に1台という形で配置させていただいております。用途におきましては、各会議等での記録用とかに主にお使いになってはいますが、よく管理職においては、町議において、タブレットで全部ファイルにしておきまして、ペーパーレス化を図りながら進めているというような形で、現在そういう使い方をしているということでございます。そのほか、各課においては、出張等に行つての現場の確認とか、様々な用途、使っているということでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

続きまして、協働のまちづくりアドバイザー委託料でございますが、こちらのほうにつきましては、まず委託内容につきましては、まず1点目が、まず協働のまちづくり推進委員会ということで、19名の委員で組織しております。それに関する運営のサポート。続いて、官民連携の推進方策に関するサポート。また、職員の資質の向上に向けた助言等、また、まちづくりの人材育成に関する先進事例の調査等、様々、多岐にわたっているということでございます。

こちらのほう、委託している部分で、活動の経過ということでございますが、まず全体会では7回の会議、あと各4グループほどございますが、その中でトータルで17回程度来ていただいたり、コロナ禍によりましてオンラインという形で対応しまして、そのほか、各町との打ち合わせということで、様々な場面で指導、アドバイスをいただいたということでございます。

まず一つ目の考え方といたしましては、その協働のまちづくり推進委員会の中では、まちづくりをまず自分ごととして捉えて、自ら行動するというような意識を高めるということ、まず大きな目標の一つ目としてあげております。また、官民連携、官民連携、小さくても、少しでもいい成果を出していこうということで、それに関してサポートしていただくような形で委託を結んでおります。

具体的な企画内容ということで、こちら四つのグループございますが、申し上げますと、まず一つのグループでは、高校生や女性が居心地のよい野沢駅。二つ目のグループは、野沢をチャレンジな町、元気な町へ。三つ目のグループは、多様な交流の場をつくる。もう一つは、持続可能な西会津モデル農業経営体をつくるというような形で、四つのグループが、それぞれのテーマに向かひまして活動を展開しているということでございます。それを、2年度はそれをテーマとして、どういうふうな活動をしていくかというテーマ決めを行つて、具体的には令和3年度から具体的な、いわゆる実現へ向けた活動に入っているということで、ご理解をいただきたいと思ひております。

続いて、若者向け住宅の整備でございますが、地域住民の方々と入居者をどう橋渡しをするのかというような部分でございますが、こちらのほうにつきましては、町としてそれを、住宅の方の中に世話人という方をお願いしまして、その方が地域との関係とか、町役場との関係をつないでいただくというような形。また、地域住民からの部分については、役場のほうにも直接いろんな要望というのはございますので、その辺を踏まえながら、入

居者と地域がとけこむような形で支援していきたいと考えるということでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 今、企画情報課長のほうから若者向け住宅の関係で答弁申し上げましたが、私のほうからは、その後、運営のほう担当しておりますので、入居状況などをもう少しお話ししたいと思います。

第3定住住宅であります若者向け住宅でございますが、16戸で100パーセントの入居率ということでございます。

あと、若干重複する部分もありかもしれませんが、自治区との関係につきましては、令和2年の10月14日からの入居を開始しまして、その後、全体説明会なるものもやっております。さらには、当然、加入案内、入居募集をした際に自治区のほうにも加入のお願いというような形、それから今ほど申し上げました入居後の全体説明会におきましても、加入の促進というようなことで、町と地域の関係も築けるような、そういった流れで話し合いをしているところでございます。

さらには、当然、その自治区長さん方の努力でもって声掛けをするなり、加入促進を図るなりというような、様々、自治区の皆さま、それから町の立場、それぞれでそういった取り組みをして現在に至っているという状況でございます。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 それでは、ふるさと応援寄附金のご質問にお答えいたしますが、まず昨年11月から行いましたプロモーション活動における寄附につながったかどうかということでございますが、とりあえずといいますか、ラッピングバス等で、日本の田舎、西会津町への誘引を図っていったということで、そこにアクセスされたのが、半年で29万アクセスあったということは数字で掴んでございます。ただ、どういう経路で寄附につながったかというのは、ちょっと業者にもお願いして追跡をしたんですけども、なかなかそこまでは追跡できなかったというのは正直なところでございまして、そういうプロモーション活動、または新聞雑誌等で、またウェブ広告等行ってきた結果が、寄附増につながったものと考えてございます。

検索キーワードにつきましては、特に節ごとに、例えば定期便、米というような検索キーワードで寄附のサイトのほうに入っているようございまして、特に西会津の町名で入ってくる方はあまり、ほとんどいらっしゃらないと。商品名から入ってくるようございまして。

もう1点、馬刺しのレビュー数が多いということでございますが、結構これも、プロモーション活動、ウェブ、雑誌等の広告等も含めまして、そういったところから入ってくるのかなということであります。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 再質問させていただきますけども、タブレットの件で、業務量調査とかも昨年度から始まってきている中で、具体的にタブレットを導入して、効果というか、ペーパーレスだったり、業務の効率化などの具体的な効果等もあらわれておりましたらお示ください。

あと、協働のまちづくりアドバイザーですけれども、庁舎内でもいろいろアドバイザー活動というか、アドバイスいただいているということで、具体的にその辺り、研修であったりとか、業務をみてもらっているのか、その辺りもお示しいただければと思います。

あと、若者向け住宅の話で、先ほど入居されている方の中で、世話人を設けて連絡を密にしているということでありましたけれども、最終的には地域になじんで、地域の中の一つの住宅として位置付けられるのが理想的だと思うんですけれども、最終的に、どの辺りまで伴走するのかとか、連絡をしながら地域とのとけこみに向けてサポートをしているのか、その期間についてお示しいただければと思います。

以上です。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

まずタブレット導入によりまして、その事業効果というような部分のご質問でございますが、今現在、町の町議におきましては、原則、紙の媒体ではやっておらずで、全てタブレットで電子化したファイルの中で取り組んでいるということでございます。一番の部分につきましては、やはり紙の節減ということが一番大きいのかなと思っております。ただ、具体的な金額とまでは出しておりませんが、年度末になってきますと大変膨大な資料が紙媒体ですとございますが、それがタブレットでやることによりまして、1回当たりでだいたい3千枚程度、多いときで3千枚程度の紙が節約されているというような部分がございます。

そのほか、出張等によりましてタブレットの持参によりまして、復命書の効率が比較的あがったというような部分でございますし、様々な使い途によって、それぞれ皆さん業務効率を工夫しながら進めているということでございますし、また、導入によりまして、職員の、いわゆる操作スキルといいますか、そのスキルアップにもつながっているというような形で考えております。具体的にはもう少し統計等取りながら、どういう部分、どういう効果が得られたのかというのは、今後お示しさせていただきたいと考えております。

また、協働のまちづくりアドバイザーでの、どういう職員の資質の向上をした助言ということでございますが、一番早いのが、やはり職員のファシリテーションスキルと、あと政策能力向上に向けまして、やはり研修を開催させていただきました。ただし、昨年度はコロナ禍ということもありまして、なかなか思うようにはいかなかったんですが、島根県江津市の地域振興室長をお呼びして、研修会を開催したりとか、そういう形で開催したということで、その他、様々な政策提案についてもアドバイスをいただいたということでございます。

先ほどの電子化による紙代、コピー代の削減効果ということでございますが、だいたい1回当たりでございますが、最大多いときで、使った枚数で申し上げますと、1回の会議で一番最大で使ったときなんですが、6,517枚使っております。それも両面使用でございます。そうしますと、だいたいコピー用紙が、今現在単価で申し上げますと96銭ぐらいということでございますので、だいたい1回当たり3,154円ぐらいの紙代という部分になっております。最大値ですね。そのほか、コピー料金として、それが3千枚ということでございますので、だいたい6,517枚でするので、約2万円弱ということで削減になったという

ことで、合計2万3,000円程度、1回一番最大のときの部分でございますが、そういう形で削減の効果というような部分は出ているのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 第3定住促進住宅の関係でお答えを申し上げたいと思います。

トウジュール西会津という愛称もございますけども、やはりこの名前の由来のとおり、若い皆さんに西会津にずっと住んでもらう、そんな思いで地域の活性化につなげていくと。当然、自治区の繁栄、そういったものにも寄与してまいりたいということでございますので、いつまでということではなく、常に地域の皆さん、それから入居者の皆さんと寄り添いながら、必要な手立てというのは、今後も継続していきたいというふうには考えております。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 最後、確認なんですけど、タブレットのほう、かなり使われているということだったんですけど、そのセキュリティーの部分、どのような管理になっているのかというのと、あと役場のパソコンですかね、別のLANシステムですよ、別なLANシステムの中で、そこの接続というのは、何か特別というか、何か別、同じシステムの中でやっているのか、それともタブレットは別契約でやられているのか、そこだけ最後、確認でお示してください。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

タブレットにつきましては、町の基幹系のシステムには接続になっておりませんで、あくまでも業務効率を上げるという部分で、もしファイルを交換する場合には、ある程度、いわゆる記憶媒体に飛ばしながらとか、そういうような運用の仕方しております。一応、今後、デジタル化の推進にあたっては、もし連携等、様々な部分も考えられますので、その辺も踏まえながら、今後検討はしていきたいと思っています。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 3款、民生費。

3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 3款1項1目の社会福祉総務費が、その前の年に比べて3,100万ほど増えていますけれども、その要因についてお示してください。

○議長 総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

3款1項1目、社会福祉総務費であります。前年度と比較しまして3,114万9千円の増ということでございますが、一番大きな要因につきましては、国民健康保険特別会計診療施設勘定への繰出金であります。令和2年度、診療施設のコロナ対策で施設の改修を行いましたり、運営費の支援ということで、それらを含めると、前年度より2,291万5千円増額になったと。それが一番大きな要因でございます。

あと、そのほか増えた要因でございますけれども、特別出産祝金、これ国の特別定額給

付金、国民1人10万でしたか、その基準日以降に生まれた子どもに対して、町独自で支給した特別出産祝金でございますが、それで230万。あとは昨年度、大雪が降りまして、除排雪費用の助成事業、これ町単独の事業でございますが、329万6千円ほど増額になってございます。それらが増額になった要因でございます。

○議長　ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　4款、衛生費。

1番、荒海正人君。

○荒海正人　11ページの1項2目、予防費で、インフルエンザ予防接種事業なんですけれども、これ全体、65歳以上の方、64歳以下の方も新型コロナの対策も兼ねながら事業を行われていたわけなんですけれども、その最終的に65歳以上の方の接種率と、あと64歳以下の方の接種率、どのぐらいになったのかお示しいただきたいと思います。

あと、1項4目、健康づくり推進事業委託料ということで、鎌田先生であったり、奥先生が健康づくりのことで活動されていたということなんですけれども、ただ、コロナの影響で町内で思うようには活動できなかったかと思うんですけれども、とはいえ、町内でどういった活動をされていたのか、リアルタイムというか、直接面と向かって活動されていた内容であったり、あとはオンラインで画面越しにやられていた内容も含めて、お示しいただければと思います。

以上です。

○議長　健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長　それではご質問にお答えをいたします。

まずインフルエンザ予防接種のうち、65歳以上の高齢者の方の接種率でございますが、令和2年度は78.9パーセントでございました。また、64歳以下、19歳以上の方につきましては、昨年度限りで新型コロナウイルス感染症の対応ということで、1年限りで助成事業を設けて接種を実施いたしました。その接種率につきましては23.7パーセントでありました。

続きまして、健康づくり推進事業で、鎌田先生からご指導いただいている事業の昨年度の主な内容でございますが、まず大きく三つほどの事業で新たな健康づくり事業は構成をされております。

一つ、奥先生、あと指導いただいている大曾根さんという方が各集落に入って、集落の方の健康づくりを支援する健康づくり座談会というものが一つございます。これについては、名称、みんなでワイワイかたろう会ということで開催しておりまして、昨年前半、新型コロナの影響でなかなか講師が来町できないということで、オンラインも含め開催いたしました。12月からはリアルにこちらにおいでいただいて、昨年度は二つの地域、集落でいいますと五つの集落になりますが、その二つの集落に対して、事前の打ち合わせと座談会の本番ということで開催をしております。

またもう一つ、専門職へのスキルアップ研修ということで、これ保健師、管理栄養士などを対象に、住民の方の健康意識を高めるための研修ということで、年間を通じてやっておりますが、昨年度は11回開催しております。これにつきましても、昨年度コロナの影響

でリアルに来町できないときにつきまして、オンラインを活用しまして、各、毎回テーマを決めて、毎月1回開催をしてきたところでございます。

もう一つ、健康増進計画、令和元年度に策定いたしました。健康増進計画を実施するためのアクションプランの策定ということで、健康づくりオモシロ座談会という名称で、昨年は町民13名の方が参加していただいた座談会も開催いたしました。これにつきまして、昨年6月から11月まで7回開催いたしまして、これにつきましても、来町する場面につきましては、リアルに座談会を行いまして、来町がかなわない場合につきましては、リモートでそれぞれ開催しております。

基本的にコロナであっても、その事業、取り組みが途切れないようにオンラインを活用しながら、継続して昨年度1年間実施してきたところでございます。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 健康づくり推進事業の内容なんですけれども、スキルアップ研修、保健師さん対象に行われたということで、その内容なんですけれども、保健師としてのスキルアップもそうだと思うんですけれども、その内容の中に、例えば奥先生だったり、鎌田先生のスキルも含めて継承するような形の内容も含まれていたかどうか、確認です。

あと鎌田先生のお名前が出てこなかったんですけど、鎌田先生は全ての項目に関係されているのかどうか、そこだけ最後、確認をお願いします。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 それでは再質問にお答えいたします。

まずスキルアップ研修で、奥先生から指導を受けている内容なんです。これは鎌田先生につきましては、これまで講演会1回開催して、その後、ケーブルテレビでも講演を特別番組ということで放送させていただいておりますが、鎌田先生、一貫してお話になることは、その地域で自分らしく暮らしていくためにはどういったことが必要なのか、あるいは町民の方に対して一方的な保健指導、指導ではなくて、合意形成によって解決や代替案を提案して、お互いが理解した上で健康づくりを進めるという、そういった基本的な考え方に基きまして、専門職についてもその手法、やり方を学んでいるということでございます。

昨年実施しました一例を申し上げますと、検診結果説明会ということで、昨年度初めて開催をいたしました。これにつきまして、先ほど申し上げましたように、検診を受けて、結果だけ送れば良いということではなくて、その結果からその人がどういった健康観を持っているのか、そういったところまでそのご本人とお話をする機会をあえて作りまして、14日間で768名の方に個別面談をやらせていただきましたが、そういったことを丁寧に、その町民一人一人に寄り添いながら、健康指導か、保健指導ができるような形で現在進めております。

また、鎌田先生の名前が出てこなかったということですが、鎌田先生、講演のほかに、必要に応じて奥先生を通じて、いろいろ指導は今受けております。毎回鎌田先生が直接指導ではなくて、場面、機会を捉えまして奥先生のほうで、鎌田先生の意見、考えを聞きながら町の健康づくりに役立てさせていただいているということで進めております。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 4の2の1、清掃総務費についてお伺いをいたします。これ750万ほど増となっておりますけれども、これそれぞれ人口が減っている割に、ごみの処理、処分だとか、粗大ごみだとかという、そういった分が増えているわけでありまして、その要因となったものについてお伺いをしたいと思います。

また、その令和3年度に向けては、そういった減らすような働きかけというようなことは、どういうふうに対策を考えているのか、それについてもお願いします。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 清掃総務費の増額の要因でございますが、これはごみ処分費にあたる部分で、大規模修繕といいますか、修繕料がかなり上がったというようなことで、またそのほかの施設についても、やはり老朽化に伴いまして修繕費がかかったということで、全体的には750万ほどの増ということで、ご理解いただきたいと思っております。

ごみの減量化についてでございますが、分別の徹底であるとか、また今年、2年度に、当初にごみの分別の仕方が変わりましたので、全戸配布で冊子をお配りしたりだとか、またクリーン推進員さんを通じて、減量化に向けた取り組みをしていただいているというようなことで行ってございます。

ただ、最近増えつつあるというのは、空き家の解体等で、人口減の割にはごみの量が増えているというようなことで、そういう要因もございまして、今後、動向を見極めていきたいなということで考えてございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 空き家の解体とかという部分で、そのごみ処分費というか、500万ほど昨年よりは上っているわけですね。それはコロナ禍で自宅でものを食べるために、ごみの量が増えたのか、それともそういった空き家の処分を、そういったごみ処分で行っているために増えたのかということ、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 ごみ処分費、これは山都工場の部分でございます。これにつきましては、かなり、先ほど申し上げましたが、老朽化で修繕費が高額になったということで、各市町村への、構成市町村への負担分が増えたということでございます。

なお、ごみの量の、各構成市町村の排出されるごみの量についても負担金が変わってくるというようなこともございまして、ごみの量が増えたということは、先ほど小柴議員がおっしゃいましたように、コロナ禍で家の中を片付けをしたりだとか、あと解体で家財道具を自分で持っていけば無料で処分できるというようなこともありまして、全般的にごみの量が増えているということでございます。

○議長 5款、労働費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 6款、農林水産業費。

4番、秦貞継君。

○秦貞継 何点かお伺いいたします。

13ページ、主なる施策の実績調査の13ページなんですけれども、スマート農業等導入支援事業補助金1,900万の決算があがっているんですけれども、これ内容、どのような補

助金だったのか、それと実績をお示してください。

あと、これに対して国から補助、もしくは県からと、補助金等が出るのかどうかを確認したいと思います。

あと、これを導入、この補助金を使った方々というのはどのような年代層だったのか、その辺もし調査されているのであればお示してください。

それと、6款2項1目の林業総務費の中にも、同じ名前で121万円があがっていますけれども、これ違いがちょっとよく分かりませんので、お示してください。

それと、6款1項5目の真ん中、ため池ハザードマップ作成事業というのがあるんですけれども、これの成果品というのはどのようなものだったのか、お示してください。

以上です。

○議長 農林振興課長、矢部喜代栄君。

○農林振興課長 秦議員の、まずスマート農業の補助についてのご質問にお答えいたします。

まずこの補助の内容でございますが、昨年コロナ禍ということでございまして、コロナ収束後に向けて、今後農業、持続発展しようとする意欲ある農家に対して支援していこうというような町の単独補助金でございます。この補助の内容ですが、全部で、個人、法人合わせて9件の事業体に補助をしてございます。対象としては、コンバイン、ICT搭載のコンバインですとか、田植え機、それから乾燥機、色彩選別機、トラクター、そういった農業機械の整備というのが、それに対しての2分の1の事業費補助というのが内容でございます。

それから、この補助を受けた皆さんの年齢階層ということですが、この補助の採択については要望を受けて審査をしてございまして、今後の事業の拡張の規模ですとか、将来性、そういったことを評価して交付してございます。実際は要望、多くございまして、補助から、採択から漏れた方も実際はいらっしやいました。やはりこの将来性ということで、現役世代の方に多く補助しておりまして、多くは40代、50代という皆さんに補助しております。

それから、林業費、林業総務費のほうにもスマート農業導入支援事業ということで載せてございます。これにつきましては、菌床きのこ栽培やられている方への補助でございまして、この内容としては、菌床栽培に使うハウス内のミスト散布機、それから小さいですけどラベルプリンタという、こういった器械の整備に補助をしてございます。補助内容としては事業費の2分の1ということで、農業振興費にあがっているものと内容としては同様でございます。

この事業の財源でございますが、基本的には農業振興費、農林業振興事業補助金と町の補助事業の、町単独の補助事業ということでございますが、財源として新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を充当してございます。

それから、ため池ハザードマップの件についてでございますが、この事業、歳入のほうにも財源として出てまいります。歳入のほうで県補助金の震災対策農業水利施設事業補助金、これを受けまして実施しております。10分の10の補助ということで、全額県から交付を、事業費については交付を受けてございます。

その内容でございますが、ハザードマップ、今回 17 の町内にあるため池を調査し、そのため池について、それぞれ図面上に、もし決壊した場合に、何か震災があつて決壊などした場合に、水の浸水エリア、水の浸るエリア、それを地図上に落としまして、周辺の皆さんに注意喚起するというようなものをつくっておしまして、各ため池ごとに、そういう航空写真に載せた図面、それから避難経路、そういったものをマップに落として、各周辺の皆さんにお知らせをするというようなものであります。

先日、水・土・里事業、多面的機能支払交付金事業、これの説明会というものがございまして、その際に、関係自治区長さんには、このマップの説明もしてございます。

以上でございます。

○議長 4 番、秦貞継君。

○秦貞継 そうすると、スマート農業というのはコロナの予算ですから、単年度というか、今後はないと思っていればいいんですね。かわいそうな気もするんですが。

さっきのため池ハザードマップ作成事業なんですけれども、この 17 のため池というのは、この町にある全てのため池が合わせて 17 なのか、それとも様々ないっぱいあるため池の中での 17 なのか、その選定理由、危険度なのか何なのか、その辺をお示してください。

それと、今、自治区長さんには説明したと言ったんですけれども、ハザードマップですから、広く公開されているのか、要は周辺住民等への周知とか、公開の範囲とか、方法とかというのはどのようにされていたのか、お示してください。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 再質問にお答えいたします。

町内にあるため池でございますが、土地改良区のほうで台帳というものを整備しておしまして、その中で見ますと 61 のため池が載っております。ただこの中で、防災重点ため池というものがございまして、その中で選定いたしまして、危険度の高いため池 17 カ所を令和 2 年度に取り組んだと。そのほか、25 年度にも 12 カ所やっております、全 29 カ所、ハザードマップを作成しております。これで一応危険度の高いものについては終了したというふうに考えております。

それから、自治区への周知でございますが、今後防災の担当課とも連携いたしまして、全体、ため池だけではなくて、全体的な防災のハザードマップの中にも落とし込んだり、今後、活用については広く今後も検討してまいりたいと思います。現時点では自治区への配布にとどまっておりますけれども、今後周知の方法には検討してまいりたいと思います。

○議長 4 番、秦貞継君。

○秦貞継 ハザードマップですから、多くの人に知ってもらうことが大前提だと思うんです。非常に危険が伴うことを想定されてのものですよね。この 572 万円の中に、調査費が主だったんですか、要は成果品、1 回目の質問で言ったんですけど、多くの成果品が出て、それがもう周知されているものだと私は思っていたんですけど、そうではなく、調査費が主なものだったんですか。最後にそこだけお伺いします。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 ここに載っております経費につきましては、このハザードマップ作成の委託料でございます。調査費、それから成果品、地図、ハザードマップの作成、そうい

った経費でございます。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 7款、商工費。

4番、秦貞継君。

○秦貞継 7款1項2目、商工振興費の真ん中、テレワーク運営事業の129万8千円の内訳をお示してください。それと、これは国からとか、県からとか、その補助等はあるのかないのかも、以上2点、お示してください。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 7款1項2目、テレワーク運営事業129万8千円の内訳でございますが、これは町に設置しておりますテレワークセンターの維持管理費でございます。テレワークセンターにかかります水道光熱費でありますとか、消耗品類、それとテレワーク支援アドバイザーによります経営相談などの謝礼。また、テレワークセンターの土地の借上料でございます。例年の経常経費と大きな事業費の増減はございません。

なお、財源につきましては、テレワークの使用料、テレワークセンターの使用料と一般財源でございます。

○議長 8款、土木費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 9款、消防費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 10款、教育費。

3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 10款の1項2目の事務局費なのですが、その前年と比べて4,600万ほど増えております。この理由についてお示しいただきたいと思います。

すみません、3点質問させていただきます。

次のページで10款4項1目、ここも前年と比べて440万ほど増えております。この増えている理由についてお示しいただきたいと思います。

さらに10款4項3目、文化財保護費、これが逆に165万ほど減っているんですが、この理由についてお示しいただきたいと思います。

○議長 学校教育課長、玉木周司君。

○学校教育課長 3番、小林議員のご質問にお答えいたします。

事務局費の主な増額の理由ということでございますが、昨年度、令和2年度につきましては、ご承知のとおりGIGAスクール構想、それから新型コロナウイルス対策ということで、小中学校におけるネットワークの通信工事だったり、あとはタブレットの端末の購入費、こういったところが大きな増額となっているところでございます。そのほかにも、様々細かい購入費がございますが、大きいのはこの2点ということでございます。

○議長 生涯学習課長、五十嵐博文君。

○生涯学習課長 3番、小林議員のご質問のうち、まず、ちょっと順序逆転しますが、令和元年度におきましては、県の重要指

定文化財に認定されました、芝草・小屋田、上小島遺跡の整備作業で事業費がかかってございました。昨年におきましては、そういった部分がなかったものですから、減少の主な要因となっております。

それともう1点の、10款4項1目の社会教育総務費の増額の要因につきましては。

失礼いたしました。社会教育総務費440万ほど増えております理由でございますが、主な事業内容にあります、この4項目については、ほぼ同じでございますが、下の部分であります人件費ということでございまして、会計年度任用職員にかかる人件費。あと職員においても、人事異動等によって給料の高い職員、低い、低いといいますが、職員の異動等によっての人件費の部分が主な要因でございます。

○議長　ほかに。

1番、荒海正人君。

○荒海正人　私からはGIGAスクール関係でちょっとお伺いします。10款1項2目の一番上のICT教育支援員の配置事業、会津大学との連携の事業だったかと思っておりますけれども、具体的にICT教育支援ということで、生徒にどのような支援をされたのかと、あと先生のICT関係のフォローもされていたかと思うんですけど、その内容をお示してください。

あと、同じ1項2目の小中学校タブレット端末購入と、あと学習用電子黒板購入費にも関連するんですけども、活用頻度だとか、タブレットを活用した授業の中で、そのタブレットの活用頻度、どのくらいあったのかお示してください。

あと併せて、タブレットを活用して自主学习であったり、家庭学習も行われていたということで、かつその家庭学習時間であったりとか、あと学習能力の推移もデータとして、そのタブレットを通じて分析されるという内容もあったかと思うんですけども、その数値等はどのような形で、形としてまとめられているのかどうかと、あとその活用され方法、教員間で共有されて、それをもとに教育されているのか。あるいは今後のGIGAスクール構想に向けての蓄積として持っているのか、その辺りをお示してください。

あと、タブレットのことでいうと、子どもたちが活用しているということなので、セキュリティの部分、貸与におけるそのセキュリティの部分、どのようなことになっているのかというのと。あと、持ち運びも兼ねてくるので、その故障であったり、破損、何件かあったという話を伺っていますけれども、その場合どういった対応をされていたのか、お示してください。

以上です。

○議長　学校教育課長。

○学校教育課長　1番、荒海議員のご質問にお答えいたします。

まず、ICT教育支援員配置事業についてでございますが、このICT教育支援員につきましては、令和2年度は、小学校に1名配置をしております。この方は、先ほど議員お質しのとおり、会津大学の女性プログラマー育成講座を修了された方でございます、その点で会津大学との連携ということになっております。

このご紹介いただいた支援員を小学校においては、主な活用といたしますが、主に授業でのICT機器活用にかかる技術的な支援。それから、児童生徒のタブレット端末や教職員

のパソコンの不具合への対応。それから、そのタブレット端末にいろんなアプリケーションソフトなどを追加するときの各種設定作業。さらには、教職員、オンラインでの研修ですとか、学校の公開授業、こういったことを行うときのICT関連のサポートということで、子どもたちの授業に関すること、パソコンの環境設定、学校の研究授業、幅広い分野でご活躍をいただいているところでございます。こういうことで小中学生のタブレットの利用の促進に尽力をいただいているところでございます。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 私のほうから、小中学校のタブレットの活用状況についてお答えいたします。

今現在、まさに担任の先生方から、今調査をしているところですが、概ねほぼ毎日使用しているということで、この使用率については、福島全県下で今調べていますが、大変高いというか、本町については利用している状況でございます。

その要因は、個別指導できる学習アプリを小学校、中学校全て入っているという点。あと授業支援ということで、学校の先生方が授業をする際のツールということで導入されている。この大きな2点が、日々の学習に使えるということで、ほぼ毎日使用しています。当然、全て45分、また50分間タブレットということではなくて、その授業内容に応じた時間帯にタブレットを使った学習をしているということで、これは県下でも最先端をいっている授業スタイルだというふうに感じております。

併せて、本町では、前にもお話したとおり、全ての、3年生以上全ての家庭でのインターネット環境、Wi-Fi環境が整っているということで、現在、持ち帰りの学習をしております。先ほど申し上げましたように、これも全県下で持ち帰りをしているところは大変少なく、そういう意味では、宿題と、また自分の個人での自由研究等については、タブレットを使って学習をしているということで、大変効率的に学習もできるということで、大変効果を上げているところでございます。

これが学力向上にどうつながっているのかという部分については、今後分析をしきやいけない点なんですけど、そう簡単に学力というのはなかなか上がらない部分がありますが、いずれにしても、取り組んでいるという実績は、徐々に効果が見えてくるものと思います。

あと、セキュリティという部分なんですけれども、よくいわれている情報モラルという部分なんですけど、本町では、デジタルシチズンシップという考えを持って、子どもたちがこういう使い方をすると、どういう害があるか、また機器をこういうふうに使うことによって効果があるという、前向きに物事を見ていくというような使い方を指導していきたいと思っています。どちらかという、情報モラルという考えですと、これをしちやいけない、あれをしちやいけない、これはだめですという、どちらかという制限をかけるような指導なんですけど、そうではなくて、どういうふうに使ったら効果的なのか、どういうことをしてしまうと危険なのかということ、子どもたちに考えながら説明していくことでの情報セキュリティを考えております。タブレットにはある程度のセキュリティはかけてはいるんですけど、その辺を今後しっかりと指導していきたいなと思っています。

あと破損に関する補償の件なんですけども、確かに数台、主に液晶画面の故障、特に落としてしまったとか、何かを挟んでしまったときに、その衝撃で割れたという部分があり

ますが、授業等以外、放課後とか休み時間、また家に持ち帰っての補償については、やはり自己責任の部分があるかと思えます。

本町ではこの点について、PTAとよく相談をしながら、各学校ごとにPTAが互助会制度を立ち上げました。そういう意味では、今たぶん福島全県下、または全国的にも、この学校独自の互助会制度を立ち上げているのは少ないのかなと思えます。よく保険会社が、こういうような保険があるんですが、非常に高く、年間1万何千円だとか、そういう金額になるんですが、先ほど申しましたように、学校ごとの互助会制度を設けて、その基金を学校で取り組んでいる廃品回収とか、いろんな部分での金額、お金を基金として、そこで互助会制度を設けてやっております。例えば上限を2万円、そして負担については、保護者負担は2割ということで、だいたい画面が割れますと2万円ぐらいの金額がかかってしまうんですが、2割の自己負担で、4,000円は自己負担すると、あとの1万6,000円程度のものについては、その互助会制度のものを使っていくというような、そういう互助会制度も立ち上げながらやっております。

県のほうで、先ほどアンケートを取っているんですが、やはり補償制度がはっきりしていないので、持ち帰りを行っていないという町村が大半なんですね。そういう意味では、こういう互助会制度を保護者同士で立ち上げていくということは、とても有効的かなと思えますので、今後も、もちろん丁寧に、大事に使っていくことは必然なんですが、ふとしたことで落としてしまったり、転んでしまって割れちゃったりという事故はつきものですので、こういうお互いに互助会で支え合っていくという制度を他町村にも広めていきたいななんてふうにも考えております。

それと、学習履歴もしっかりと取れますので、例えば宿題を出した点なんか、先生が、今までですと提出して、それを全部点検するということがあったんですが、学習履歴を見ることによって、子どもの様子がすぐわかりますので、そういう意味では、先生方の働き方改革にもなります。特に夏休みなんか、タブレットによる課題を出すことによって、今まで学習ドリル等を購入したんですが、そういう面での保護者の負担も軽減されて、大変有効的にタブレットを活用しながら進めているということでもありますので、ご理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 1点だけ再質問です。先ほど教育長の答弁の中にもありましたけれども、デジタルシチズンシップということで、モラルを守ってとか、あと情報リテラシーをみたいな話で、今までは制限をかけるという今までの考え方から、それをポジティブに考え方を考えるみたいな形でしたけれども、私たちもやはり子どもたちがタブレットを見ていたり、ゲームで遊んでいるのもそうですけれども、すごく違和感を持つと思うんですけれども、なのでそういった使い方の指導の中で、家庭に持ち帰ってやるというのも含めると、やはり親御さんとの連携だったり、PTAの理解みたいなものも結構重要になるかなと思うんですけれども、ここの意識共有であったり、理解してもらえるような努力などはどのようにされているのか、最後にお示しいただければと思えます。

○議長 教育長。

○教育長　　今、デジタルシチズンシップということで、デジタルを前向きに活用するため
にということで、実は来年度の1月に講師をお迎えして、まず教員研修をして行こうと、
その後、児童と、できれば保護者にも入っていただいて、ワークショップ形式で、保護者
にも、また児童生徒にも、前向きにデジタルを活用していく方法を模索するというような
研修もしながら、これからの時代、デジタルをどう活用していくかというところを、しっ
かりと指導していきたいなど。また保護者にも協力してもらえるように進めていきたいと
考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長　　4番、秦貞継君。

○秦貞継　　1点だけお伺ひいたします。小中学校タブレット端末購入費なんですけれども、
これ先ほど教育長の答弁をお聞きして、学力調査等は、要はこういう購入によって、
どれだけ学力が上ったのかという調査とか、これまでタブレット端末を学校に導入するよ
うになって何年か経っていますけれども、これまでの調査というのは行ってきたのか、そ
の実績は出ているのかどうか、お示してください。

○議長　　教育長。

○教育長　　令和元年の10月からタブレットを導入しまして取り組んでおります。昨年度、
全国学力状況調査、及び福島学力調査が中止になったこととの関係から、今年度、令和3年
度実施されて、この9月の1日、また8月の末に福島学力調査、9月の1日に全国学力
調査の結果が出ましたので、今まさにその結果を分析しているところでございます。大ま
かな形で見ますと、福島学力状況調査は、4年生、5年生、6年生、中1、中2の5学年
なんです、伸びが、前年度やった子どもたちは、小学校6年生と中学校1年生、2年生
だけなので、その伸びの結果は6年生と中学1、2年生なんです、その3学年とも、概
ね伸びているという状況でございます。ですので、結果として伸びが出ているというこ
とについては、このタブレットの効果、また授業での学習効果があったものと思ひます。

併せて、学力調査と併せて、子どもたちの学習状況調査というものがあって、このタブ
レットを使って学習をしていますかという項目があって、西会津の子どもたちは、全県下
からみると、もう雲泥の差でタブレットを活用した学習をしているという結果が出ており
ます。そういう意味では、このタブレットを有効的に使いながら学習の伸びがあったとい
うことで、私たちのほうはその評価をしています。

個々の評価については、個人で先生方が個に応じながら、学習の上位層の子、また中間
層の子、下位層の子については、個別の指導をしながら、さらに伸びを伸ばしていくような
努力をしておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

また併せて、この伸びについては、11月の5日に文科省の大根田先生をお招きしながら、
どのように分析をして、その結果を先生方が授業の中でどう改善していくのかという、教
員研修も進めながら、やっぱり最終的には子どもの学力を伸ばすということの目標に向け
て、個に応じた指導を今後も徹底してまいりたいと思ひしておりますので、ご理解いただ
きたいと思ひます。

○議長　　11款、災害復旧費。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　　12款、公債費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 13 款、予備費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

先ほど、4 番、秦貞継議員への答弁が保留されておるものがございます。これについて答弁可能ということでございますので、答弁をお願いします。

町民税務課長。

○町民税務課長 先ほど秦議員よりご質問のありました、各寄附の事業ごとの寄附割合でございますが、まず子育て応援事業で 27.3 パーセント、地域活性化応援事業で 13.4 パーセント、健康づくり応援事業で 2.5 パーセント、自然環境保全応援事業で 10.3 パーセント、住みよいまちづくりのために、町政全般に対する寄附ということで 45.8 パーセント、最後に新型コロナウイルス対策に関する事業ということで 0.7 パーセント、こういう結果になってございます。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 それが、ただいまの寄附の希望があった寄附割合が、それぞれの事業のパーセントでございます。

○議長 これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 4 号、令和 2 年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第 4 号、令和 2 年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

暫時休議にします。(1 2 時 0 5 分)

○議長 再開します。(1 3 時 0 0 分)

日程第 2、議案第 5 号、令和 2 年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

5 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 工業団地造成事業の特別会計の中で、未分譲として 2 万 6,871 平方メートルが残っているということであります。平成 17 年からずっとやってこられて、まだこの面積が残っているということになったときに、まず、我が町に来たいという企業が何件かあったのかどうか。それから、あったとすれば、町として、この固定資産税とか、そういう優遇的な部分の検討などは考えてみられたとがあったかどうか。それらをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 工業団地造成事業特別会計の工業団地の未分譲についてのご質問にお答えいたします。

未分譲地の対応の状況であります。令和2年度は2件ほど企業から相談がございまして、現在そのうち1件は相談中ということですが、まだ分譲に至るかどうか、判断できるところまでは至っていないというような状況でございます。

なお、固定資産税等の優遇措置につきましては、過疎地域の指定等の関係で、償却資産等については優遇措置がございまして、それらに該当すれば一定の優遇は受けられるというふうに理解しております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 本町のこの冬の状況であったときに、この企業が忌み嫌いをしているのかなどは、話はあったのだろうか。そこをお尋ねします。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

本町のその降雪の状況などについての企業の反応でございますが、具体的に雪が降るからというようなところで、本町への企業の進出をためらうとか、そういった具体的なお話はございません。

なお町といたしましては、企業支援補助金といたしまして、除雪費に対する補助金も本年度から新設をいたしまして、企業活動がスムーズに行えるよう対策を取っているところでございます。

以上でございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そういう話まで出ているんだということであれば、ある程度この町のよさを理解をしていただくんであろうと、こんなふうには思っています。ただ道路については、その企業がおいでになっていただくということになると、やはり来ていただきたいところもありまして、道路関係の整備ということは、どのようにみておられるのかお尋ねします。

○議長 猪俣議員、質疑ですから、その質問は、別な質問であれば。

5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 来ていただける今後の対応についてだけお尋ねします。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 企業誘致に向けての取り組みというご質問でございますが、まずは現在相談を受けている案件につきまして、丁寧に対応してまいりたいというふうに考えてございます。

さらに、昨年度は残念ながら県主催の、首都圏での企業誘致のPR事業なども、コロナの関係で開催できなかったわけですが、そうした取り組みにも、県との連携も今後継続して進めながら、企業PRに努めてまいりたい。また、町内のすでに誘致をしている企業との連携も取りながら、関連企業が誘致できるのか、そういったところも情報交換をしながら、既存企業との連携も図りながらPRに努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第5号、令和2年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第5号、令和2年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

日程第3、議案第6号、令和2年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第6号、令和2年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第6号、令和2年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

日程第4、議案第7号、令和2年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第7号、令和2年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第7号、令和2年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

日程第5、議案第8号、令和2年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

7番、小柴敬君。

○小柴敬 何点か質問させていただきます。

歳入歳出とも減額となっておりますけれども、特に健康保険税、それから交付金、これは歳入の部分ですね。歳出の部分ですけれども、これも一般被保険者の療養給付費、あと医療給付費、この辺が減っております。一番お聞きしたいのは、介護納付金分、これも40歳から64歳部分の納付金ですが、これに関しても減っているということでもありますので、これらの要因についてお伺いいたします。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 それではお答えをいたします。

まず決算額の総額として、前年度と比較して大きく減額となっている理由ということでございますが、まず事業勘定につきましては、基本となるのが、医療費が基本となって、それに伴って必要な国保税を徴収する、国、県からも交付金があるということで、まず医療費が決算の基本となるところでございます。

令和2年度の医療費であります、保険給付費の部分で申し上げますと、令和元年度と比較いたしまして、7,265万3千円ほどの減になっております。これにつきましては、令和2年度につきましてはコロナ禍ということで、受診者数が大きく受診控えなどで減っているのかなということと、あと例年、冬期間、感染が拡大しております季節性のインフルエンザ、これが流行しなかったということで、まず医療給付費のほうが大きく減額となっているということでございます。

また歳出のほうの介護納付金につきましては、これは国のほうから示される納付金でありまして、2号被保険者の介護納付金につきましては、国保税と一緒に納めていただくことになっておりますが、国から示されました介護納付金の金額が、前年度より少なかったということで減額になっているということでございます。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 それでは国保税の関係についてお答えをいたします。

今ほど健康増進課長のほうからご説明ありましたように、必要額から歳入の、税を除く歳入を見込んで、必要な国保税ということで、本算定時に積算し、徴収率を掛けまして、これだけ必要だということで皆さんに国保税としてお願いしている部分がございます。ですから歳出が減れば、当然税も減るというようなことで、元年度と比較しまして1,200万ほどの減ということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第8号、令和2年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に

ついてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第8号、令和2年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

日程第6、議案第9号、令和2年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 歳出のほうで、それぞれ予防サービス給付費が、前年度と比較して増えています。これは注目する点だと思いますけれども、要介護認定者の推移とあわせて、この要因をどのように分析して、今後の取り組みにどのように生かしていくのかということをお聞きいたします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それではご質問にお答えいたします。

介護予防にかかります費用が増加しているといったところで、町の介護認定を受けてサービスを利用する方の全体的な軽度化が、今現在みられているところでございます。これは町の健康づくり事業ですとか、介護予防事業が積極的に行われて、町内の皆さん、そういった認定を受けてらっしゃる皆さんも、認定の度合いが軽度のほうに移っていったという状況でございます。

町といたしましても、実際その地域の中で生活を受けながら、介護納付サービスを利用して、できる限り住み慣れた地域で生活できる環境づくりを進めてまいるという考えを持ってございますので、これからもそういった介護予防でしたり、健康づくり事業に大勢の方、参加いただいて、生活の中で必要なサービスを利用しながら豊かな生活を送っていただくような取り組みを進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第9号、令和2年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第9号、令和2年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

日程第7、議案第10号、令和2年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これにて質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第10号、令和2年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決及び認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第10号、令和2年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、原案のとおり可決及び認定することに決定しました。

日程第8、議案第11号、令和2年度西会津町下水道事業会計決算の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これにて質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第11号、令和2年度西会津町下水道事業会計決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第11号、令和2年度西会津町下水道事業会計決算の認定については、認定することに決定しました。

暫時休議にします。(13時20分)

○議長 再開します。(13時24分)

日程第9、議案第12号、令和3年度西会津町一般会計補正予算(第3次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第12号、令和3年度西会津町一般会計補正予算(第3次)の調整について、ご説明を申し上げます。

今次補正の主な内容であります。歳入におきましては、令和2年度決算の確定による

繰越金の追加や普通交付税の額の決定に伴う追加などを計上いたしました。

また、歳出におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した各種事業の経費を計上したほか、新規事業として新郷・西岐川の浚渫工事などを予算計上したところであります。

それでは予算書をご覧ください。

令和3年度西会津町の一般会計補正予算(第3次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,912万2千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、64億809万5千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の補正は、「第2表地方債補正」による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明いたします。8ページをご覧ください。

まず歳入であります。10款、地方交付税、1項1目、地方交付税は、8,613万6千円の増であります。これは、普通交付税の確定によるものであり、単位費用等が当初予算で見込んでいた積算より伸びたことや、新たに地域デジタル推進費が算定項目に加わったことなどによるものであります。

14款、国庫支出金、2項1目、総務費国庫補助金1,994万3千円の増は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加計上であります。2項4目、土木費国庫補助金100万円の増は、取り壊しに係る空き家対策事業補助金の追加計上であります。

9ページをご覧ください。

15款、県支出金、2項4目、農林水産業費県補助金2,109万9千円の増は、広葉樹林再生事業補助金の追加計上などであります。

17款、寄附金、1項3目、地方創生応援寄附金1,099万9千円の増は、寄附が寄せられたことによる企業版ふるさと納税の増額計上であります。

19款、繰越金、1項1目、繰越金1億8,197万円の増は、令和2年度決算の確定により追加計上するものであります。

21款、町債、1項2目、過疎対策事業債1,170万円の減は、排ガス規制の強化により消防普通積載車の更新を1年繰り延べることとした消防施設整備事業1,240万円の減などあります。1項6目、臨時財政対策債2,450万円の増は、確定によるものであります。

10ページをご覧ください。

1項8目、緊急浚渫対策事業債1,500万円の増は、新郷・西岐川の浚渫工事の財源として新規計上するものであります。

次に、11ページをご覧ください。歳出であります。

2款、総務費、1項5目、財産管理費2億6,749万4千円の増は、今次補正の剰余金の財政調整基金への積立金2億6,699万4千円などあります。

なお、財政調整基金の補正後の積立残高は5億9,877万7千円であります。1項6目、企画費575万円の増は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、1人あたり5万円を交付する高校生等支援交付金の新規計上であります。1項10目、ふるさ

と振興費 245 万 2 千円の増は、未採用に伴う地域おこし協力隊員の旅費 293 万 4 千円の減やロータスイン露天風呂の改修等に係る修繕料 140 万 3 千円の増、12 ページにいきまして、まちなか再生拠点施設整備事業の組み替えによる設計監理等委託料 220 万円の減及び改修工事費 220 万円の増、新型コロナウイルス感染症対策を強化するための町文化と産業祭負担金 300 万円の増、申請見込みによる定住起業支援補助金 300 万円の増などによるものであります。1 項 11 目、総合情報政策費 179 万 9 千円の増は、集会施設用無線 LAN 環境整備委託料 150 万円の新規計上などであります。1 項 12 目、総合交通対策費 225 万円の増は、新型コロナ対策交通事業者支援金の計上であります。

13 ページをご覧ください。

3 款、民生費、1 項 1 目、社会福祉総務費 1,436 万 3 千円の増は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う施設改修及び運営支援に係る国民健康保険特別会計・診療施設勘定繰出金 1,413 万円などであります。1 項 3 目、老人福祉費 918 万円の増は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う老人憩いの家及び小規模多機能型居宅介護施設等の修繕料 506 万 8 千円、14 ページに行きまして高齢者生活応援商品券 537 万 6 千円などあります。1 項 4 目、障がい者福祉費 191 万 7 千円の増は、前年度の額が確定したことによる国・県負担金の返還金の計上であります。2 項 2 目、児童措置費 294 万 5 千円の増は、認定こども園の新型コロナウイルス感染症対策に伴う、空気清浄機の購入費 240 万円の新規計上などあります。

15 ページをご覧ください。

6 款、農林水産業費、1 項 3 目、農業振興費 75 万円の増は、青年就農者の経営安定等を支援する農業次世代人材投資事業補助金 75 万円の追加計上などあります。1 項 5 目、農地費 129 万 8 千円の増は、農業用施設台帳整備委託料の新規計上であります。2 項 1 目、林業総務費 2,086 万 6 千円の増は、町有害鳥獣対策協議会への交付金が減額になったことに伴うパトロール業務等に係る委託料 54 万 2 千円の増、補助金の追加配分による広葉樹林再生事業委託料 2,034 万 9 千円の増などあります。

次に 16 ページをご覧ください。

2 項 2 目、林業振興費 99 万 6 千円の増は、林道岩井沢檜ノ木平線開設及び林道小綱木呼賀線の橋りょう補修に係る工事費 176 万円の増などあります。

7 款、商工費、1 項 2 目、商工振興費 580 万 6 千円の減は、申請見込みによる空き家等利活用事業補助金 100 万円の増、コロナウイルス感染症により売上の減少した町内事業者に係る一時支援金の確定による 700 万円の減などあります。

17 ページをご覧ください。

8 款、土木費、1 項 2 目、道路維持費 975 万 3 千円の増は、町道の修繕料 454 万 9 千円の増、道路パトロール車の更新に係る自動車購入費 440 万円の新規計上などあります。1 項 3 目、道路新設改良費及び 1 項 4 目、橋りょう維持費につきましては、補正額はありませんが、委託料や工事請負費などの組み替えを行うものであります。

18 ページをご覧ください。

2 項 1 目、河川総務費 1,546 万 7 千円の増は、新郷・西岐川の浚渫工事 1,500 万円の新規計上などあります。3 項 3 目、公園費 178 万 3 千円の増は、駐車場整備などのさゆり

公園施設改修工事 219 万 6 千円の増などであります。4 項 1 目、住宅管理費 196 万 9 千円の増は、町営住宅の修繕料 193 万 8 千円の増などであります。

19 ページをご覧ください。

9 款、消防費、1 項 3 目、消防施設費 1,065 万 2 千円の減は、排ガス規制の強化により更新を 1 年繰り延べることとした消防普通積載車購入費 1,248 万 9 千円の減、芝草地内の消火栓新設に係る維持管理負担金 132 万円の新規計上などであります。1 項 4 目、防災費 200 万円の増は、申請見込みによる空き家等適正管理解体補助金の追加計上であります。

10 款、教育費、1 項 2 目、事務局費 149 万 5 千円の増は、教材費のタブレット端末用キーボード購入費 42 万円の増、コロナウイルス感染症対策として小中学校修学旅行のバスをそれぞれ 1 台増車するための自動車借上料 73 万円の新規計上、小中学校各種大会出場補助金 27 万円の増、20 ページに行きまして西会津高校活性化対策通学費補助金 15 万 2 千円の増などであります。1 項 3 目、学校給食費 139 万 9 千円の減は、事業費の確定による備品購入費 115 万 7 千円の減などであります。4 項 1 目、社会教育総務費 61 万 4 千円の増は、コロナウイルス感染症の影響により、成人式が中止になった場合の記念品及びその郵便料などの計上によるものであります。

5 ページにお戻り願います。第 2 表地方債補正であります。

まず、追加であります。新郷西岐川の浚渫工事の財源として充てるため、緊急浚渫推進事業費を新たに追加するものであります。限度額は 1,500 万円で、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

次に変更であります。臨時財政対策事業費は、額の決定に伴い、限度額を 2,450 万円増額し、1 億 2,570 万円に変更するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、変更ありません。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

4 番、秦貞継君。

○秦貞継　何点かお伺いいたします。

12 ページ、負担金補助及び交付金、真ん中辺ですね。補助金で定住起業支援事業補助金とありますが、これは町の単独の持ち出しなのか、県や国からの補助金があるのかどうか、お示してください。それと、これ 3 人分ですよ。この支援事業補助金をもらう要件等、もしありましたらお示してください。

それと、その 2 段下、総合情報政策費の集会所施設用無線 LAN 環境整備費委託料ですけども、これはハードのほうですか。これもし無線 LAN を設置するのであれば、使うとすれば集会所ですから、高齢者等が多いと思いますので、パスワードの見方だとか、つなぎ方みたいな、そういったフォローアップというのは、この委託料の中に入っているのかどうか、それもお示してください。

続きまして、16 ページ、7 款 1 項、商工振興費の同じく補助金、空き家等利活用事業補助金、これも町の単独予算のなか。それと、先ほどと同じく要件等がもしありましたらばお示してください。

以上です。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

まず総合情報政策費の中で、集会施設用の無線LAN環境整備委託料ということでございますが、こちらのほうについては、器械設置のほうについて、西会津ケーブルネットにお願いしまして、いわゆるパスワード等の設置、説明も行うということで考えて設置している、今、要求しているということでございます。

以上でございます。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 まず、2款1項10目の定住起業支援事業補助金についてでございますが、これについての財源についてでございます。これは地域おこし協力隊が起業する際の補助金でございます。全額特別地方交付税で措置されているというものでございます。なお、この要件につきましては、地域おこし協力隊が起業をするために必要な事業に補助をするというのが要件でございます。

もう一つの7款1項2目、商工振興費の空き家等利活用事業補助金についてでございますが、これにつきましては、一般財源でございます。なお、この要件につきましては、空き家、空き店舗を活用して事業活動を行う方へ補助金を支給するものでございまして、要件といたしましては、空き家、空き店舗を活用して事業をする。さらには町の総合支援事業における創業塾を受講していただいて、その受講された方に対して、この補助金を活用できるというような中身になってございます。

以上でございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 そうしますと、先ほどの12ページのほうの総務費、定住起業支援事業補助金ですけれども、地域おこし協力隊が起業するといえ、もうそれで無条件でいただける補助金なんですか。そこを確認します。

あと、ケーブルテレビのほうで設置というのは分かったんですけども、先ほど申し上げましたとおり、その後のフォローアップ、要は、例えば誰が見ても分かりやすい、使いやすい使い方とか、そういったものというのは、この委託料の中に入っていないんでしょうか。例えば、小さな字じゃなくて、大きな字で分かりやすくパスワード、要はつながり方等、そういった、ただ置いていだけじゃなくて、使う方々も分かりやすい工夫等もこの中に、予算の中に入っているのかどうか、お示してください。

それと、空き家等利活用もそうですけれども、じゃあこれ空き家を事業として使うのであれば、これ無条件で誰でもこの補助金はいただけるんですか。

その3点をお伺いいたします。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

まずWi-Fiを設置した中で、そのパスワード等の設定でございますが、この事業とは別に、今町で自治区を対象といたしましたデジタル教室というものを開催しております。その中でWi-Fiの、いわゆるつながり方とか、その辺も踏まえて自治区の高齢者の方々、

また自治区の役員の方々に説明しながら、いわゆる説明して、集会所で利活用していただければという部分を考えております。

また、その自治区の利活用の中では、サロン活動にも使っていただいても結構ですし、様々な面で使っていただくということからW i - F iを設置していると、いきたいという考えでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 再質問にお答えをいたします。

まず、12 ページの定住起業支援事業補助金につきましては、無条件で協力隊であれば該当になるのかというご質問でございますが、1 回目の質問と重複しますが、協力隊の卒業予定の者が起業する場合に該当すると。その条件につきましては、町で専門家による審査会を設けておまして、事業計画、出されたものを審査会に付して、それで審査員が妥当と認めたものについては、補助金を交付するという流れになってございます。

また、16 ページの空き家等利活用事業補助金につきましても、無条件かというご質問でございましたが、先ほどの答弁と重複いたしますけれども、まずは創業塾を受講していただくこと。それと事業計画を提出していただいて、これも審査会に付して、審査員が妥当と認めるものについて、補助金を交付するという流れになってございます。

以上でございます。

○議長 4 番、秦貞継君。

○秦貞継 最初に集会所の無線LANに関しては、おっしゃったとおり、やっぱりそういう講習会等で丁寧に、あと、やっぱり我々と違って、言っただけでは忘れちゃいますので、そういったものも含めた対応が必要だと思っておりますが、それはいいです。

町の審査会ということ、先ほどの定住起業支援事業補助金ですけれども、町の審査会ということでしたけれども、その審査会のメンバーというのは、どのような構成で構成されているのか。あとそういった審査の中で、こういった項目に重点を置いて審査しているのかどうか、もしお分かりでしたらお示してください。

それと、こういった条件というのは、町のホームページや、我々がいつでも見られる状態なのか、一般の方々でも見られるのかどうかもお示してください。

空き家等利活用事業補助金に関して、計画を出してということなんですけれども、計画がうまくいっているかどうかというチェック等はされるんでしょうか。出していただいた計画がよければ、それで通してしまっただけで、そのままなのか、その後、その計画のチェックは出すほうとして、ちゃんとしっかり追跡調査等、行うのかどうか、指導も行うのかどうか、お示してください。

以上です。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

まず、1 点目の定住起業支援事業補助金についてであります。審査会のメンバーにつきましては、町の担当、それと創業支援アドバイザー、県のアドバイザー、それと町内の金融機関から、それぞれ1 名ずつ審査員を委嘱いたしまして、審査会を構成してございます。

また、審査の項目につきましては、細かい評価項目がいろいろあるわけでございますけれども、大まかに申し上げますと、その事業の実行性があるか、資金などの手当は十分か、そういうことをいくつかの項目を総合的に評価いたしまして、事業の実施が可能であるかどうかということを、それぞれ専門家の立場から評価をいただいて、総合的に実行性のある事業に補助金を交付するものでございます。もちろん補助金申請等、相談の際には、実行性のある事業になるように担当課のほうで、逐次、相談、指導をしているところでございます。

また、空き家、空き店舗の利活用の事業についてでございますが、これにつきましても、事業完了後、その補助対象となった物件がしっかりと事業活動ができているかどうかという部分は、もちろん町内の物件でございますので、しっかりと担当課のほうで、その動向は注視をしているところでございます。

失礼をいたしました。この補助金の要項につきましては、ホームページで公開しております。

以上でございます。

○議長　ほかに。

12番、武藤道廣君。

○武藤道廣　私も何点か質問します。

まず1件目として、18ページの8款2項1目、修設工事、新郷の西岐川の修設工事に関してなんですが、これ本当に毎年豪雨、あるいは大雨の際、必ず氾濫するような川でありまして、地元でも大変苦にしていたわけですが、これもようやく、これが改良というか、対策されるということは、大変喜ばしいことでもありますけれども、この工事、期間とか、その工事関係の工程といいますか、そういうものをお示ししてください。

それとあとは、先ほど、今、同僚議員からも話がありましたけれども、定住起業支援と空き家の件でありますけれども、これ計画を立てて認定して、支払いというのは、どの時点でされるのか。また、その支払われた後のチェック体制といいますか、何年間とかという、その期間があつて、それをチェックしながらフォローしたり、あるいは伴走したりとか、あるいは共有、いろいろ指導したりという期間あると思うんですが、その期間というものは設定されているのか。そして、この計画、支払ったけれども、計画どおりっていない場合の返還命令、返還とか、そういったことはどのようになっているのでしょうか。

○議長　建設水道課長。

○建設水道課長　河川の修設のご質問にお答えいたします。

西岐川の件でございますけれども、どのような工程ということでございますが、今後予算が成立いたしましたら、速やかに調査なり、発注の手続きを取りたいと思います。そこで明らかになるのは、業者さん側のきちっと決まった中で詰める計画ではございますけれども、概ね想定しておりますところを申し上げますと、当然、稲刈りが終わった、概ねですけれども、11月ごろ、期間は概ね半月程度でできるかなというふうには見込んでおりますが、なお、落札業者が決まりましたら、その辺は詳細に詰めて、遺漏のないように取り組んでまいります。

○議長　商工観光課長。

○商工観光課長 定住起業支援補助金と空き家、空き店舗の利活用の補助金についてのご質問にお答えをいたします。

まず、その支払いの方法でございますが、原則として事業完了後に支払いをすることになってございますが、補助要項上は概算払いもできるというような要項になってございます。

それと伴走支援、それとチェック体制、そしてその期間ということでございますが、具体的に事業完了後、何年間、その伴走支援するとか、何年間チェックするとかというような期間の定めはございません。しかしながら、いずれも創業支援のアドバイザーに事業計画の申請のときから、審査を含めて携わっていただいておりますので、この補助事業を終えて、実際に事業がスタートした後も、町の担当課、それと創業支援のアドバイザー等による伴走支援を行っているところでございます。

ただ、定期的にそういう場を設けてというようなことは行っておりませんで、それぞれのケースに応じて相談等があれば、常に連絡を取りながら支援を行っているというところでございます。

また、補助金の返還についてでございますが、補助金の要項上は、補助事業の完了までに、例えば不正な手段等によって補助の申請があれば、返還の手続きを取ることにはございますが、実際、補助事業が完了した後、何らかの事情で事業がうまくいかなかったとか、そういったことがあっても、補助金を返還していただくという定めにはなってございません。

以上でございます。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 だいたい今の空き家と、その起業に関しては分かったわけなんですけど、往々にして成功した場合は、それはいいわけなんですけど、どうしても起業した、補助金もらった、その後の、どうもうまくいかなかったというのは、期間も何も定めてないけれども、その辺のフォローがなければ、起業はして始めたけども、すぐパタンといっちゃったということがあり得るわけなんですけど、その辺の対策というか、指導はどのように考えておりますか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

まず、定住起業支援事業補助金についてでございますが、これにつきましては、これまで交付した対象者につきましては、現在も事業を継続中でございます。その事業活動など、町のほうでは町内の事業でございますので、客観的に注視しながら、何かその事業運営に支障があるような兆しがありましたら、向こうから、事業者からのご相談を待つばかりでなく、町のほうからも積極的に情報交換をしながら、うまくいくように、日常的にフォローをしているところでございます。

もう一つの空き家、空き店舗の補助でございます。これにつきましては、現に、過去に、この事業の補助を受けまして、事業活動がうまくいかなかったというケースがございました。これにつきましては、やはり町として、その事業活動の経過、どれだけ注視をできていたのかというところは、十分に反省をいたしてしおりまして、できるだけ補助を受けた

事業者が、事業活動が中段するというようなことがないように、また事前に審査会等設けて、もうスタートの段階で十分な可能性があるということを見極めながら、補助の決定をしていると。またその後も、これまで以上に事業活動を注視しながら、先ほども申し上げましたとおり、先方からの相談を待つばかりではなくて、こちらからも、その様子を伺いながら積極的に支援をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 最後になりますけれども、この財源はどのようになっておりましたか。この二つ、空き家と起業のほうで。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 財源についてお答えいたします。

先ほど4番議員にもご答弁いたしました。定住起業支援事業補助金、協力隊の分ですね、これにつきましては、全額、特別地方交付税で措置をされます。空き家、空き店舗の補助金につきましては、町の一般財源でございます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 私も何点かお尋ねしたいんですが、私は、空き家の解体にかかる補助なんです。歳入歳出ともに出ておりますけれども、これ今まで空き家解体というのはなかなか難しい手続きがあって、危険家屋というか、特定空き家に指定されないとなかなか補助を使って解体できなかったということですが、今回、2件分の空き家の解体補助が出ておりますので、当然、特定空き家に至る、指導、勧告等のステップを踏んで出ていると思いますが、県の補助金を使えるようになったということで、これどんどん進めていただきたいと思いますが、現在進行形でこういう危険な空き家、特定空き家に至りそうなところで、解体をしたいというような相談とか何かが、このほかにもいくつかるのか、その辺も分かれば、ひとつお示してください。

それとあと、寄附金の中で、起業版のふるさと納税が今回1,100万円、大変ありがたいことにあがってきております。普通の個人のふるさと応援寄附金と違って、返礼品等々はないんですが、こういう起業版のふるさと納税を、応援寄附金をいただいた方には、町としてどのような対応をなさっているのか、改めてこれもお尋ねしたいと思います。

あと、15ページの中で、母子保健費の中で、このとりサポート事業の、これも補正出ておりますけれども、補正が出るということは、私はうれしいことだと、不妊治療に取り組まれる方がこれだけ増えてきたのかなということを思っておりますけれども、この金額でどれほどの方が、いわゆる不妊治療に取り組まれるようになるのか、今までの成果等も分かればお示してください。

それとあと、次のページ、17ページの道路維持費の中で、自動車購入費というのが、これも補正であがっておりますけれども、これ補正で出てくるということは、必要だからでしょうけれども、これは、また壊れてしまって何ともしようがないというところで、今回補正にあがってこられたのか、当初でなくて補正になった理屈があると思いますので、それをお示してください。

それと、消防自動車の購入費、これは排ガス規制の関係で、今回落として1年間繰り延べするというようなご説明ありましたが、今は世界的な半導体不足の中で、普通の自

動車も長い、納期がかかるというか、普通の乗用車でも1年、2年かかるような車があるというような中で、今回落として、さて来年これ発注して、また先延ばしになるようなことはないのかなという思いがありますが、その点の見解をお示してください。今頼んでおいて、発注しておかないと、来年入らないんじゃないかなと、私、心配するものですから、その点の見解をお示してください。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 9番、多賀議員の起業版ふるさと納税の対応についてということで、この寄附を得た後の町の対応という形でよろしかったでしょうか。そのご質問にお答えいたします。

まず企業版ふるさと納税の対応でございますが、こちらのほうは西会津町に本社を置かない町外の企業が寄附をすることができる制度でございますが、こちらのほうの最大のメリットは、寄附額の最大9割が法人税等の控除になるということでございますが、それによりまして企業としては法人税の控除が得られるということになっております。

従いまして、町といたしまして、特段、返礼品等の部分については、特に行っておりませんで、そういう国の制度の中において最大の控除が受けられるという形で取り組みをしておりますので、町では特段、御礼の手紙等はやっていますが、失礼いたしました。もう一点ございまして、町が毎年行っておる自治功労者表彰式におきまして、善行表彰という形で対応させていただくというような形を取っております。大変失礼いたしました。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 それでは町民税務課から、まず空き家と消防自動車の購入費の件につきましてお答えをいたします。

まず、空き家の解体補助ということで、今回2件の補正で200万円を計上させていただいたところであります。そのほかにもそういう希望する方はとのことでございますが、現在のところ、今年度当初に固定資産税の切符をお送りする際に、解体と活用について、両面刷りのチラシを入れたところでございます。解体について、そのチラシを見て問い合わせあったのが15件ほどございます。その15件の物件の現地調査をしまして、その中で特に危険なものを今年度に2件、所有者のご理解を得ながら、今回計上させていただいたところでございます。

残りの13件につきましても、今後優先順位を付けながら、解体補助に該当する物件について、優先順位といたしますか、早めに解体したほうが良いというような物件について、今後所有者と協議をして、来年度に向けて対応してまいりたいと、このように考えてございます。

それと、消防自動車の購入費の減でございますが、先ほど総務課長の説明で、排ガス規制の関係で、今回減額ということでお話をさせていただきました。詳しくは、まず排ガス規制で規制が厳しくなって、車両に、今回の艤装を考えていました普通自動車の積載車でございますが、本町は雪が降りますので、4輪駆動ということで考えてございました。その車両は、メーカーの取り扱いがガソリン車ではなくて、ディーゼル車ということで、排ガス規制で今度規制がかかってくるわけでございます。

そこで、今回その車両を艤装、改造したときに、今度は車両が3.5トン未満になってし

まうと、そうしますと、排ガス規制の下限ラインの3.5以下ですと、そのテストを受けることができない、証明がもらえない。その排ガス規制をクリアできないということで、まず重りを付けなくてはならないと、それで35万ほど。それと、その車両がモデルチェンジしまして、車体価格で50万ほどアップすると、消費税含めまして93万5,000円がアップするものですから、補正をしなくてはならないと。9月で補正をした後に入札をかけても、備品として700万円を超えますので、今度は議会の議決が必要ということで、本発注が12月を過ぎてしまうと。そうしますと、当然年度内での納品が、納車が難しいということで、消防団のご理解をいただきながら、新年度で新たに、十分予算的に間に合う額をお願いしまして、令和4年度で更新を図っていききたいということで、今回減額させていただいたところでございます。

それで、議員のおっしゃっていましたが、今のうちに発注して、納品まで時間がかかるからやったほうがいいんじゃないかということでございますが、まずは補正が必要だったということがございまして、今回、今年度中の購入は見送らせていただいたと。その今コロナの関係で、なかなか車両の製造が時間がかかるんじゃないかというようなお話でございしますが、確かにラジオ等の半導体については、部品が入ってこないという情報はありますけれども、車両自体が納品が遅れているというような情報は、今のところ入っておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 こうのとりサポート事業についてのご質問にお答えいたしたいと思えます。

今次の補正で40万円の補助金の増額をさせていただきますが、当初予算で90万円の計上がございましたので、総額で130万円と今次の補正で増額するものでございます。このとりサポート事業につきましては、不妊、不育治療にかかる補助金でございまして、県の補助事業などもございますので、それと合わせて町のほうで、そういった治療をされている方の医療費について、経済的な負担を軽減する意味で補助をしているところでございます。

今年度の実績といたしましては、すでに6回の申請があげられておりまして、これから相談をいただいている方、7回程程度の治療を見込みまして、それで今次の補正40万円の補正としたところでございます。

なお、この制度、26年度から町のほうで補助を実施しておりまして、令和2年度末までで実人員で28人、延べ62回の治療に対して補助を行っております。結果として妊娠、出産に至ったケースが11人いらっしゃるということで、町のほうでは把握しております。

○議長 総務課長。

○総務課長 8款、土木費、1項2目、道路維持費の自動車購入費についてご説明をいたします。

今回、新たに440万の計上でございますが、これにつきましては、建設水道課の道路パトロール車であります。道路パトロール車につきましては、実施計画、令和4年度に計画をさせていただきます。今回、補正で計上させていただいた理由でございますけれども、実は県支出金で、電源立地地域対策交付金、毎年3,000万ほど町で受けているわけでございますけれども、例年、保健師、栄養士の人件費に充当してございました。令和3年度、今年度

につきましては、令和2年度で退職、定年退職1名、早期退職1名。現在産休で2名の保健師が休んでいるということで、交付金割れをこのままではしてしまうということで、交付金割れますと、何らかの事業をあてないと、予算では3,020万ほどあげていますが、それが減額になってしまうということで、道路パトロール車につきましては、この交付金の対象事業になるということで、1年前倒しして計上させていただいたということでございます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 企業版ふるさと納税に関しましては、以前も言ったことがありますけども、ありがただけでいいのかなというような思いがありましたけれども、自治功労者表彰、善行表彰等で対応しているということなので、ぜひそんなところで謝意を示していただきたいなという思いでおります。

あと、このいわゆる空き家解体の補助ですね、私は以前から言っていますけれども、少しずつ今回計画をつくって、県のお金が使えようになったので、こういうふうには今回は2件の補正が出てきましたけれども、私はこれから13件、残りというか、その調査した中で、その中でいろいろ調査しながら優先順位を付けてやっていくということなので、あまりその基準はあるにしても、この空き家解体というのはこれから、今やっておかないとちょっと大変な状況になるというケースが結構ありますから、これは計画的に、ご答弁のようにやっていただきたい。

あと、消防自動車のこれは分かりました。まるっきり車が対応できないと、それには補正が必要で、随分値段が高くなるということでありましたので、これはこれでしょうがない、私自身も、実際2年も先になる自動車、頼まれたときに、これどうしたらいいんだなんてことを考えたこと最近あるものですから、早くやっておかなければ、これ来年度も厳しいのかなという思いがありましたけども、今は本当に半導体不足というのはラジオばっかりではなくて、車にいたるところに使っていますから、その影響というのは結構なところにきているのかなと私は感じておりましたので、これは90何万も値段が上がるということですから、今の当初予算では対応できないというのは理解しました。

あとは、道路パトロール車、これ総務課長、ごめんなさい、私も説明聞いておりました。交付金割れがあつてはしょうがないというようなことで、これは有効に使っていただきたいと思います。質問になりませんでしたけど、以上です。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、私は1点お伺いします。土木費、歳出の土木費、8款の公園費の中のさゆり公園体育館空調設備整備工事、これの減額の86万3千円の内容を示していただきたいと思ひます。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

さゆり公園体育館の空調設備の整備工事についてであります。工事費の減額の理由といたしまして、まず、その前に設計監理費のほうで86万3千円増額をしております。設計監理費のほうで不足をいたしましたので、工事請負費のほうを減額をいたしまして、事業費の調整をさせていただいたというようなところでございます。

なお、工事請負費につきましては、当初予算の算定の際に、少し余裕幅をみて予算措置をしておりましたので、これを設計監理費の不足分に組み換えをしても、事業の執行には影響はございません。

以上でございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 設計監理費のあれだということで、それで、これこれから設計をして、入札をして、整備工事に始まると思いますが、この工事は何月ころ始まる予定なのか、また期間的にはどうなのか、その辺についてお尋ねをいたします。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

この補正予算、成立いたしましたらば、指名運営委員会と、そこで発注方法等を十分精査して発注することになります。それで、概ね工期につきましては4カ月程度を見込んでおります。発注時期ですけれども、今ほど申し上げましたように、指名運営委員会のほうで方針等も含めて定めて決定して進むわけでございますけれども、概ね10月を目途に、それから完成予定は年度内というような、現時点の想定でございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第12号、令和3年度西会津町一般会計補正予算(第3次)を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第12号、令和3年度西会津町一般会計補正予算(第3次)は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第13号、令和3年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 議案第13号、令和3年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)についてご説明申し上げます。

はじめに、本補正予算案の概要であります。事業勘定につきましては、6月議会定例会においてご議決いただきました、本年度の国保税率改正に基づき本算定を行い、その所要額を計上し、調製したものであります。

診療施設勘定につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る所要額の調製であります。

それでは予算書をご覧ください。

令和3年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算(第3次)は、次に定めるところに

よる。

歳入歳出予算の補正。第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,125万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7億5,959万8千円とする。診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,847万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億1,899万8千円とする。

第2項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。な補正内容につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきます。

7ページをご覧ください。事業勘定の歳入です。

1款、国民健康保険税、1項1目、一般被保険者国民健康保険税51万2千円の増は、6月議会定例会でご議決いただきました、本年度の国保税率の改正による本算定を行い、医療給付費分、後期高齢者支援分、介護納付金分のそれぞれの所要額の計上であります。

なお、収納率は医療分と後期高齢者支援分で96パーセント、介護納付金分を95パーセントと見込んでいます。

4款、県支出金、1項1目、保険給付費等交付金87万5千円の減は、県から示されました普通交付金の減額であります。

6款、繰入金、1項1目、一般会計繰入金23万3千円の増は、本算定により国保税軽減額が確定したことによる保険基盤安定繰入金の増額であります。

8ページをご覧ください。

6款、繰入金、2項1目、国民健康保険運営基金繰入金500万円の増は、減税財源として基金から繰入れするものであります。なお、今次補正予算繰入れ後における基金残高は3,808万3千円であります。

7款、繰越金、1項1目、繰越金1,638万8千円の増は、前年度繰越額確定による増額であります。

9ページをご覧ください。歳出であります。

2款、保険給付費、1項1目、一般被保険者療養給付費153万9千円の減から、10ページ、3款、国民健康保険事業費納付金。3項1目、介護納付金分239万3千円の増までは、それぞれ県から示されました、保険給付費と納付金額を計上したものであります。

5款、基金積立金、1項1目、国保基金積立金1,638万9千円の増は、前年度決算剰余金を全額基金に積み立てるものであります。

続きまして、診療施設勘定についてご説明をいたします。

12ページをご覧ください。歳入であります。

1款、診療収入、1項1目、国民健康保険診療報酬収入168万8千円の減から5目、その他の診療収入34万4千円の減までは、新型コロナワクチン接種に係る診療所休診や、新型コロナの影響などにより、外来収入の減少見込みによる減額であります。

4款、繰入金、1項1目、一般会計繰入金1,413万円の増は、外来収入の減少見込みに伴う繰入金1,000万円の増、及び新型コロナウイルス感染対策として実施する診療所改修事業等413万円の繰り入れであります。

5款、繰越金、1項1目、繰越金1,434万9千円の増は、前年度繰越金の確定によるも

のであります。

13 ページをご覧ください。歳出です。

1 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費 413 万円の増は、新型コロナウイルス感染症対策として、診療所内 2 カ所の引き戸を自動ドアに改修するための修繕費 242 万円の計上と、診療所の待合室などに新型コロナウイルス感染症対策の注意喚起や、感染状況などを周知するの、情報伝達装置に係るモニターやソフトウェアなどの備品購入費 171 万円の計上であります。

4 款、予備費、1 項 1 目、予備費 1,434 万 9 千円の計上は、前年度決算額確定による予備費の増額であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願いいたします。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 13 号、令和 3 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

従って、議案第 13 号、令和 3 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 14 号、令和 3 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 1 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長　議案第 14 号、令和 3 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 1 次）についてご説明いたします。

今次の補正は、令和 2 年度決算により、繰越金が確定したことや、前年度の介護給付費などの確定による国、県などへ返還する償還金などを計上し、補正予算として調製したものであります。

それでは予算書をご覧ください。

令和 3 年度西会津町の介護保険特別会計補正予算（第 1 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,949 万 1 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 12 億 3,459 万 6 千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきますので4ページをご覧ください。歳入であります。

8款、繰越金、1項1目、繰越金は2,949万1千円の増額です。これは、令和2年度からの繰越金であります。

次に、歳出であります。

3款、基金積立金、1項1目、介護給付費準備基金積立金1,488万7千円の増額は、令和2年度繰越金から、今次補正で必要となる額を除き、その残額を介護給付費準備基金へ積立てるものであります。これにより、介護給付費準備基金の令和3年度末の残高は、3,963万7千円になる見込みであります。

6款、諸支出金、1項2目、償還金1,460万4千円の追加は、令和2年度介護給付費の確定に伴う国、県などへの返還金であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決を賜りますようお願いいたします。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第14号、令和3年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第1次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第14号、令和3年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第1次)は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第15号、令和3年度西会津町水道事業会計補正予算(第1次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 議案第15号、令和3年度西会津町水道事業会計補正予算(第1次)の調製についてご説明いたします。

主な内容であります。収益的収入及び支出の収入は、雑収入による財源調整です。資本的収入及び支出の収入は、一般会計負担金などの財源調整で、支出は、機器の更新工事や消火栓新設に伴う工事費の増額などです。

それでは予算書をご覧くださいと思います。

第1条、総則、令和3年度西会津町の水道事業会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の補正、令和3年度西会津町の水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入は、第1款、水道事業収益、2項2目、他会計補助金は補正予定額30万4千円を減額し、4目、雑収益は同額を増額するものです。

支出はありません。

第3条、資本的収入及び支出の補正、予算第4条本文中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億586万2千円は、当年度消費税及び地方消費税、資本的収支調整額914万6千円、過年度損益勘定留保資金5,276万1千円、減債積立金1,500万円、建設改良積立金600万円、及び当年度損益勘定留保資金2,295万5千円で補てんするものとする。」を、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,006万8千円は、当年度消費税及び地方消費税、資本的収支調整額955万6千円、過年度損益勘定留保資金5,621万9千円、減債積立金1,500万円、建設改良積立金600万円、及び当年度損益勘定留保資金2,329万3千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

2ページをご覧くださいと思います。

まず収入は、補正予定額162万4千円を増額し、合計1億2,470万円とするものです。支出は、補正予定額583万円を増額し、合計2億3,476万8千円とするものです。詳細は、実施計画により説明いたしますので、3ページをご覧くださいと思います。

まず収益的収入及び支出の収入は、第1款、水道事業収益、2項2目、他会計補助金は一般会計補助金30万4千円の減額です。4目、雑収益は東京電力原子力損害賠償金30万4千円を増額です。

4ページをご覧くださいと思います。次に、資本的収入及び支出の収入です。

第1款、水道事業資本的収入、2項1目、他会計補助金は一般会計補助金30万4千円を増額、及び、3項1目、他会計負担金は、小屋田地内消火栓の新築に伴う一般会計負担金132万円を増額です。

次に、支出です。

第1款、水道事業資本的支出、1項1目、建設改良費352万円を増額は、大久保浄水場水位計の更新工事や小屋田地内消火栓新設に伴う工事費の追加計上です。

第2款、簡易水道等事業資本的支出、1項1目、建設改良費231万円を増額は、小山地内舗装本復旧工事費の追加計上です。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 15 号、令和 3 年度西会津町水道事業会計補正予算（第 1 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第 15 号、令和 3 年度西会津町水道事業会計補正予算（第 1 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 16 号、令和 3 年度西会津町下水道事業会計補正予算（第 1 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 議案第 16 号、令和 3 年度西会津町下水道事業会計補正予算（第 1 次）の調製についてご説明いたします。

今次補正予算は、収益的収入及び支出のうち、支出の一部組み換えであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

第 1 条、総則、令和 3 年度西会津町の下水道事業会計補正予算（第 1 次）は、次に定めるところによる。

第 2 条、収益的収入及び支出の補正、令和 3 年度西会津町の下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入はありません。

支出の第 1 款、公共下水道事業費用は、第 1 項、営業費用の補正予定額 8 万 5 千円を増額し、第 4 項、予備費で同額を減額するものです。

第 2 款、農業集落排水処理事業費用は、第 1 項、営業費用の補正予定額 110 万円を減額し、第 2 項、営業外費用で同額を増額するものです。

詳細は、実施計画により説明いたしますので、2 ページをご覧いただきたいと思います。

収益的収入及び支出の支出は、第 1 款、公共下水道事業費用、1 項 1 目、管渠費は、管渠等点検調査委託料 15 万円の減額、及び修繕費 38 万 5 千円の増額、2 目、処理場費は、施設機器等点検調査委託料 15 万円の減額で、補正予定額の差額を予備費で調整するものです。

第 2 款、農業集落排水処理事業費用、1 項 2 目、処理場費は、処理施設管理委託料で 110 万円の減額、及び 2 項 2 目、消費税及び地方消費税は申告額確定により 110 万円の増額です。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第16号、令和3年度西会津町下水道事業会計補正予算(第1次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第16号、令和3年度西会津町下水道事業会計補正予算(第1次)は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。(14時51分)

令和3年第5回西会津町議会定例会会議録

令和3年9月10日（金）

開 議 10時00分
散 会 10時59分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	11番	清野佐一
4番	秦貞継	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	大 竹 享	会計管理者兼出納室長	成 田 信 幸
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	伊 藤 善 文	学校教育課長	玉 木 周 司
町民税務課長	渡 部 峰 明	生涯学習課長	五十嵐 博 文
福祉介護課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	佐 藤 泰
健康増進課長	小 瀧 武 彦	農業委員会長	江 川 新 壽
商工観光課長	岩 渕 東 吾	農業委員会事務局長	矢 部 喜代栄
農林振興課長	矢 部 喜代栄		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

令和3年第5回議会定例会議事日程（第8号）

令和3年9月10日 午前10時開議

開 議

- 日程第1 議案第17号 西会津町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第2 議案第18号 財産の取得について（町民バス）
- 日程第3 議案第19号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第4 議案第20号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第5 報告第1号 委任専決処分事項
- 日程第6 意見書案第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
- 日程第7 意見書案第2号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書
- 日程第8 常任委員会の管外行政調査実施申出について
- 日程第9 議員派遣について
- 日程第10 広報広聴常任委員会の継続審査申出について
- 日程第11 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第12 議会活性化特別委員会の継続審査申出について

閉 会

（広報広聴常任委員会 広報分科会）

○議長 おはようございます。

令和3年第5回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、議案第17号、西会津町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

企画情報課長、伊藤善文君。

○企画情報課長 議案第17号、西会津町過疎地域持続的発展計画の策定についてご説明いたします。

お手元に西会津町過疎地域持続的発展計画を配付しておりますので、ご確認のほどお願いしたいと思います。

本案につきましては、町長が提案理由の説明で申し上げましたとおり、本年4月に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、令和3年度から令和7年度までの5年間の西会津町過疎地域持続的発展計画を策定するものであります。

計画の内容につきましては、町総合計画(前期)、「町まち・ひと・しごと創生総合戦略(第2期)」及び、公共施設等総合管理計画と整合を図るとともに、持続的発展に向けた基本方針のほか、新たな項目として「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」「地域における情報化」「再生可能エネルギーの利用の促進」の三つを加えた、合計13項目についてまとめたものでございます。

本計画の策定により、国からの補助金の上乗せや過疎対策事業債が充当できるなど財政的にも有利となるものであります。また、今後の行政需要等により過疎対策事業債を活用した事業を新たに実施する場合には、本計画を変更し対応してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思っております。

西会津町過疎地域持続的発展計画の策定につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、本計画につきましては、去る8月25日開催いたしました町総合政策審議会に諮問し、原案を適当と認めるとの答申をいただいております。

以上で、説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第17号、西会津町過疎地域持続的発展計画の策定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第 17 号、西会津町過疎地域持続的発展計画の策定については、原案のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 18 号、財産の取得について（町民バス）を議題といたします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第 18 号、財産の取得について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、現在、町民バスの野沢坂下線で使用しております 54 人乗りバスについて、平成 20 年度に導入してから 10 年以上が経過し、老朽化に伴う性能の低下が著しいことから、この度、更新するものであります。なお、新たに更新いたしますバスは、利用者数の現状を考慮し、29 人乗りといたします。

それでは、議案書をご覧ください。

まず、1 の取得する財産及び数量であります。小型バス 29 人乗り 1 台であります。

2 の取得の方法は売買であります。

去る 8 月 23 日に、指名競争入札による入札会を執行したところであり、入札に指名した業者は、お手元に配布いたしました入札結果のとおり、有限会社斎藤オート、有限会社渡部泉商店・野沢自動車工業、有限会社相原モータースの 3 社であります。

入札の結果、有限会社斎藤オート・代表取締役斎藤一博氏が 1,420 万円で落札いたしましたので、これに消費税及び地方消費税を加算した額、1,562 万円を取得価格として、同日、物品売買契約を締結いたしました。納入期限は令和 4 年 3 月 24 日であります。

以上で説明を終了させていただきますが、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 何点か質問したいと思います。

まず 1 点目、この予定価格、落札率ほどのくらいなのか、その場合、工事と違って、こういう車関係の場合の落札率というのは、どういうふうに解釈したらいいのか、ちょっとその辺も踏まえてお願いします。

それとこの、いつもだと同等品とか何かという話、メーカーはどういったもので、どういう車種でしょうか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

今回の落札率でございますが、98.68 パーセントでございます。

あと落札率の考えというご質問。

○武藤道廣 どの辺までを期待しているのか。

○総務課長 今回の落札率は、今申し上げました 98.68 パーセントでございます。物品の入札の場合、それぞれ様々な落札率になるわけでございますけれども、95 パーセントを下回る落札もありますし、99 パーセントくらいの落札率もございます。ものによって、入札の種類、種類といいますか、によって時々で変わるわけでございますけれども、今回の落札率につきましては、予定価格を設定する際に、一応参考見積りはもちろんもらった上で予算措置をし、予定価格を設定する際に、参考見積りよりも落として予定価格を設定してございますので、実際の参考見積りよりは 98.68 以上に落ちているということでございます。

あともう 1 点、今回の町民バスにつきましては、一応 4 輪駆動のバスということで、29 人乗りで 4 輪駆動のバスを生産しているメーカーは三菱ふそうのみであります。

以上でよろしいでしょうか。

○議長 ほかに。

7 番、小柴敬君。

○小柴敬 1 点お伺いします。今回のバスのカラーリングというか、艀装というか、そのペインティングですね、これは従来の、今走っている町民バスと同じような形態にするのか、今現在走っているのは、レッツゴーシャトルというような形でペインティングされていますけれども、その点はどういうふうな形になってできあがってくるのでしょうか。

○議長 総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

現在の車両と同じでございます。

○議長 よろしいですか。ほかに。

6 番、三留正義君。

○三留正義 私、1 点だけなんですけど、数軒の車屋さんとちょっとお話したときに、仕入れ価格を割るんだという話を何店か、地元の車屋さん数軒から聞いたときがあったので、この価格、予定価格が適正なのか、算出基礎は何なのか、その点だけお答えいただきたいと思います。

○議長 総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

先ほどもお話したとおり、まず予算取りをする際に参考見積りを徴しております。その参考見積りは町内業者から徴しているわけでございますけれども、割れるといたしますか、そういったことは、事前に一応調査した上で予定価格を設定していますので、町としてはそういう認識はございません。

○議長 6 番、三留正義君。

○三留正義 大型のものは、割れるとかそういうのはないのかもしれませんが、かつて小型とか、普通とか、軽についてはそういう話、その話は軽の部門の話だったんですが、大方のものについては適正なんだと。今後、やはり価格を求めていく上で、もうちょっと慎重に、丁寧にやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長 総務課長。

○総務課長 今回のバスにつきましては、3社とも予定価格の範囲内で応札があったと。今議員おっしゃるような、軽自動車でそういうことがあったとすれば、今後十分調査をしながら、適正な入札をしてまいりたいと考えてございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第18号、財産の取得について(町民バス)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第18号、財産の取得について(町民バス)は、原案のとおり可決されました。

議案配付のため、暫時休議にします。(10時15分)

○議長 再開します。(10時17分)

日程第3、議案第19号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 議案第19号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

本年12月31日で任期満了となります人権擁護委員につきましては、その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、新郷呼賀在住の貝沼利則さんを適格者として認め、推薦したいので、ここにご提案申し上げる次第であります。

貝沼さんについてご紹介申し上げますと、昭和29年3月、新郷呼賀の生まれで、拓殖大学政経学部を卒業後、昭和51年8月に警視庁警察官を拝命された後、37年間の警察官人生を送られ、平成25年8月に退職されました。また、平成27年4月から1年間、西会津町集落支援員を務められた経験を持ち、現在は西会津町シルバー人材センター理事を務められており、温厚誠実な人柄から、地域の厚い信頼を得られている方です。任期につきましては、3年です。

以上、略歴等につきましてご説明を申し上げますが、その職務の重要性に鑑み、貝沼利則さんを入権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑・討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから議案第 19 号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、適任者と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第 19 号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任者として認めることに決しました。

日程第 4、議案第 20 号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 議案第 20 号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

本年 12 月 31 日で任期満了となります人権擁護委員につきましては、その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、野沢芝草在住の長澤文子さんを適格者として認め、推薦したいので、ここにご提案申し上げる次第であります。

長澤さんについてご紹介申し上げますと、昭和 30 年 6 月の生まれで、東京都立商科短期大学を卒業後、昭和 56 年 4 月に福島県田村郡船引町立中山小学校を振り出しに、西会津町立群岡小学校、尾野本小学校、高郷村立高郷第二小学校、会津坂下町立八幡小学校、坂下小学校、西会津町立野沢小学校、西会津小学校と主に会津地方の小学校の教壇に立たれ、平成 28 年 3 月に退職されました。また、平成 28 年 12 月から民生児童委員を、令和元年 5 月からは、町国民健康保険運営協議会委員を務められており、温厚誠実な人柄から、地域の厚い信頼を得られている方であります。任期につきましては、3 年であります。

以上、略歴等につきましてご説明を申し上げましたが、その職務の重要性に鑑み、長澤文子さんを人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑・討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから議案第 20 号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、適任者と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第 20 号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任者として認めることに決しました。

12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 今、この人事案件に対して、何ら言うところはありませんけれども、この人権擁護委員を推薦するにあたっては、それなりの推薦条件があったと思うんですが、今でもその条件は継続されておるのでしょうか。そして、その条件の内容というのはどういうものか、ちょっと質問する機会がなかったものですから、お許し願いたいと思います。

○議長 暫時休議にします。(10時25分)

○議長 再開します。(10時26分)

町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 推薦するにあたっての取り決めでございますが、人権擁護委員法というのがございまして、その中で委員の欠格事項と、なることができないという項目がございます、第7条でございすけれども、一例を申し上げますと、禁固以上の刑に課せられ、その執行を終わるまで、また執行を受けることができなくなるまでの者とか、日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法またはそのもとに成立した政府を、暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、またはこれに加入した者とか、欠格事項がございまして、それに該当しない場合は推薦できるということになってございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 以前、私聞いたのは、公務員とか、そういった公的な職務経験者とか、そういうところに携わった人というような条件があったと思うんですが、それはなくなって、民間でも誰でもいいという判断でよろしいのでしょうか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 必ずしも何かを経験、公務員関係を経験してこないといけないということではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 日程第5、報告第1号、委任専決処分事項の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 報告第1号、委任専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、昭和53年6月30日にご議決をいただいております町長の専決処分事項の指定に基づき、損害賠償並びに和解に関することについて、委任専決処分を行ないましたので、その内容についてご報告を申し上げます。件数は1件で、物損事故に係るものであります。

それでは、報告第1号の報告書をご覧願います。

まず、事件の発生日月日につきましては、令和3年7月5日であります。

その内容であります。喜多方市江中子4178番地の、いとう眼科駐車場において、車両を後退させた際、後方不注意により駐車してあった車両と接触し、フロントバンパーを損傷させたものであります。

損害箇所等及び事件の相手方は記載のとおりであります。和解の年月日及び賠償額に

つきましては、令和3年7月25日、10万3,909円であります。

なお、過失割合につきましては、当方100パーセントであります。

以上をもちまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づく委任専決処分事項の報告を終了させていただきます。

○議長 　ただいまの報告対し質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 　これで質疑を終わります。

これで報告第1号、委任専決処分事項の報告を終わります。

日程第6、意見書案第1号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

9番、多賀剛君。

○多賀剛 　意見書案第1号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

提出者は記載の議会運営委員の6名でございます。

標記の意見書を、会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

提出先は、衆議院議長、大島理森殿、ほか記載の7名の方々です。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的、社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。コロナ禍で地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

記

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、経済財政運営と改革の基本方針2021において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い、社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等にかかる特例措置は、本来、国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地にかかる固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする事。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5、炭素にかかる税を小節または拡充する場合には、その一部を地方税、または地方贈与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上であります。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから意見書案第1号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

従って、意見書案第1号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第7、意見書案第2号、豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

9番、多賀剛君。

○多賀剛　意見書案第2号、豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書。

提出者は記載の議会運営委員の6名であります。

標記の意見書を、会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

提出先は、衆議院議長、大島理森殿、ほか記載の10名の方々です。

豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書。

豪雪地帯対策については、これまで積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法や豪雪法に基づく特別措置等により往時に比べ、冬期間の生活環境は大幅に改善されてきたところであるが、近年、少子高齢化の進展や空き家の増加等による地域の克雪力の低下に加え、気候変動の影響による雪の降り方の変化に直面している。特に令和2年度の豪雪では、短期集中的な降雪の影響により、要援護者世帯の助排雪の遅れや、空き家の倒壊が生じ、さらには雪下ろし等、除雪作業に伴い、高齢者を中心に多数の死傷者が発生するなど、多くの課題が明らかになった。

このように、豪雪地帯を取り巻く状況が変化する中で、住民の安全安心を確保していくためには、これまでの国による支援措置に加え、豪雪地帯における様々な課題への迅速な対応を可能とする支援策が必要である。

よって、国会並びに政府におかれては、特別豪雪地帯における基幹道路の整備及び公立小中学校等の施設等の整備を促進するため、豪雪法第14条及び第15条の特例措置につい

て10カ年の延長を講ずるとともに、豪雪地帯の住民の安全安心な生活を確保するため、雪処理の担い手確保など、豪雪地帯特有の課題に対して、交付金や基金等により柔軟に対応できる財政支援制度を創設するなど、総合的な対策を実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上であります。

○議長　これから質疑を行います。
（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。
これから意見書案第2号、豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。
従って、意見書案第2号、豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書は、原案のとおり可決されました。
日程第8、常任委員会の管外行政調査実施申出について議題とします。
総務常任委員会より所管にかかる事項の現況を把握するため、閉会中、管外の優良自治体及び施設等を調査したい旨の申し出があります。
お諮りします。
総務常任委員会からの申し出のとおり、管外行政調査を実施することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。
従って、総務常任委員会から申し出のとおり、管外行政調査を実施することに決定しました。
なお、その結果は12月議会定例会に報告をお願いします。
日程第9、議員派遣についてを議題とします。
来る10月20日、水曜日に開催されます福島県町村議会議長会主催の議員研修会並びに11月4日、木曜日に開催されます喜多方広域管内3市町村議会議員研修会に全議員出席するため、西会津町議会会議規則第118条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。
お諮りします。
議員研修会への議員派遣について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

従って、議員研修会に議員を派遣することに決定しました。

なお、お諮りします。

ただいま議決した議決事項について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

日程第10、広報広聴常任委員会の継続審査申出についてを議題とします。

広報広聴常任委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

広報広聴常任委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、広報広聴常任委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第11、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第12、議会活性化特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会活性化特別委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

議会活性化特別委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議会活性化特別委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長よりあいさつがあります。

町長、薄友喜君。

○町長 閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、条例の一部改正及び令和2年度歳入歳出決算の認定、令和3年度一般会計補正予算案、人事案件など、町政が当面する重要な案件20件、報告1件についてご審議をいただいたところではありますが、議員各位におかれましては、特段のご精励を賜り、全議案について、原案のとおりご承認いただき、厚く御礼を申し上げます。

今後は、一般質問及び議案審議の過程で皆さまよりいただきましたご意見を十分に尊重し、誠意をもって町政に反映させてまいる所存であります。また、2期目に向け所信の一端で表明いたしましたまちづくりに、誠心誠意努めてまいる覚悟でありますので、特段のご理解とご協力を賜りますよう、衷心よりお願いを申し上げます。閉会のごあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長 閉会にあたり一言あいさつを申し上げます。

今期定例会は去る9月3日の開会以来、本日まで8日間にわたり、条例の一部改正をはじめ、令和2年度の決算の認定、令和3年度の補正予算、計画の策定など、多数の重要案件について議員各位の終始、極めて真剣にご審議をいただき、議事進行に各位のご協力を得ましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

執行部におかれましては、本会議において議員各位から述べられました意見及び要望事項につきましては、特に考慮され、執行の上に十分反映されますよう強く望む次第であります。

現在、新型コロナウイルスワクチン接種が順調に進んでおり、あと一月ほどで完了するとのことで、多忙な中での執行部のご尽力に、改めて敬意を表しますとともに、今後とも一層の感染防止対策、及び地域活性化対策を切望するものであります。

これから秋も深まってまいります。町当局はじめ、議員各位におかれましては、新型コロナウイルスの感染に留意され、この上ともご自愛くださいまして、町政のより積極的な推進にご尽力賜らんことをお願い申し上げます。閉会の言葉といたします。

これをもちまして令和3年第5回西会津町議会定例会を閉会します。(10時50分)